

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

。 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（事業の種類） 第十一条 漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。 一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖 二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導 三 七（略） 八 漁場の利用に関する施設（漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。） 九（略） 十（略） 十一（略） 十二（略） 十三 組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育及び組合員に対する一般的情報の提供に関する施設 十四（略） 十五（略） 十六（略） 2 組合員に出資をさせない組合（以下この章において「非出資組合」と	（事業の種類） 第十一条 漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。 一 五（略） 六 水産動植物の繁殖保護、水産資源の管理その他漁場の利用に関する施設（漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。） 七（略） 八（略） 八の二（略） 九（略） 十 水産に関する経営及び技術の向上並びに組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設 十一（略） 十一の二（略） 十二（略） 2 組合員に出資をさせない組合（以下この章において「非出資組合」と

いう。）は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第四号又は第十一号の事業を行うことができない。

3 第一項第四号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一（四）（略）

五 国債等（国債、地方債並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。以下同じ。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

六 有価証券（国債等に該当するもの並びに証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げるものに限る。）の私募（同法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）の取扱い

七（十二）（略）

4 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

5 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）に係る事業を行うことができる。

6 組合は、第三項第五号の事業のうち募集の取扱いの事業を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

7 組合が第四項の規定により同項に規定する事業を行おうとするときは

いう。）は、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号又は第八号の二の事業を行うことができない。

3 第一項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一（四）（略）

五（十）（略）

4 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）に係る事業を行うことができる。

、当該組合は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該事業については、その内容及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可を受けた事業の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

8| 組合が第五項の規定により信託業務に係る事業を行おうとするときは、当該組合は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

9| 組合は、第三項第八号の事業を行う場合には、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六十八条第一項第八号ただし書、第七十条第二項、第七十五条第二項第十号、同条第四項（同法第二百一十一条第三項及び第二百八十条ノ十四において準用する場合を含む。）、第七十八条（同法第二百一十一条第三項、第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項において準用する場合を含む。）、第八十九条（同法第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項並びに有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二条第三項（同法第五十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二百八十条ノ六、第二百八十条ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一条ノ六第二項第三号並びに第三百四十一条ノ八第二項第五号、有限会社法第七条第四号ただし書及び第十二条第二項（同法第二十三条ノ二及び第五十七条において準用する場合を含む。）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第八十条第十号、第八十二条第四号、第九十五条第六号及び第九十六条第二号（同法第八十二条第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、銀行とみなす。

5| 組合が前項の規定により信託業務に係る事業を行おうとするときは、当該組合は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

6| 組合は、第三項第六号の事業を行う場合には、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六十八条第一項第八号ただし書、第七十条第二項、第七十五条第二項第十号、同条第四項（同法第二百一十一条第三項及び第二百八十条ノ十四において準用する場合を含む。）、第七十八条（同法第二百一十一条第三項、第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項において準用する場合を含む。）、第八十九条（同法第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項並びに有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二条第三項（同法第五十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二百八十条ノ六、第二百八十条ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一条ノ六第二項第三号並びに第三百四十一条ノ八第二項第五号、有限会社法第七条第四号ただし書及び第十二条第二項（同法第二十三条ノ二及び第五十七条において準用する場合を含む。）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第八十条第十号、第八十二条第四号、第九十五条第六号及び第九十六条第二号（同法第八十二条第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、銀行とみなす。

10| 組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその施設（第三項第三号及び第四号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号から第十号まで及び第十二号並びに第四項の規定に係る場合を除き、一事業年度において組合員及び他の組合の組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員及び他の組合の組合員が利用する事業の分量の総額（政令で定める事業については、政令で定める額）を超えてはならない。

11| 次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を組合員とみなす。

一 第一項第三号の事業 組合員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者

二 第一項第四号の事業 組合員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人

三 第一項第十一号及び第十二号の事業 組合員と世帯を同じくする者

12| 組合は、第十項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 四 （略）

（資源管理規程）

第十一条の二 前条第一項第一号の事業を行う組合は、一定の水面において水産動植物の採捕の方法、期間その他の事項を適切に管理することにより水産資源の管理を適切に行うため、当該水面において組合員が漁業

7| 組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその施設（第三項第三号及び第四号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号から第八号まで及び第十号の規定に係る場合を除き、一事業年度において組合員及び他の組合の組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員及び他の組合の組合員が利用する事業の分量の総額（政令で定める事業については、政令で定める額）を超えてはならない。

8| 次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を組合員とみなす。

一 第一項第一号の事業 組合員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者

二 第一項第二号の事業 組合員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人

三 第一項第八号の二及び第九号の事業 組合員と世帯を同じくする者

9| 組合は、第七項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 四 （略）

(遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第一項に規定する遊漁船業を含む。以下この条において同じ。)を営むに当たつて遵守すべき事項に関する規程(以下「資源管理規程」という。)を定めようとする場合には、行政庁の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 資源管理規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 資源管理規程の対象となる水面の区域並びに水産資源及び漁業の種類

二 水産資源の管理の方法

三 資源管理規程の有効期間

四 資源管理規程に違反した場合の過怠金に関する事項

五 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の認可(同項の変更の認可を含む。第七項において同じ。)を受けようとする組合は、第四十八条第一項第二号の規定による総会の議決の前に、当該資源管理規程の対象となる水面において当該資源管理規程の対象となる漁業を営む組合員の三分の二以上の書面による同意を得なければならない。

4 前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該資源管理規程についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定める方法を除く。)により得られた当該資源管理規程についての同意は、組合の使用に係る電子計

算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。

6 資源管理規程は、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第十二条の二第一項に規定する資源管理協定又は漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八条第一項に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則（以下この項において「漁業権行使規則等」という。）が存する場合にあつては、当該資源管理協定又は漁業権行使規則等に從つた内容のものでなければならない。

7 組合が第一項の認可を受けた資源管理規程に違反した場合の過怠金については、第二十三条の規定は、適用しない。

8 前各項に規定するもののほか、資源管理規程に関し必要な事項は、政令で定める。

（出資の総額の最低限度）

第十一条の三 第十一条第一項第四号の事業を行う組合の出資（第十九条の二第二項の回転出資金を除く。）の総額は、政令で定める区分に応じ、政令で定める額以上でなければならない。

2 前項の政令で定める額は、一億円（組合員（第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円）を下回つてはならない。

（信用事業規程）

第十一条の四 組合は、第十一条第一項第四号の事業を行おうとするときは、信用事業規程を定め、行政庁の認可を受けなければならない。

（出資の総額の最低限度）

第十一条の二 前条第一項第二号の事業を行う組合の出資（第十九条の二第二項の回転出資金を除く。）の総額は、政令で定める区分に応じ、政令で定める額以上でなければならない。

2 前項の政令で定める額は、二千万円（組合員（第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円）を下回つてはならない。

（信用事業規程）

第十一条の三 組合は、第十一条第一項第二号の事業を行おうとするときは、信用事業規程を定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 前項の信用事業規程には、信用事業（第十一条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業をいう。 第十一条の六第一項、第十一条の七第二項、第十一条の十、第十七条の二第一項、第十七条の三第一項、第三十四条第三項、第五十条第三号の二、第五十四条の二第一項、第二項、第四項及び第七項、第五十八条の三第一項及び第四項、第二百二十三条の二第一項及び第四項、第二百二十七条第一項、第二百二十七条の二第一号、第二百二十七条の三第五号並びに第三百十条第一項第二十九号において同じ。）の種類及び事業の実施方法に関して主務省令で定める事項を記載しなければならぬ。

3 信用事業規程の変更（軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものを除く。）又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 組合は、前項の主務省令で定める事項に係る信用事業規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

5 第一項及び第三項の認可の申請は、申請書に主務省令で定める書類を添えてしなければならない。

（地方公共団体等に対する貸付けの最高限度）

第十一条の五 組合は、第十一条第十二項の規定により貸付けを行う場合において、一事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けについてその総額が当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員に対する貸付けの総額に政令で定める割合を乗じて得た額を超えることとなるときは、毎事業年度、当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度について

2 前項の信用事業規程には、信用事業（第十一条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項及び第四項の事業をいう。 第十一条の五第一項、第十一条の六第二項、第十七条の二第一項、第十七条の三第一項、第四十八条第一項第五号、第五十条第三号の二、第五十四条の二、第五十八条の三、第二百二十三条の二第一項及び第四項、第二百二十七条第一項、第二百二十七条の二第一号、第二百二十七条の三第五号並びに第三百十条第一項第十号において同じ。）の種類及び事業の実施方法に関して主務省令で定める事項を記載しなければならぬ。

3 信用事業規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第一項及び前項の認可の申請は、申請書に主務省令で定める書類を添えてしなければならない。

（地方公共団体等に対する貸付けの最高限度）

第十一条の四 組合は、第十一条第九項の規定により貸付けを行う場合において、一事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けについてその総額が当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員に対する貸付けの総額に政令で定める割合を乗じて得た額を超えることとなるときは、毎事業年度、当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度について

て、行政庁の認可を受けなければならない。

（経営の健全性の確保）

第十一条の六 主務大臣は、第十一条第一項第四号の事業を行う組合の信用事業の健全な運営に資するため、当該組合がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

一 （略）

二 当該組合及びその子会社その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある会社の保有する資産等に照らし当該組合及び当該特殊の関係のある会社の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

三 （略）

2・3 （略）

（貯金者等に対する情報の提供等）

第十一条の七 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、貯金又は定期積金の受入れに関し、貯金者及び定期積金の積金者（以下この項において「貯金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、貯金又は定期積金に係る契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

2 前項及び他の法律に定めるもののほか、同項の組合は、主務省令で定めるところにより、その信用事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない

、行政庁の認可を受けなければならない。

（経営の健全性の確保）

第十一条の五 主務大臣は、第十一条第一項第二号の事業を行う組合の信用事業の健全な運営に資するため、当該組合がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

一 （略）

二 当該組合及びその子会社（第十七条の二第一項各号に掲げる会社に該当するものに限る。第十一条の七、第十一条の八及び第五十八条の二において同じ。）その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある会社の保有する資産等に照らし当該組合及び当該特殊の関係のある会社の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

三 （略）

2・3 （略）

（貯金者等に対する情報の提供等）

第十一条の六 第十一条第一項第二号の事業を行う組合は、貯金又は定期積金の受入れに関し、貯金者及び定期積金の積金者（以下この項において「貯金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、貯金又は定期積金に係る契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

2 前項の組合は、貯金又は定期積金の受入れ以外の信用事業に関しても、他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、主務省令で定めるところにより、その信用事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健

い。

(同一人に対する信用の供与等)

第十一条の八 第十一条第一項第四号の事業を行う組合の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の額は、政令で定める区分ごとに、当該組合の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割(法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。)若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の組合が子会社(第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。次条、第十七条の二、第十七条の三、第三十四条第十一項及び第五十八

条の二第二項において同じ。)で主務省令で定める会社以外のものその他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある者(以下この条において「子会社等」という。)を有する場合には、当該組合及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「合算信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(同一人に対する信用の供与等)

第十一条の七 第十一条第一項第二号の事業を行う組合の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の額は、政令で定める区分ごとに、当該組合の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割(法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。)若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の組合が子会社(主務省令で定める会社を除く。)その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある者(以下この条において「子会社等」という。)を有する場合には、当該組合及び当該子会社等又は

当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「合算信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

3〕5 (略)

(特定関係者との間の取引等)

第十一条の九 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、その特定関係者(当該組合の子会社その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)又はその特定関係者に係る利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき主務省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

一・二 (略)

(会計の区分経理)

第十一条の十 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、信用事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

(倉荷証券の発行)

第十二条 第十一条第一項第七号に掲げる保管事業を行う組合は、主務大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2〕4 (略)

第十五条 商法第六百十六條から第六百十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條までの規定は、組合が倉荷証券を発行した場合について準用する。

3〕5 (略)

(特定関係者との間の取引等)

第十一条の八 第十一条第一項第二号の事業を行う組合は、その特定関係者(当該組合の子会社その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)又はその特定関係者に係る利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき主務省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

一・二 (略)

(倉荷証券の発行)

第十二条 第十一条第一項第五号に掲げる保管事業を行う組合は、主務大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2〕4 (略)

第十五条 商法第六百十六條から第六百十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條までの規定は、組合が倉荷証券を発行した場合に、これを準用する。

(資源管理規程)

第十五条の二 第十一条第一項第六号の事業を行う組合は、一定の水面において水産動植物の採捕の方法、期間その他の事項を適切に管理することにより水産資源の管理を適切に行うため、当該水面において組合員が漁業を営むに当たつて遵守すべき事項に関する規程（以下「資源管理規程」という。）を定めようとする場合には、行政庁の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 資源管理規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 資源管理規程の対象となる水面の区域並びに水産資源及び漁業の種類

二 水産資源の管理の方法

三 資源管理規程の有効期間

四 資源管理規程に違反した場合の過怠金に関する事項

五 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の認可（同項の変更の認可を含む。第七項において同じ。）を受けようとする組合は、第四十八条第一項第二号の規定による総会の議決の前に、当該資源管理規程の対象となる水面において当該資源管理規程の対象となる漁業を営む組合員の三分の二以上の書面による同意を得なければならない。

4 前項の場合において、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該資源管理規程についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法（農林水産省令で定める方法を除く。）により得られた当該資源管理規程についての同意は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。

6 資源管理規程は、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第十二条の二第一項に規定する資源管理協定又は漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八条第一項に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則（以下この項において「漁業権行使規則等」という。）が存する場合にあつては、当該資源管理協定又は漁業権行使規則等に從つた内容のもでなければならない。

7 組合が第一項の認可を受けた資源管理規程に違反した場合の過怠金については、第二十三条の規定は、適用しない。

8 前各項に規定するもののほか、資源管理規程に関し必要な事項は、政令で定める。

（共済規程）

第十五条の二 組合が、第十一条第一項第十一号の事業を行おうとするときは、事業の種類その他事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して農林水産省令で定める事項を共済規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 （略）

（責任準備金）

第十五条の三 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度末において、その事業の種類ごと

（共済規程）

第十五条の三 組合が、第十一条第一項第八号の二の事業を行おうとするときは、事業の種類その他事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して農林水産省令で定める事項を共済規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 （略）

（責任準備金）

第十五条の四 第十一条第一項第八号の二の事業を行う組合は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度末において、その事業の種類ごと

に、責任準備金を計算し、積み立てなければならない。

（会計の区分経理）

第十五条の四 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合は、同号の事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

（財産の運用方法の制限）

第十五条の五 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合の財産で前条の規定により同号の事業に係るものとして区分された会計に属するものは、農林水産省令で定める方法によるほか、これを運用してはならない。

（団体協約の効力）

第十六条 第十一条第一項第十四号の団体協約は、書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

2 （略）

（子会社の範囲等）

第十七条の二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、次に掲げる業務を専ら営む国内の会社（第一号に掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該組合の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の信用事業に相当する事業を行い、又は信用事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社を子会社としてはならない。

とに、責任準備金を計算し、積み立てなければならない。

（会計の区分経理）

第十五条の五 第十一条第一項第八号の二の事業を行う組合は、同号の事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

（財産の運用方法の制限）

第十五条の六 第十一条第一項第八号の二の事業を行う組合の財産で前条の規定により同号の事業に係るものとして区分された会計に属するものは、農林水産省令で定める方法によるほか、これを運用してはならない。

（団体協約の効力）

第十六条 第十一条第一項第十一号の団体協約は、書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

2 （略）

（子会社の範囲等）

第十七条の二 第十一条第一項第二号の事業を行う組合は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の信用事業に相当する事業を行い、又は信用事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社を子会社（第十一条の五第二項に規定する子会社をいう。以下この条、次条及び第三十四条第十項において同じ。）としてはならない。

一 組合の行う信用事業に従属する業務として主務省令で定めるもの（第四項及び次条第一項において「従属業務」という。）

二 第十一条第一項第三号又は第四号の事業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

2
(略)

一 組合の行う信用事業に従属する業務として主務省令で定めるもの（第九項及び次条第一項において「従属業務」という。）を専ら営む会社であつて、主として当該組合の行う事業のためにその業務を営んでいる会社

二 第十一条第一項第一号又は第二号の事業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社

2
(略)

3 第一項の組合は、子会社対象会社のうち、同項第二号に掲げる会社を子会社としようとするときは、第六十九条第二項の規定により合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、第一項第二号に掲げる会社が、同項の組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により当該組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該組合は、その子会社となつた同号に掲げる会社を引き続き子会社とすることについて行政庁の認可を受けた場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、必要の措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、第一項の組合が、その子会社としている同項第一号に掲げる会社を同項第二号に掲げる会社に該当する子会社としようとするときについて準用する。

6 第一項の組合は、第三項の規定により第一項第二号に掲げる会社を子会社としようとするとき、又は前項の規定によりその子会社としている第一項第一号に掲げる会社を同項第二号に掲げる会社に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

3| 第一項の組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 子会社対象会社を子会社としようとするとき（第五十四条の二第二項又は第六十九条第二項の規定による認可を受けて第五十四条の二第二項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併をしよ
うとする場合を除く。）。

二 子会社対象会社に該当する子会社が子会社でなくなつたとき（第五十四条の二第三項の規定による認可を受けて同条第一項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡をした場合を除く。）。

三 子会社対象会社に該当する子会社が子会社対象会社に該当しない子会社となつたとき。

4| 第一項の場合において、会社が主として組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

（議決権の取得等の制限）

第十七条の三 第十一条第一項第四号の事業を行う組合又はその子会社は、信用事業会社（信用事業に相当する事業を行い、又は信用事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）である国内の会社（従属業務又は前条第一

7| 第一項の組合が同項第二号に掲げる会社を子会社としていない場合には、当該組合の理事は、当該会社の業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

8| 第一項の組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 第一項第一号に掲げる会社を子会社としようとするとき（第六十九条第二項の規定による認可を受けて合併しようとする場合を除く。）。

二 第一項第一号又は第二号に掲げる会社に該当する子会社が子会社でなくなつたとき。

三 第一項第一号に掲げる会社に該当する子会社が同号に該当しない子会社（同項第二号に掲げる会社に該当する子会社を除く。）となつたとき。

四 第一項第二号に掲げる会社に該当する子会社が同号に該当しない子会社となつたとき。

9| 第一項第一号の場合において、会社が主として組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

（議決権の取得等の制限）

第十七条の三 第十一条第一項第二号の事業を行う組合又はその子会社は、信用事業会社（信用事業に相当する事業を行い、又は信用事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）である国内の会社（従属業務を専ら営む会

項第二号に掲げる業務を専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。
。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該信用事業会社である国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2・3 （略）

4 第一項の組合又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に有することとなる信用事業会社である国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、行政庁は、当該組合又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に信用事業会社である国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

- 一 当該組合が第五十四条の第二第三項の認可を受けて同条第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲受けをしたとき（主務省令で定める場合に限る。）その信用事業の全部又は一部の譲受けをした日
- 二 第六十九条第二項の認可を受けて当該組合が合併により設立されたとき その設立された日
- 三 当該組合が第六十九条第二項の認可を受けて合併をしたとき（当該組合が存続する場合に限る。）その合併をした日

5 行政庁は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に第一項の組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて有することとなる信用事業会社である国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに

社及び前条第一項第二号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。
。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該信用事業会社である国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2・3 （略）

4 第一項の組合又はその子会社は、当該組合が第六十九条第二項の認可を受けて合併した場合には、第一項の規定にかかわらず、その合併をした日に有することとなる信用事業会社である国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、行政庁は、当該組合又はその子会社が、信用事業会社である国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて有することとなるときは、当該認可をしてはならない。

5 行政庁は、第六十九条第二項の合併の認可をするときは、その合併をした日に第一項の組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて有することとなる信用事業会社である国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日ま

当該行政庁が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 (略)

7 第十一条の六第三項の規定は、前各項の場合において第一項の組合又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

(組合員たる資格)

第十八条 (略)

2 4 (略)

5 組合は、前各項に規定する者のほか、次に掲げる者であつて定款で定めるものを組合員たる資格を有する者としてすることができる。

1 3 (略)

三の二 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する遊漁船業(第十一条の二第二項に規定する遊漁船業をいう。)を営む者であつて、その常時使用する従業者の数が五十人以下であるもの

四 (略)

(定款に記載すべき事項)

第三十二条 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。ただし、非出資組合であつて、第十一条第一項第五号から第七号までの事業を行わない組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を、その他の非出資組合の定款には、第六号の事項を記載しなくてもよい。

1 12 (略)

2 組合の定款には前項の事項のほか、組合の存立時期を定めたときはそ

で当該行政庁が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 (略)

7 第十一条の五第三項の規定は、前各項の場合において第一項の組合又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

(組合員たる資格)

第十八条 (略)

2 4 (略)

5 組合は、前各項に規定する者のほか、次に掲げる者であつて定款で定めるものを組合員たる資格を有する者としてすることができる。

1 3 (略)

三の二 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する遊漁船業(遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第一項に規定する遊漁船業をいう。)を営む者であつて、その常時使用する従業者の数が五十人以下であるもの

四 (略)

(定款に記載すべき事項)

第三十二条 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。ただし、非出資組合であつて、第十一条第一項第三号から第五号までの事業を行わない組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を、その他の非出資組合の定款には、第六号の事項を記載しなくてもよい。

1 12 (略)

2 組合の定款には前項の事項の外、組合の存立時期を定めたときはその

の時期を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を記載しなければならぬ。

3 (略)

(役員)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 第十一条第一項第四号の事業を行う組合には、役員として、信用事業を担当する常勤の理事を置かなければならぬ。この場合において、当該理事のうち一人以上は、当該組合を代表する理事でないものでなければならぬ。

4 (略)

5 役員の選挙は、無記名投票によつてこれを行ふ。ただし、定款の定めるところにより、役員候補者が選挙すべき役員の定数以内であるときは、投票を省略することができる。

6 (略)

7 定款によつて定めた投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者(第五項ただし書の規定により投票を省略した場合は、当該候補者)をもつて当選人とする。

8 総会外において役員の選挙を行ふときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。

9 役員は、第四項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員(准組合員を除く。)が総会(設立当時の役員は、創立総会)においてこれを選任することができる。

時期を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を記載しなければならぬ。

3 (略)

(役員)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 役員の選挙は、無記名投票によつてこれを行なふ。ただし、定款の定めるところにより、役員候補者が選挙すべき役員の定数以内であるときは、投票を省略することができる。

5 (略)

6 定款によつて定めた投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者(第四項ただし書の規定により投票を省略した場合は、当該候補者)をもつて当選人とする。

7 総会外において役員の選挙を行なうときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。

8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員(准組合員を除く。)が総会(設立当時の役員は、創立総会)においてこれを選任することができる。

10) (略)

11) 第十一条第一項第四号の事業を行う組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）にあつては、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合又はその子会社の理事若しくは取締役又は使用人でなかつたものでなければならぬ。

12) 第十一条第一項第四号の事業を行う組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）は、監事の互選をもつて常勤の監事を定めなければならない。

(経営管理委員)

第三十四条の二 組合は、定款の定めるところにより、役員として、理事及び監事のほか、経営管理委員を置くことができる。

2) 経営管理委員の定数は五人以上とし、当該定数の少なくとも四分の三は、准組合員以外の組合員（法人にあつては、その役員）でなければならない。ただし、設立当時の経営管理委員の定数の少なくとも四分の三は、組合員（准組合員を除く。）たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの（法人にあつては、その役員）でなければならない。

3) 経営管理委員を置く組合の理事の定数は、前条第二項の規定にかかわらず、三人以上とする。

4) 前項の組合の理事は、前条第四項及び第九項の規定にかかわらず、経営管理委員会が選任する。

5) 前条第十項の規定は、第三項の組合には、適用しない。

(役員等の兼職又は兼業の制限)

9) (略)

10) 第十一条第一項第二号の事業を行う組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）にあつては、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合又はその子会社の理事若しくは取締役又は使用人でなかつたものでなければならぬ。

11) 第十一条第一項第二号の事業を行う組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）は、監事の互選をもつて常勤の監事を定めなければならない。

(役員等の兼職又は兼業の制限)

第三十五条の二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合を代表する理事 (第三十四条の二第三項の組合を代表する理事を除く。)並びに当該組合の常務に従事する役員(第三十四条の二第三項の組合の理事及び経営管理委員を除く。)及び参事は、他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。	第三十五条の二 第十一条第二号の事業を行う組合を代表する理事 並びに当該組合の常務に従事する役員及び参事は、他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。
2 (略)	2 (略)
3 第三十四条の二第三項の組合の理事は、他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。	3 (略)
4 経営管理委員は、理事、監事又は組合の使用人を兼ねてはならない。 5 (略)	3 (略)
(理事会の職務) 第三十六条 理事会は、(第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会が決定するところに従い、)組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。	(理事会の職務) 第三十六条 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
(経営管理委員会の職務) 第三十六条の二 経営管理委員会は、この法律で別に定めるもののほか、組合の業務の基本方針の決定、重要な財産の取得及び処分その他の定款で定める組合の業務執行に関する重要事項を決定する。	
2 経営管理委員会は、理事をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。 3 理事会は、必要があるときは、経営管理委員会を招集することができる。	

4 商法第二百五十九条ノ二の規定は、前項の規定による招集について準用する。

5 経営管理委員会は、理事が次条第一項の規定に違反した場合には、当該理事の解任を総会に請求することができる。

6 経営管理委員会は、総会の日から七日前までに、前項の規定による請求に係る理事に解任の理由を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

7 第五項の規定による請求につき同項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る理事は、その時にその職を失つ。

(理事の忠実義務)

第三十七条 理事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程並びに総会及び経営管理委員会の議決を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2・3 (略)

4 理事が第四十条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、理事がその記載、登記又は公告をしたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

5 商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項の規定は、第二項の理事の責任について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項第五号ノ行為」とあるのは、「水産業協同組合法第三十七条第二項二規定スル損害賠償ノ責二任ズベキ行為」と、「第三百四十三条」とあるのは、「

(理事の忠実義務)

第三十七条 理事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程及び総会の議決を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2・3 (略)

4 理事が第四十条第一項若しくは第四十一条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、理事がその記載、登記又は公告をしたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

5 商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項の規定は、第二項の理事の責任について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項第五号ノ行為」とあるのは、「水産業協同組合法第三十七条第二項二規定スル損害賠償ノ責二任ズベキ行為」と、「第三百四十三条」とあるのは、「

同法第五十条」と、同条第八項及び第九項前段中「取締役」とあるのは「理事（水産業協同組合法第三十四条の二第三項ノ組合ニ在リテ八経営管理委員）」と読み替えるものとする。

（理事と組合との契約）

第三十八条 理事は、理事会（第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会）の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、適用しない。

（定款その他の書類の備付け及び閲覧等）

第三十九条（略）

2 理事は、総会、理事会及び経営管理委員会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

3・4（略）

同法第五十条」と読み替えるものとする。

（理事と組合との契約）

第三十八条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、適用しない。

（定款その他の書類の備付け及び閲覧等）

第三十九条（略）

2 理事は、総会及び理事会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

3・4（略）

（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等）

第四十条 理事（第十一条第一項第二号の事業を行う組合の理事を除く。次項において同じ。）は、通常総会の日の一週間前までに、非出資組合であつて同条第一項第三号から第五号までの事業を行わないものにあつては事業報告書及び財産目録を、その他の組合にあつては事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 | 組合員及び組合の債権者は、いつでも、理事に対し前項の書類の閲覧

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

第四十条 理事は、事業年度ごとに、非出資組合であつて第十一条第一項第五号から第七号までの事業を行わないものにあつては事業報告書及び財産目録を、その他の組合にあつては事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び附属明細書を作成し、理事会及び経営管理委員会の承認を受けなければならない。

2・4 (略)

5 監事は、第三項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

6 前項の監査報告書については、商法第二百八十一条ノ三第二項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「記載若八記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と、「ノ記載若八記録」とあるのは「ノ記載」と、同項第九号中「第二百八十一条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十条第一項」と、「記載若八記録」とあるのは「記載」と、同項第十号中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同項第十一号中「子会社」とあるのは「子会社（水産業協同組合法第十一条の六第二項二規定スル子会社ヲ謂フ）」と読み替えるものとする。

7・8 (略)

9 組合員及び組合の債権者は、いつでも、理事に対し前項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由が

又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

3 第一項の書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

第四十一条 理事（第十一条第一項第二号の事業を行う組合の理事に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び附属明細書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2・4 (略)

5 第一項の組合の監事は、第三項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

6 前項の監査報告書については、商法第二百八十一条ノ三第二項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「記載若八記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と、「ノ記載若八記録」とあるのは「ノ記載」と、同項第九号中「第二百八十一条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十一条第一項」と、「記載若八記録」とあるのは「記載」と、同項第十一号中「子会社」とあるのは「子会社（水産業協同組合法第十一条の五第二項二規定スル子会社ヲ謂フ）」と読み替えるものとする。

7・8 (略)

9 第一項の組合の組合員及び債権者は、いつでも、理事に対し前項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当

ないのに拒んではならない。

- 10 第一項の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載方法は、農林水産省令で定める。

（事業別損益を明らかにした書類の作成等）

- 第四十一条 第十一条第一項第四号の事業を行う組合の理事は、事業年度ごとに、前条第一項の書類のほか、主務省令で定める事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした書類を作成し、これを通常総会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により通常総会に提出する書類については、あらかじめ、理事会及び経営管理委員会の承認を受けなければならない。

（特定組合の監査）

- 第四十一条の二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。以下この条において「特定組合」という。

）は、第四十条第一項の書類について、監事の監査のほか、第八十七条第十一項に規定する全国連合会（以下この条において単に「全国連合会」という。）の監査を受けなければならない。

- 2 特定組合の理事は、通常総会の日から八週間前までに、第四十条第一項の書類（附属明細書を除く。）を監事及び全国連合会に提出しなければならない。

- 3 特定組合の理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、第四十条第一項の附属明細書を監事及び全国連合会に提出しなければならない。

4 （略）

な理由がないのに拒んではならない。

- 10 第一項の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載方法は、主務省令で定める。

（事業別損益を明らかにした書類の作成等）

- 第四十一条の二 理事は、事業年度ごとに、前条第一項の書類のほか、主務省令で定める事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした書類を作成し、これを通常総会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により通常総会に提出する書類については、あらかじめ、理事会の承認を受けなければならない。

（特定組合の監査）

- 第四十一条の三 第十一条第二号の事業を行う組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。以下この条において「特定組合」という。

）は、第四十一条第一項の書類について、監事の監査のほか、第八十七条第八項に規定する全国連合会（以下この条において単に「全国連合会」という。）の監査を受けなければならない。

- 2 特定組合の理事は、通常総会の日から八週間前までに、第四十一条第一項の書類（附属明細書を除く。）を監事及び全国連合会に提出しなければならない。

- 3 特定組合の理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、第四十一条第一項の附属明細書を監事及び全国連合会に提出しなければならない。

4 （略）

5 前項の監査報告書には、第四十条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十一条ノ三第二項第一号から第七号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項を記載しなければならない。

6・7 (略)

8 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第四十条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十一条ノ三第二項第八号、第十号及び第十二号に掲げる事項

9 (略)

10 第一項の全国連合会については、商法第二百七十四条第二項及び第二百七十四条ノ三並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下この条及び第三百三十条第一項において「商法特例法」という。)第八号から第十一号まで及び第十七条の規定を、特定組合の理事については、商法特例法第十六条第一項の規定を準用する。この場合において、商法第二百七十四条第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社(水産業協同組合法第十一条の六第二項二規定スル子会社ヲ謂フ)」と、商法特例法第八条第一項中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、「監査役会」とあるのは「監事」と、商法特例法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十一条の二第四項」と、商法特例法第十一条中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、商法特例法第十六条第一項中「第十三条第二項の規定による」とあるのは「水産業協同組合法第四十一条の二第五項において準用する」と、「監査役会」とあるのは「各監事

5 前項の監査報告書には、第四十一条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十一条ノ三第二項第一号から第七号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項を記載しなければならない。

6・7 (略)

8 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第四十一条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十一条ノ三第二項第八号、第十号及び第十二号に掲げる事項

9 (略)

10 第一項の全国連合会については、商法第二百七十四条第二項及び第二百七十四条ノ三並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下この条及び第三百三十条第一項において「商法特例法」という。)第八号から第十一号まで及び第十七条の規定を、特定組合の理事については、商法特例法第十六条第一項の規定を準用する。この場合において、商法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社(水産業協同組合法第十一条の五第二項二規定スル子会社ヲ謂フ)」と、商法特例法第八条第一項中「監査役会」とあるのは「監事」と、商法特例法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十一条の三第四項」と、商法特例法第十六条第一項中「第十三条第二項の規定による」とあるのは「水産業協同組合法第四十一条の三第五項において準用する」と、「監査役会」とあるのは「各監事」と、「記載(各監査役の意見の付記を含む。)」とあるのは「記載」と、「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十八条第一項」と、「同法第二百八十一条第一号及び第二

「と」、「記載（各監査役の意見の付記を含む。）」とあるのは「記載」と、「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十八条第一項」と、「同法第二百八十一条第一号及び第二号に掲げるもの」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と、商法特例法第十七条第一項中「第二条に掲げるもの」とあるのは「水産業協同組合法第四十条第一項の書類」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

11 特定組合については、第四十条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

12 特定組合に対する第四十条第七項から第九項までの規定の適用については、同条第七項中「監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び全国連合会の監査報告書」と、同条第八項中「及び監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び全国連合会の監査報告書」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第四十一条の二第十二項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

（役員の改選又は解任の請求）

第四十二条 組合員（准組合員を除く。）は、総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員（第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事を除く。）の改選を請求することができる。

2 第三十四条の二第三項の組合にあつては、組合員（准組合員を除く。）は、総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から理事の解任を請求することができる。

3 前二項の規定による請求は、理事の全員、経営管理委員の全員又は監

号に掲げるもの」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と、商法特例法第十七条第一項中「第二条に掲げるもの」とあるのは「水産業協同組合法第四十一条第一項の書類」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

11 特定組合については、第四十一条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

12 特定組合に対する第四十一条第七項から第九項までの規定の適用については、同条第七項中「監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び全国連合会の監査報告書」と、同条第八項中「及び監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び全国連合会の監査報告書」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第四十一条の三第十二項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

（役員の改選の請求）

第四十二条 組合員（准組合員を除く。）は、総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員の改選を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時に

事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程の違反を理由として請求する場合は、この限りでない。

4| 第一項又は第二項の規定による請求は、改選又は解任の理由を記載した書面を理事（第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員。以下この条において同じ。）に提出してこれをしなければならない。

5| 第一項又は第二項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。

6| 第四項の規定による書面の提出があつたときは、理事は総会の日から七日前までに、当該請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

7| 第一項又は第二項の規定による請求につき第五項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

8| 第四十七条の三第二項及び第四十七条の四第一項の規定は、第五項の場合について準用する。

（行政庁による仮理事の選任又は総会の招集）

第四十三条 役員の職務を行う者がないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、仮理事を選任し、又は役員（第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事を除く。以下この項において同じ。）を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙させ若しくは選任させることができる。

2
（略）

しなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程の違反を理由として請求する場合は、この限りでない。

3| 第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してこれをしなければならない。

4| 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。

5| 第三項の規定による書面の提出があつたときは、理事は総会の日から七日前までに、当該請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6| 第一項の規定による請求につき第四項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

7| 第四十七条の三第二項及び第四十七条の四の規定は、第四項の場合について準用する。

（行政庁による仮理事の選任又は総会の招集）

第四十三条 役員の職務を行う者がないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、仮理事を選任し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙させ若しくは選任させることができる。

2
（略）

（役員等に関する商法等の準用）

第四十四条 商法第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ二、第二百五十六條第三項、第二百五十八條第一項、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條第一項から第七項まで、第二百六十八條ノ二並びに第二百六十八條ノ三の規定は理事、経営管理委員及び監事について、同法第二百六十八條第八項及び第二百六十九條の規定は理事及び経営管理委員について準用する。この場合において、同法第二百五十四條ノ二第三号中「本法」とあるのは「水産業協同組合法、本法」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と読み替えるものとする。

2 民法第五十五条並びに商法第二百六十一条、第二百六十二条及び第二百七十二條の規定は理事について、第三十七條第一項から第三項まで及び第五項並びに第三十八條の規定は経営管理委員について、第三十七條並びに同法第二百七十四條から第二百七十五條ノ四まで及び第二百七十八條から第二百七十九條ノ二までの規定は監事について準用する。この場合において、第三十七條第四項中「第四十條第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、同条第五項中「商法第二百六十六條第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは、経営管理委員について準用する場合には「商法第二百六十六條第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで及び第十項前段」、監事について準用する場合には「商法第二百六十六條第五項、同条第十八項の規

（役員等に関する商法等の準用）

第四十四条 商法第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ二、第二百五十六條第三項、第二百五十八條第一項、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條第一項から第七項まで、第二百六十八條ノ二並びに第二百六十八條ノ三の規定は理事及び監事について、民法第五十五条並びに商法第二百六十一条、第二百六十二条、第二百六十八條第八項、第二百六十九條及び第二百七十二條の規定は理事について、第三十七條第一項から第三項まで並びに同法第二百七十四條から第二百七十五條ノ四まで及び第二百七十八條から第二百七十九條ノ二までの規定並びに第十一条第一項第二号の事業を行う組合にあつては第三十七條第四項の規定は監事について、同法第二百五十九條第一項、第二項及び第四項、第二百五十九條ノ二、第二百五十九條ノ三、第二百六十條ノ二、第二百六十條ノ三並びに第二百六十條ノ四第一項から第三項までの規定は理事会について準用する。この場合において、第三十七條第四項中「第四十條第一項若しくは第四十一条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「水産業協同組合法、本法」と、同法第二百六十條ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項並ニ水産業協同組合法第四十三條第一項」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第二百七十四條ノ三中「子会社」とあるのは「子会社（水産業協同組合法第十

定により読み替えて適用する同条第七項（第三号を除く。）と、同条第八項及び第十項前段」と、民法第五十五条中「総会」とあるのは「総会若くハ経営管理委員会」と、商法第二百六十一条第一項中「取締役会」とあるのは「理事会（水産業協同組合法第三十四条の二第三項ノ組合ニ在リテハ経営管理委員会）」と、同条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項並ニ水産業協同組合法第四十三条第一項」と、同法第二百七十四条第一項中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ二中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社（水産業協同組合法第十一条の六第二項ニ規定スル子会社ヲ謂フ）」と、同法第二百七十五条中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と、同法第二百七十五条ノ二中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百七十五条ノ四中「取締役」とあるのは「理事若ハ経営管理委員」と、「第二百六十七条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十四条第一項ニ於テ理事又ハ経営管理委員ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」と、「受ケ同条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項ノ承諾ヲ為シ」とあるのは「受ケ」と、「第二百六十八条第六項」とあるのは「同法第四十四条第一項ニ於テ理事又ハ経営管理委員ニ付テ準用スル第二百六十八条第六項」と、同法第二百七十八条中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と読み替えるものとする。

3 | 商法第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三、第二百六十条ノ二、第二百六十条ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項から第三項までの規定は、理事会及び経営管理委員会について準用する。この場合において、同法第二百六十条ノ四第二

一条の五第二項ニ規定スル子会社ヲ謂フ」と、同法第二百七十五条ノ四中「受ケ同条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項ノ承諾ヲ為シ」とあるのは「受ケ」と読み替えるものとする。

項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十条ノ三第二項中「取締役」とあるのは経営管理委員会について準用する場合には「理事又ハ経営管理委員」と読み替えるものとする。

（競争関係にある者の役員等への就任禁止）

第四十七条 組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う事業を除く。以下この条において「競争事業」という。）を営み、又は競争事業に従事する者（当該競争事業を営む法人その他の団体の役員及び職員を含む。）は、当該組合の理事、経営管理委員、監事、参事又は会計主任になることができない。

第四十七条の三（略）

2 組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事（第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員。第四項において同じ。）に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会（同条第三項の組合にあつては、経営管理委員会）は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決定しなければならない。

3（略）

4 前項前段の電磁的方法（第十一条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がさ

（競争関係にある者の役員等への就任禁止）

第四十七条 組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う事業を除く。以下この条において「競争事業」という。）を営み、又は競争事業に従事する者（当該競争事業を営む法人その他の団体の役員及び職員を含む。）は、当該組合の理事、監事、参事又は会計主任になることができない。

第四十七条の三（略）

2 組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決定しなければならない。

3（略）

4 前項前段の電磁的方法（第十五条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がさ

れた時に当該理事に到達したものとみなす。

第四十七条の四 理事（第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員。以下この項において同じ。）の職務を行う者がなく、又は前条第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

2 第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員及び監事の職務を行う者がなく、理事は、総会を招集しなければならない。

（総会の議決事項）

第四十八条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 四 （略）

五 事業の全部の譲渡若しくは第十一条第一項第五号、第七号若しくは第十一号の事業（これに附帯する事業を含む。）の全部若しくは一部の譲渡又は共済契約の全部若しくは一部の移転（その一部の移転にあつては、責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して移転するもの（以下「包括移転」という。）に限る。）

六 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案

七 十二 （略）

2 定款の変更（軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 （略）

れた時に当該理事に到達したものとみなす。

第四十七条の四 理事の職務を行う者がなく、又は前条第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（総会の議決事項）

第四十八条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 四 （略）

五 事業の全部の譲渡、信用事業若しくは第十一条第一項第三号、第五号若しくは第八号の二の事業（これに附帯する事業を含む。）の全部若しくは一部の譲渡又は共済契約の全部若しくは一部の移転（その一部の移転にあつては、責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して移転するもの（以下「包括移転」という。）に限る。）

六 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、損失処理案及び附属明細書

七 十二 （略）

2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 （略）

4 組合は、第二項の農林水産省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

5 共済規程の変更であつて、その変更に係る第十一条第一項第十一号の事業が、その変更の前後を通じ、当該事業の実施により組合が負う共済責任の全部を共済水産業協同組合連合会の共済に付することを条件として実施されるものについては、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとすることができる。

(特別決議事項)

第五十条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 三 (略)

三の二 事業の全部の譲渡、信用事業若しくは第十一条第一項第五号、第七号若しくは第十一号の事業（これに附帯する事業を含む。）の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転

四・五 (略)

(総会に関する民法及び商法の準用)

第五十一条 民法第六十四条並びに商法第二百三十一条、第二百三十七条ノ三第一項及び第二項、第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第三項まで並びに第二百四十七条から第二百五十二条までの規定は、総会について準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「水産業協同組合法第四十七条の五第三項」と、商法第二百三十一条中「取締役会」とあるのは「理事会（水産業協同組合法第二

4 共済規程の変更であつて、その変更に係る第十一条第一項第八号の事業が、その変更の前後を通じ、当該事業の実施により組合が負う共済責任の全部を共済水産業協同組合連合会の共済に付することを条件として実施されるものについては、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとすることができる。

(特別決議事項)

第五十条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 三 (略)

三の二 事業の全部の譲渡、信用事業若しくは第十一条第一項第三号、第五号若しくは第八号の二の事業（これに附帯する事業を含む。）の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転

四・五 (略)

(総会に関する民法及び商法の準用)

第五十一条 民法第六十四条並びに商法第二百三十一条、第二百三十七条ノ三第一項及び第二項、第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第三項まで並びに第二百四十七条から第二百五十二条までの規定は、総会について準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、及び商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「水産業協同組合法第四十七条の五第三項」と、同法第二百四十四条第二

十四条の二第三項ノ組合ニ在リテハ経営管理委員会」と、同法第二百三十七条ノ三第一項及び第二項、第二百四十七条第一項並びに第二百四十九条第一項（同法第二百五十二条において準用する場合を含む。）中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第三項」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「及出席シタル取締役」とあるのは「並ニ出席シタル理事及経営管理委員」と読み替えるものとする。

（総会の部会）

第五十一条の二（略）

2）6（略）

7 第二十一条、第三十九条第二項及び第四項、第四十七条の三、第四十七条の四、第四十七条の五第三項、前条並びに第二百二十五条第一項及び第三項の規定は、総会の部会について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「議決権並びに役員及び総代の選挙権」とあるのは「議決権」と、同条第二項中「第四十七条の五第三項（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第五十一条の二第七項において準用する第四十七条の五第三項」と、同項及び同条第四項中「議決権又は選挙権」とあるのは「議決権」と、第四十七条の三第二項中「組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「総会の部会を組織する組合員が当該部会を組織する組合員の総数」と、前条中「水産業協同組合法第四十七条の五第三項」とあるのは「水産業協同組合法第五十一条の二第七項ニ於テ準用スル同法第四十七条の五第三項」と、第二百二十五条第一項中「組合員（第十八条第五項の

項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

（総会の部会）

第五十一条の二（略）

2）6（略）

7 第二十一条、第三十九条第二項及び第四項、第四十七条の三、第四十七条の四、第四十七条の五第三項、前条並びに第二百二十五条第一項及び第三項の規定は、総会の部会について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「議決権並びに役員及び総代の選挙権」とあるのは「議決権」と、同条第二項中「第四十七条の五第三項（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第五十一条の二第七項において準用する第四十七条の五第三項」と、同項及び同条第四項中「議決権又は選挙権」とあるのは「議決権」と、第四十七条の三第二項中「組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「総会の部会を組織する組合員が当該部会を組織する組合員の総数」と、前条中「水産業協同組合法」とあるのは「水産業協同組合法第五十一条の二第七項ニ於テ準用スル同法」と、第二百二十五条第一項中「組合員（第十八条第五項の規定による組合員及び第八十八条第三号若し

規定による組合員及び第八十八条第三号若しくは第四号、第九十八条第二号又は第百条の三第三号若しくは第四号の規定による会員を除く。）が総組合員（第十八条第五項の規定による組合員及び第八十八条第三号若しくは第四号、第九十八条第二号又は第百条の三第三号若しくは第四号の規定による会員を除く。）とあるのは「総会の部会を組織する組合員が当該部会を組織する組合員の総数」と、「方法又は選挙」とあるのは「方法」と、「議決又は選挙若しくは当選決定」とあり、及び「議決又は選挙若しくは当選」とあるのは「議決」と、「議決又は選挙若しくは当選」とあるのは「議決」と読み替えるものとする。

（総代会）

第五十二条（略）

2～4（略）

5 総代には、第三十四条第四項から第八項までの規定を準用する。

6～9（略）

第五十四条（略）

2（略）

3 商法第三百八十条の規定は、組合の出資一口の金額の減少について準用する。この場合において、同条第二項中「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

（信用事業の譲渡又は譲受け）

第五十四条の二 第十一条第四号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、その信用事業の全部又は一部を同号の事業を行う他の組合、第

くは第四号、第九十八条第二号又は第百条の三第三号若しくは第四号の規定による会員を除く。）が総組合員（第十八条第五項の規定による組合員及び第八十八条第三号若しくは第四号、第九十八条第二号又は第百条の三第三号若しくは第四号の規定による会員を除く。）とあるのは「総会の部会を組織する組合員が当該部会を組織する組合員の総数」と、「方法又は選挙」とあるのは「方法」と、「議決又は選挙若しくは当選決定」とあり、及び「議決又は選挙若しくは当選」とあるのは「議決」と、「議決又は選挙若しくは当選」とあるのは「議決」と読み替えるものとする。

（総代会）

第五十二条（略）

2～4（略）

5 総代には、第三十四条第三項から第七項までの規定を準用する。

6～9（略）

第五十四条（略）

2（略）

3 商法第三百八十条の規定は、組合の出資一口の金額の減少について準用する。

（信用事業の譲渡）

第五十四条の二

八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会に譲り渡すことができる。

2| 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、同号の事業を行う他の組合、第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会の信用事業（第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用する第十一条の四第二項に規定する信用事業を含む。）の全部又は一部を譲り受けることができる。

3| 前二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4| 第一項に規定する組合がその信用事業の全部又は一部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

5| (略)

6| 前二条の規定は、第一項及び第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについて準用する。

7| 第一項の規定により組合がその信用事業の全部の譲渡をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出るとともに、信用事業を廃止するため必要な定款の変更をしなければならない。

(共済事業の譲渡等)

1| 第十一条第一項第一号及び第二号の事業を行う組合がその信用事業の全部又は一部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2| (略)

3| 前二条の規定は、信用事業の全部又は一部の譲渡について準用する。

4| 第四十八条第一項第五号の規定による議決を経て組合がその信用事業の全部の譲渡をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出るとともに、信用事業を廃止するため必要な定款の変更をしなければならない。

(共済事業の譲渡等)

第五十四条の三 第十一条第一項第十一号の事業（これに附帯する事業を含む。以下この条及び第百三十条第一項第二十九号において「共済事業」という。）を行う組合が共済契約の全部又は一部を移転するとき（その一部を移転する場合にあつては、包括移転を行うときに限る。）は、共済事業を行う他の組合又は共済水産業協同組合連合会に対し、契約をもつてしなければならない。

2・3 （略）

4 前条第七項の規定は、第四十八条第一項第五号の規定による議決を経てその共済事業の全部を譲渡した組合及びその共済契約の全部を移転した組合について準用する。

（帳簿等に関する商法の準用）

第五十四条の四 商法第三十二条、第三十三条及び第三十四条から第三十六条までの規定は組合の帳簿その他の書類について、同法第二百八十五条、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで及び第二百八十七条ノ二の規定は組合の計算について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項、第三十三条第二項、第二百八十五条ノ七から第二百八十六条ノ三まで及び第二百八十七条ノ二中「貸借対照表」とあるのは「貸借対照表（水産業協同組合法第十一条第二項二規定スル非出資組合ニシテ同条第一項第五号乃至第七号ニ掲グル事業ヲ行ハサルモノニ在リテハ財産目録）」と、同法第三十三条第一項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項及び第四項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキ」とあるのは「貸借対照表（水産業協同組合法第十一条第二項二規定スル非出資組合ニシテ同条第一項第五号乃至第七号ニ掲グル事業ヲ行ハサルモノニ在リテハ財産目録

第五十四条の三 第十一条第一項第八号の二の事業（これに附帯する事業を含む。以下この条及び第百三十条第一項第十号において「共済事業」という。）を行う組合が共済契約の全部又は一部を移転するとき（その一部を移転する場合にあつては、包括移転を行うときに限る。）は、共済事業を行う他の組合又は共済水産業協同組合連合会に対し、契約をもつてしなければならない。

2・3 （略）

4 前条第四項の規定は、その共済事業の全部を譲渡した組合及びその共済契約の全部を移転した組合について準用する。

（帳簿等に関する商法の準用）

第五十四条の四 商法第三十二条、第三十三条及び第三十四条から第三十六条までの規定は第十一号第一項第二号の事業を行う組合の帳簿その他の書類について、同法第二百八十五条、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで及び第二百八十七条ノ二の規定は同号の事業を行う組合の計算について準用する。この場合において、同法第三十三条第一項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項及び第四項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキ」とあるのは「貸借対照表」と、同法第三十四条及び第二百八十五条中「記載又ハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と、同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社（水産業協同組合法第十一条の五第二項二規定スル子会社ヲ謂フ）」と、同法第二百八十六条中「第百六十八条第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「漁業

「と、同法第三十四条及び第二百八十五条中「記載又八記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と、同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社（水産業協同組合法第十一条の六第二項ニ規定スル子会社ヲ謂フ）」と、同法第二百八十六条中「第六十八條第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「漁業協同組合ノ負担ニ歸スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と読み替えるものとする。

（準備金及び繰越金）

第五十五条 組合（非出資組合であつて、第十一条第一項第五号から第七号までの事業を行わないものを除く。第七項及び次条において同じ。）は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一（第十一条第一項第四号の事業を行う組合にあつては、五分の一）以上を利益準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める利益準備金の額は、出資組合にあつては、出資総額の二分の一（第十一条第一項第四号の事業を行う組合にあつては、出資総額）を下つてはならない。

3 出資組合は、次に掲げる金額を資本準備金として積み立てなければならない。

一 出資一口の金額の減少により減少した出資の額が、持分の払戻しとして当該出資組合の組合員に支払つた金額及び損失のてん補に充てた金額を超えるときは、その超過額

二 合併によつて消滅した組合から承継した財産の価額が、当該組合が

協同組合ノ負担ニ歸スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と読み替えるものとする。

（準備金及び繰越金）

第五十五条 組合（非出資組合であつて、第十一条第一項第三号から第五号までの事業を行わないものを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一（同項第二号の事業を行う組合にあつては、五分の一）以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資組合にあつては、出資総額の二分の一（第十一条第一項第二号の事業を行う組合にあつては、出資総額）を下つてはならない。

ら承継した債務の額及び当該組合の組合員に支払った金額並びに合併後存続する出資組合の増加した出資の額又は合併によつて設立した出資組合の出資の額を超えるときは、その超過額

4 前項第二号の超過額のうち、合併によつて消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併の直前において留保していた利益の額に相当する金額は、同項の規定にかかわらず、これを資本準備金に繰り入れないことができる。この場合においては、その利益準備金の額に相当する金額は、これを合併後存続する出資組合又は合併によつて設立した出資組合の利益準備金に繰り入れなければならない。

5 第一項の利益準備金及び第三項の資本準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

6 利益準備金をもつて損失のてん補に充ててもなお不足する場合でなければ、資本準備金をもつてこれに充てることはできない。

7 組合は、第十一条第一項第二号及び第十三号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ。

(剰余金の配当)

第五十六条 組合の剰余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

- 一 (略)
- 二 前条第一項の利益準備金及び同条第三項の資本準備金の額
- 三 前条第一項の規定によりその事業年度に積み立てなければならない

3 第一項の準備金は、損失の填補に充てる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

4 組合は、第十一条第一項第十号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

(剰余金の配当)

第五十六条 組合の剰余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

- 一 (略)
- 二 前条第一項の準備金の額
- 三 前条第一項の規定によりその事業年度に積み立てなければならない

利益準備金の額

四 前条第七項の繰越金の額

五・六 (略)

2 (略)

(財務基準)

第五十七条の三 第十一条の七、第十一条の十、第十五条の三から第十五条の五まで及び第五十四条の四から前条までに定めるもののほか、組合が、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができるように、その財務を適正に処理するための基準として従わなければならない事項は、政令で定める。

(業務報告書)

第五十八条の二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。

2・3 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第五十八条の三 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所（主として信用事業以外の事業の用に供される事務所その他の主務省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

準備金の額

四 前条第四項の繰越金の額

五・六 (略)

2 (略)

(財務基準)

第五十七条の三 第十一条の六、第十五条の四から第十五条の六まで及び第五十四条の四から前条までに定めるもののほか、組合が、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができるように、その財務を適正に処理するための基準として従わなければならない事項は、政令で定める。

(業務報告書)

第五十八条の二 第十一条第二号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。

2・3 (略)

(信用事業及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第五十八条の三 第十一条第二号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所（主として信用事業以外の事業の用に供される事務所その他の主務省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、事業年度ごとに、同項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 (略)

4 第一項の組合は、同項又は第二項に規定する事項のほか、貯金者その他の信用事業の利用者が当該組合及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

(創立総会)

第六十二条 (略)

2・3 (略)

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 (略)

6 第二十一条第一項並びに第四十九条第二項及び第三項並びに商法第二百三十七条ノ三第一項及び第二項、第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第三項まで並びに第二百四十七条から第二百五十二条までの規定は、創立総会について準用する。この場合において、同法第二百三十七條ノ三第一項及び第二項中「取締役及監査役」とあるのは「発起人及定款作成委員」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「水産業協同組合法第六十二条第一項ノ規定ニ依ル

2 前項の組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、事業年度ごとに、同項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 (略)

4 第一項の組合は、同項又は第二項に規定する事項のほか、貯金者その他の信用事業の利用者が当該組合及びその子会社等の信用事業及び信用事業に係る財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

(創立総会)

第六十二条 (略)

2・3 (略)

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 (略)

6 第二十一条第一項並びに第四十九条第二項及び第三項並びに商法第二百三十七条ノ三第一項及び第二項、第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第三項まで並びに第二百四十七条から第二百五十二条までの規定は、創立総会について準用する。この場合において、同法第二百三十七條ノ三第一項及び第二項中「取締役及監査役」とあるのは「発起人及定款作成委員」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「水産業協同組合法第六十二条第一項ノ規定ニ依ル

公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項及び第二百四十九条第一項（同法第二百五十二条において準用する場合を含む。）中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

（設立に関する商法の準用）

第六十七条の二 商法第四百二十八条の規定は、組合の設立について準用する。この場合において、同条第二項中「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

（合併の手続）

第六十九条（略）

2 （略）

3 前項の認可の申請があつた場合には、第十一条第一項第四号の事業を行つ組合にあつては第六十三条第二項の規定を、その他の組合にあつては同項、第六十四条及び第六十五条の規定を準用する。

4 （略）

5 合併を行う出資組合が、前項において準用する第五十三条第二項の規定による公告を、官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、当該出資組合による各別の催告は、することを要しない。

公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

（設立に関する商法の準用）

第六十七条の二 商法第四百二十八条の規定は、組合の設立について準用する。

（合併の手続）

第六十九条（略）

2 （略）

3 前項の認可の申請があつた場合には、第六十三条第二項、第六十四条及び第六十五条の規定を準用する。

4 （略）

第七十条 合併によつて組合を設立するには、各組合の總會において組合員（准組合員を除く。）の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員（合併によつて設立する組合が第三十四条の二第三項の組合であるときは、理事を除く。）を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

2 前項の規定による役員のうち、理事の選任については、第三十四条第十項本文の規定を、経営管理委員の選任については、第三十四条の二第二項本文の規定を準用する。

3 （略）

（合併に関する商法及び非訟事件手続法の準用）

第七十三条 商法第四百十五條及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五條ノハの規定は、組合の合併について準用する。この場合において、商法第四百十五條第二項及び同条第三項において準用する同法第二百四十九條第一項中「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替へるものとする。

（清算事務）

第七十五条 （略）

2 第三十四条の二第三項の組合の清算人は、前項の承認を求める場合には、あらかじめ、非出資組合にあつては財産目録及び財産処分の方法、出資組合にあつては財産目録、貸借対照表及び財産処分の方法について経営管理委員会の承認を受けなければならない。

3 清算人は、第一項の承認を得た後遅滞なく、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を裁判所に提出し

第七十条 合併に因つて組合を設立するには、各組合の總會において組合員（准組合員を除く。）の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による役員のうち理事の選任には、第三十四条第九項本文の規定を準用する。

3 （略）

（合併に関する商法及び非訟事件手続法の準用）

第七十三条 商法第四百十五條及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五條ノハの規定は、組合の合併について準用する。

（清算事務）

第七十五条 （略）

2 清算人は、前項の承認を得た後遅滞なく、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を裁判所に提出しな

なければならない。

第七十六条 清算人は、清算事務を終了した後遅滞なく、決算報告書を作成し、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

2 第三十四条の二第三項の組合の清算人は、前項の承認を求める場合には、あらかじめ、決算報告書について経営管理委員会の承認を受けなければならない。

3 商法第四百二十七条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

（解散及び清算に関する商法等の準用）

第七十七条 商法第百十六条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条第二項及び第三項、第百三十一条、第四百七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条から第四百二十四条まで並びに第四百二十六条並びに非訟事件手続法第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条から第百三十八条まで並びに第百三十八条ノ三の規定は組合の解散及び清算について、第三十五条の二第四項及び第五項、第三十六条、第三十六条の二第三項及び第四項、第三十七条から第四十条まで、第四十七条、第四十七条の三第二項から第四項まで並びに第四百七条の四並びに商法第百五十四条第三項、第百五十四条ノ二、第百五十八条、第百五十九条第一項、第二項及び第四項、第百五十九条ノ二、第百五十九条ノ三、第百六十条ノ二、第百六十条ノ三、第百六十条ノ四第一項から第三項まで、第百六十一条、第百六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第百六十八条から第百六十九条まで並びに第百七十二条の規定は

なければならない。

第七十六条 削除

（解散及び清算に関する商法等の準用）

第七十七条 商法第百十六条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条第二項及び第三項、第百三十一条、第四百七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条から第四百二十四条まで、第四百二十六条並びに第四百二十七条第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条から第百三十八条まで並びに第百三十八条ノ三の規定は組合の解散及び清算について、第三十五条の二第三項、第三十六条から第四十一条まで、第四十七条、第四十七条の三第二項から第四項まで及び第四百七条の四並びに商法第百五十四条第三項、第百五十四条ノ二、第百五十八条、第百五十九条第一項、第二項及び第四項、第百五十九条ノ二、第百五十九条ノ三、第百六十条ノ二、第百六十条ノ三、第百六十条ノ四第一項から第三項まで、第百六十一条、第百六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第百六十八条から第百六十九条まで並びに第百七十二条の規定は組合の清算人について準

組合の清算人について準用する。この場合において、第三十七条第五項中「商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは「商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項」と、第四十条第一項中「事業報告書及び」とあるのは「事務報告書及び」と、「事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、同条第三項中「七週間」とあるのは「五週間」と、同条第四項中「前項の書類を提出した日から三週間以内」とあるのは「通常総会の日から三週間前まで」と、同条第八項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間主たる事務所に、その謄本を三年間従たる事務所に」とあるのは「主たる事務所に」と、同条第十項中「事業報告書、貸借対照表、損益計算書」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「水産業協同組合法、本法」と、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又八記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第四百十七條第二項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条」と、同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員（准組合員ヲ除ク）ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員（准組合員ヲ除ク）」と読み替えるものとする。

（剰余金の配当）

用する。この場合において、第三十七条第五項中「商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは「商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項」と、第四十条第一項中「事業報告書及び」とあるのは「事務報告書及び」と、「事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書及び貸借対照表」と、第四十一条第一項中「事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、同条第三項中「七週間」とあるのは「五週間」と、同条第四項中「前項の書類を提出した日から三週間以内」とあるのは「通常総会の日から三週間前まで」と、同条第八項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間主たる事務所に、その謄本を三年間従たる事務所に」とあるのは「主たる事務所に」と、同条第十項中「事業報告書、貸借対照表、損益計算書」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「水産業協同組合法、本法」と、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又八記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第四百十七條第二項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条」と、同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員（准組合員ヲ除ク）ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員（准組合員ヲ除ク）」と読み替えるものとする。

（剰余金の配当）

第八十五条 組合は、損失をてん補し、次条第二項において準用する第五十五条第一項の利益準備金及び同条第三項の資本準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、年十パーセントを超えない範囲内において払い込んだ出資額の割合に應じ、又は組合員が組合の事業に従業した程度に應じてこれをしなければならない。

(準用規定)

第八十六条 (略)

2 第八十三条から前条までに規定するもののほか、第三十三条、第三十四条第一項、第二項、第四項本文、第五項から第七項まで、第九項及び第十項、第三十五条、第三十五条の二第五項、第四十条、第四十二条第一項及び第三項から第八項まで、第四十三条、第四十五条から第四十七条まで、第四十七条の三第二項から第四項まで、第四十七条の四第一項、第四十七条の五、第四十八条第一項から第四項まで、第四十九条、第五十条、第五十三条、第五十四条第一項及び第二項、第五十四条の四、第五十五条第一項から第六項まで、第五十七条並びに第五十八条、民法第六十条、第六十一条第一項、第六十四条及び第六十六条並びに商法第二百四十三条及び第二百四十四条第一項から第三項までの規定は組合の管理について、第三十七条、民法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十五条まで並びに商法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定は理事について準用する。この場合において、第三十四条第二項中「五人」とあるのは「三人」と、同条第十項中「理事の定数の少なくとも三分の二は、」とあるのは「理事は、その全員が」と、第四十条第一項中「作成し、理事

第八十五条 組合は、損失を填補し、次条第二項において準用する第五十五条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、年十パーセントを超えない範囲内において払い込んだ出資額の割合に應じ、又は組合員が組合の事業に従業した程度に應じてこれをしなければならない。

(準用規定)

第八十六条 (略)

2 第八十三条から前条までに規定するもののほか、第三十三条、第三十四条第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五条、第三十五条の二第三項、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十五条から第四十七条まで、第四十七条の三第二項から第四項まで、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十八条第一項から第三項まで、第四十九条、第五十条、第五十三条、第五十四条第一項及び第二項、第五十五条第一項から第三項まで、第五十七条並びに第五十八条、民法第六十条、第六十一条第一項、第六十四条及び第六十六条並びに商法第二百四十三条及び第二百四十四条第一項から第三項までの規定は組合の管理について、第三十七条第一項から第三項まで並びに同法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定は理事及び監事について、第三十七条第四項並びに民法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十五条までの規定は理事について、同法第五十九条及び商法第二百七十八条の規定は監事について準用する。この場合において、第三十四条第二項中「五人」とあるのは「三人」と、同条第九項中「理事の定数の少なくとも三分

会及び経営管理委員会の承認を受けなければ」とあるのは「作成しなければ」と、同条第六項中「商法第二百八十一条ノ三第二項」とあるのは「商法第二百八十一条ノ三第二項（第十一号を除く。）」と、第四十二条第一項中「五分の一」とあるのは「三分の一」と、第四十五条第二項中「理事会の議決」とあるのは「理事の過半数」と、第四十六条第一項中「十分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第三項及び第四十七条の三第二項中「理事会」とあるのは「理事」と、第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「漁業生産組合」と、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、及び商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項ニ於テ準用スル同法第四十七条の五第三項」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

3 | 第三十七条、民法第五十九条並びに商法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項、第二百五十八條第一項及び第二百七十八條の規定は、監事について準用する。この場合において、第三十七条第四項中「四十条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、同条第五項中「商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは「商法第二百六十六条第五項、同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第七項（第三号を除く。）、同条第八項及び第十項前段」と読み替えるものとする。

4 | 第二十一条第一項本文、第四十九条第二項及び第三項、第五十九条から第六十一条まで、第六十二条第一項から第五項まで並びに第六十三条

の二は、「とあるのは「理事は、その全員が」と、第四十二条第一項中「五分の一」とあるのは「三分の一」と、第四十五条第二項中「理事会の議決」とあるのは「理事の過半数」と、第四十六条第一項中「十分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第三項及び第四十七条の三第二項中「理事会」とあるのは「理事」と、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、及び商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項ニ於テ準用スル同法第四十七条の五第三項」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

3 | 第二十一条第一項本文、第四十九条第二項及び第三項、第五十九条から第六十一条まで、第六十二条第一項から第五項まで並びに第六十三条

から第六十七条まで、民法第六十六条並びに商法第二百四十三条及び第二百四十四条第一項から第三項までの規定は、組合の設立について準用する。この場合において、第五十九条中「二十人（第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合（以下「業種別組合」という。）にあつては、十五人）」とあり、及び第六十一条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「七人」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第三項ニ於テ準用スル同法第六十二条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

5 | 第六十八条から第七十四条まで、第七十五条第一項及び第七十六条第一項、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、商法第三百三十一条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十七条並びに第三百三十八条の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十八条第四項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「七人」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第十項中「理事の定数の少なくとも三分の二は、」とあるのは「理事は、その全員が」と、民法第七十五条中「前条」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第五項ニ於テ準用スル同法第七十四条」と読み替えるものとする。

（事業の種類）

から第六十七条まで、民法第六十六条並びに商法第二百四十三条及び第二百四十四条第一項から第三項までの規定は、組合の設立について準用する。この場合において、第五十九条中「二十人（第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合（以下「業種別組合」という。）にあつては、十五人）」とあり、及び第六十一条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「七人」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第三項ニ於テ準用スル同法第六十二条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

4 | 第六十八条から第七十四条まで及び第七十五条第一項、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、商法第三百三十一条及び第四百二十七条第一項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十七条並びに第三百三十八条の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十八条第四項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「七人」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第九項中「理事の定数の少なくとも三分の二は、」とあるのは「理事は、その全員が」と、民法第七十五条中「前条」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第四項ニ於テ準用スル同法第七十四条」と読み替えるものとする。

（事業の種類）

第八十七条 漁業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖

二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導

三 七（略）

八 漁場の利用に関する施設（漁業の安定的な利用関係の確保のための連合会を間接に構成する者の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。）

九 十二（略）

十三 連合会の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育及び所属員に対する一般的情報の提供に関する施設

十四（略）

十五（略）

十六（略）

2 会員に出資をさせない連合会（以下この章において「非出資連合会」という。）は、前項の規定にかかわらず、同項第三号又は第四号の事業を行うことができない。

3 第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業又は次項、第五項若しくは第六項の事業のほか、他の事業を行うことができない。

4 第一項第四号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 四（略）

第八十七条 漁業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 五（略）

六 水産動植物の繁殖保護、水産資源の管理その他漁場の利用に関する施設（漁業の安定的な利用関係の確保のための連合会を間接に構成する者の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。）

七 十（略）

十一 水産に関する経営及び技術の向上並びに連合会の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育並びに所属員に対する一般的情報の提供に関する施設

十二（略）

十二の二（略）

十三（略）

2 会員に出資をさせない連合会（以下本章において「非出資連合会」という。）は、前項の規定にかかわらず、同項第一号又は第二号の事業を行うことができない。

3 第一項第一号又は第二号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業又は次項若しくは第五項の事業のほか、他の事業を行うことができない。

4 第一項第二号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 四（略）

五 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

六 有価証券（国債等に該当するもの並びに証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げるものに限る。）の私募の取扱い

七 十二（略）

5 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

6 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係る事業を行うことができる。

7 第十一条第六項の規定は、連合会が第四項第五号の事業のうち募集の取扱いの事業を行うおとす場合について準用する。

8 第十一条第七項の規定は、連合会が第五項の規定により同項に規定する事業を行うおとす場合について準用する。

9 連合会が第六項の規定により信託業務に係る事業を行うおとす場合には、第十一条第八項の規定を準用する。

10 連合会が第四項第八号の事業を行う場合には、第十一条第九項の規定を準用する。

11 第一項第十号に規定する会員の監査の事業を行う連合会であつて、全国区域を地区とし、かつ、同項第四号の事業を行う連合会を会員とするもの（次条において「全国連合会」という。）は、同項第十号に規定する会員の監査の事業のほか、第四十一条の二第一項（第九十二条第三

五 十（略）

5 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係る事業を行うことができる。

6 連合会が前項の規定により信託業務に係る事業を行うおとす場合には、第十一条第五項の規定を準用する。

7 連合会が第四項第六号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定を準用する。

8 第一項第八号に規定する会員の監査の事業を行う連合会であつて、全国区域を地区とし、かつ、同項第二号の事業を行う連合会を会員とするもの（次条において「全国連合会」という。）は、同項第八号に規定する会員の監査の事業のほか、第四十一条の三第一項（第九十二条第三

項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。
）に規定する特定組合の監査の事業を行うものとする。

12| 連合会は、定款で定めるところにより、所属員以外の者にその施設（第四項第三号及び第四号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号から第十号まで及び第十二号、第五項並びに前項の規定による施設に係る場合を除き、一事業年度において所属員及び他の連合会の所属員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所属員及び他の連合会の所属員の利用する事業の分量の総額を超えてはならない。

13| 次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を所属員とみなす。

一 第一項第三号の事業 所属員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者

二 第一項第四号の事業 所属員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人

三 第一項第十二号の事業 所属員と世帯を同じくする者

14| 連合会は、第十二項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一（四）（略）

（監査事業）

第八十七条の二 連合会は、前条第一項第十号に規定する会員の監査又は同条第十一項に規定する特定組合の監査の事業（以下この条において「監

項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。
）に規定する特定組合の監査の事業を行うものとする。

9| 連合会は、定款で定めるところにより、所属員以外の者にその施設（第四項第三号及び第四号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号から第八号まで及び第十号並びに前項の規定による施設に係る場合を除き、一事業年度において所属員及び他の連合会の所属員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所属員及び他の連合会の所属員の利用する事業の分量の総額を超えてはならない。

10| 次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を所属員とみなす。

一 第一項第一号の事業 所属員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者

二 第一項第二号の事業 所属員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人

三 第一項第十号の事業 所属員と世帯を同じくする者

11| 連合会は、第九項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一（四）（略）

（監査事業）

第八十七条の二 連合会は、前条第一項第八号に規定する会員の監査又は同条第八項に規定する特定組合の監査の事業（以下この条において「監

監査事業」という。）を行おうとするときは、監査の要領及びその実施の方法並びに監査事業に従事する者の服務に関する事項を監査規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2・3（略）

（子会社の範囲等）

第八十七条の三 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社（第九十二条第一項において準用する第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）としてはならない。

一（略）

二 証券取引法第二条第九項に規定する証券会社のうち、証券業（同条第八項各号に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。以下この条において同じ。）のほか、同法第三十四条第一項各号に掲げる業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（次項において「証券専門会社」という。）

三 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては主として当該連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る、ロに掲げる業務を営む会社のうち証券専門関連業務を営む会社にあつては当該連合会の証券子会社等が合算して有する当該会社の議決権の数が当該連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して有する当該会社の議決権の数を

査事業」という。）を行おうとするときは、監査の要領及びその実施の方法並びに監査事業に従事する者の服務に関する事項を監査規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2・3（略）

（子会社の範囲等）

第八十七条の三 第八十七条第一項第二号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社（第九十二条第一項において準用する第十一条の五第二項に規定する子会社をいう。以下この条、次条及び第九十二条第三項において準用する第三十四条第十項において同じ。）としてはならない。

一（略）

二 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社のうち、証券業（同条第八項各号に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。以下この条において同じ。）のほか、同法第三十四条第一項各号に掲げる業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（次項において「証券専門会社」という。）

三 従属業務を専ら営む会社であつて、主として当該連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社（主として当該連合会の一の子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社（以下この号及び次条において「特定従属会社」という。）にあつては、当該特定従属会社の議決権を、当該連合会又はその子会社（当該一の子会社（同条第三項第一号において「従属先子会社」とい

超えるものに限る。）

イ 従属業務

ロ 金融関連業務

四 新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社（当該

会社の議決権を、当該連合会の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの（次条第三項において「特定子会社」という。）以外の子会社又は当該連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）

五（略）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（略）

二 証券子会社等 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の子会社である次に掲げる会社

イ（略）

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第五号に掲げる持株会社

う。）を除く。）が、合算して、基準議決権数（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。第五号において同じ。）を超えて有していないものに限る。）

四 金融関連業務を専ら営む会社（証券専門関連業務を営む会社にあつては、当該連合会の証券子会社等が合算して有する当該会社の議決権の数が、当該連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して有する当該会社の議決権の数を超える場合に限る。）

五 新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該連合会の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの（次条第三項第二号において「特定子会社」という。）以外の子会社又は当該連合会が、合算して、基準議決権数を超えて有していないものに限る。）

六（略）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 第八十七条第一項第二号の事業を行う連合会の行う事業又は前項第一号に掲げる会社若しくは証券専門会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの

二 金融関連業務 第八十七条第一項第一号若しくは第二号の事業又は証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

三（略）

四 証券子会社等 第八十七条第一項第二号の事業を行う連合会の子会社である次に掲げる会社

イ（略）

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第六号に掲げる持株会社

八（略）

三 従属業務 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の行う事業又は前項第一号に掲げる会社若しくは証券専門会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの

四 金融関連業務 第八十七条第一項第三号若しくは第四号の事業又は証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

3 第十七条の二第二項の規定は、第一項の連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十七条の第三項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と読み替えるものとする。

4 第一項の連合会は、子会社対象会社のうち、同項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる会社（従属業務（第二項第三号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第十項並びに次条第一項において同じ。）又は第八十七条第一項第三号若しくは第四号の事業に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第三項又は第九十二条第五項において準用する第六十九条第二項の規定により第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第二項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

5 前項の規定は、認可対象会社が、第一項の連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由に

八（略）

3 第一項の連合会は、子会社対象会社のうち、同項第一号から第四号まで又は第六号に掲げる会社（主として当該連合会の行う事業のために従属業務（前項第一号に掲げる従属業務をいう。第七項及び次条第一項において同じ。）を営んでいる会社を除く。以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第九十二条第五項において準用する第六十九条第二項の規定により合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

より当該連合会の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該連合会は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて行政庁の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 第四項の規定は、第一項の連合会が、その子会社としている同項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

7 第一項の連合会は、第四項の規定により認可対象会社を子会社としようとするとき、又は前項の規定によりその子会社としている第一項各号

4 前項の規定は、第一項の連合会が、その子会社としている同項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

5 第十七条の第二項、第四項、第六項及び第七項の規定は、第一項の連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十七条の三第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第八十七条の三第三項」と、「第一項第二号に掲げる会社が、同項」とあるのは「認可対象会社（同項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。）が、同条第一項」と、「同号に掲げる会社」とあるのは「認可対象会社」と、同条第六項中「第一項の」とあるのは「第八十七条の三第一項の」と、「第三項」とあるのは「同条第三項」と、「第一項第二号に掲げる会社」とあるのは「認可対象会社」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項第一号」とあるのは「同条第一項各号」と、「同項第二号に掲げる会社」とあるのは「当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第八十七条の三第一項」と、「同項第二号に掲げる会社」とあるのは「認可対象会社」と読み替えるものとする。

に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

8 第一項の連合会が認可対象会社を子会社としている場合には、当該連合会の理事は、当該認可対象会社の業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

9 第一項の連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 第一項第三号又は第四号に掲げる会社（認可対象会社を除く。）を子会社としようとするとき（第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第三項又は第九十二条第五項において準用する第六十九条第二項の規定による認可を受けて第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第二項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。）。

二 その子会社が子会社でなくなつたとき（第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第三項の規定による認可を受けて同条第一項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡をした場合を除く。）。

三 （略）

10 第一項第三号又は第四項の場合において、会社が主として連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務又は連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

（議決権の取得等の制限）

第八十七条の四 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会又はその子

6 第一項の連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 第一項第三号又は第五号に掲げる会社（認可対象会社を除く。）を子会社としようとするとき（第九十二条第五項において準用する第六十九条第二項の規定による認可を受けて合併しようとする場合を除く。）。

二 その子会社が子会社でなくなつたとき。

三 （略）

7 第一項第三号又は第三項の場合において、会社が主として連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務、連合会の一の子会社の営む業務又は連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

（議決権の取得等の制限）

第八十七条の四 第八十七条第一項第二号の事業を行う連合会又はその子

会社は、国内の会社（前条第一項第一号及び第二号に掲げる会社、従属業務又は同条第二項第四号に掲げる金融関連業務を専ら営む会社（同項第一号に掲げる証券専門関連業務を営む会社にあつては、当該連合会の証券子会社等（同項第二号に掲げる証券子会社等をいう。以下この項において同じ。）が合算して有する当該会社の議決権の数が、当該連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して有する当該会社の議決権の数を超えるものに限り。）並びに同条第一項第五号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 第十七条の三第二項から第七項までの規定は、前項の連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と、「信用事業会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権をその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と、「信用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と、「信用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同項第一号中「当該組合が」とあるのは「当該連合会が第八十七条の三第四項の認可を受けて同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「その」とあるのは「その子会社とした日又はその」と、同条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と、「信

会社は、国内の会社（前条第一項第一号及び第二号に掲げる会社、従属業務を専ら営む会社（特定従属会社を除く。）並びに同項第四号及び第六号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 第十七条の三第二項から第七項までの規定は、前項の連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と、「信用事業会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権をその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）」と、同条第三項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と、「信用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第八十七条の四第一項及び同条第二項において準用する第十七条の三第二項から前項まで」と、「第一項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と読み替えるものとする。

用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第八十七条の四第一項及び同条第二項において準用する第十七条の三第二項から前項まで」と、「第一項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と読み替えるものとする。

3 第一項の場合及び前項において準用する第十七条の三第二項から第七項までの場合において、新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、第一項の連合会の子会社に該当しないものとみなす。

(準用規定)

第九十二条 第八十七条及び第八十七条の二に規定するもののほか、第十条の二から第十一条の九まで、第十二条から第十五条まで及び第十六条の規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、第十条の二第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第八十七条第一項第一号」と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、同条第三項中「組合員の三分の二以上」とあるのは「会員又は当該漁業を営む者を組合員とする会員のすべて」と、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項及び第十一条の九中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と、第十一条の三第二項中「一億円（組合員（第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円）」とあるのは「

3 第一項の場合及び前項において準用する第十七条の三第二項から第七項までの場合において、次の各号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、当該各号に定める会社は、第一項の連合会の子会社に該当しないものとみなす。

- 一 特定従属会社 従属先子会社
- 二 新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社 特定子会社

(準用規定)

第九十二条 第八十七条及び第八十七条の二に規定するもののほか、第十条の二から第十五条の二まで及び第十六条の規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、第十一条の二第一項中「前条第一項第二号」とあるのは「第八十七条第一項第二号」と、同条第二項中「二千円（組合員（第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円）」とあるのは「一億円」と、第十一条の三第一項、第十一条の五第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項及び第十一条の八中「第十一条第一項第二号」とあるのは「第八十七条第一項第二号」と、第十一条の三第二項中「一億円（組合員（第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円）」とあるのは「第八十七条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第八十七条第一項第一号及び第二号」と、「同条第三項及び第四項」とあるのは「同条第四項及び第五項」と、第十一条の四

一億円」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第八十七条第一項第三号及び第四号」と、「同条第三項から第五項まで」とあるのは「同条第四項から第六項まで」と、第十一条の五中「第十一条第十二項」とあるのは「第八十七条第十四項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所属員及び他の連合会の所属員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第八十七条第一項第七号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第八十七条第一項第十四号」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項から第三項まで、第四項本文、第五項から第七項まで及び第九項から第十二項まで、第三十四条の二から第四十条まで、第四十一条の二から第四十七条の五まで、第四十八条第一項から第四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第五十二条から第五十四条の二まで並びに第五十四条の四から第五十八条の三までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十二条第一項、第四十条第一項及び第五十五条第一項中「第十一条第一項第五号から第七号まで」とあるのは「第八十七条第一項第五号から第七号まで」と、第三十四条第三項、第十一項及び第十二項、第三十五条の二第二項、第四十一条の二第二項、第五十四条の二第二項及び第二項、第五十五条第一項及び第二項、第五十八条の二第二項並びに第五十八条の三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と、第三十四条第六項中「一人」とあるのは「一人（第八

中「第十一条第九項」とあるのは「第八十七条第十一項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所属員及び他の連合会の所属員」と、第十一条の五第一項第二号中「子会社（第十七条の二第一項各号に掲げる会社に該当するものに限る。）」とあるのは「子会社（）」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第五号」とあるのは「第八十七条第一項第五号」と、第十五条の二第二項中「第十一条第一項第六号」とあるのは「第八十七条第一項第六号」と、「組合員」とあるのは「所属員」と、同条第三項中「組合員の三分の二以上」とあるのは「会員又は当該漁業を営む者を組合員とする会員のすべて」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第八十七条第一項第十二号」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで及び第八項から第十一項まで、第三十五条から第四十一条まで、第四十一条の三から第四十七条の五まで、第四十八条第一項から第三項まで、第四十九条から第五十一条まで、第五十二条から第五十四条の二まで並びに第五十四条の四から第五十八条の三までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十四条第五項中「一人」とあるのは「一人（第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）」と、同条第九項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所属員（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「会員（准会員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する

十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個」と、同条第十項及び第三十四条の第二項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「会員（准会員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、第三十四条第十一項及び第十二項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会」と、同条第十一項中「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは「会員たる法人」と、第四十一条の第二項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会（と、第四十七条中「（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所屬する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う事業を除く。）」とあるのは「（当該連合会の所屬員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所屬する連合会の行う事業を除く。）」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第五号、第七号若しくは第十一号」とあるのは「第八十七条第一項第五号若しくは第七号」と、第五十二条第七項及び第八項中「事項」とあるのは「事項若しくは第九十一条の三の規定による権利義務の承継」と、第五十四条の第二項及び第二項中「他の組合、第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会」とあるのは「他の連合会、第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合」と、同項中「第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用する第十一条の四第二項」とあるのは「第十一条の四第二項（第九十六条第一項及び第

者（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、同条第十項及び第十一項、第三十五条の第二項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十一条の三第一項、第四十四条、第五十四条の四、第五十五条第二項、第五十八条の第二項並びに第五十八条の三第一項中「第十一条第一項第二号」とあるのは「第八十七条第一項第二号」と、第三十四条第十項及び第十一項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会」と、同条第十項中「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは「会員たる法人」と、第四十一条の三第一項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会（と、第四十七条中「（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所屬する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う事業を除く。）」とあるのは「（当該連合会の所屬員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所屬する連合会の行う事業を除く。）」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第三号、第五号若しくは第八号の二」とあるのは「第八十七条第一項第三号若しくは第五号」と、第五十二条第七項及び第八項中「事項」とあるのは「事項若しくは第九十一条の三の規定による権利義務の承継」と、第五十四条の第二項中「第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第八十七条第一項第一号及び第二号」と、第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「漁業協同組合連合会」と、第五十五条第一項中「第十一条第一項第三号から第五号まで」とあるのは「第八十七条第一項第三号から第五号まで」と、同条第四項中「第十一条第一項第十号」とあるのは「第八十七条第一項第十一号」と読み替えるものとする。

百条第一項において準用する場合を含む。）」と、第五十四条の四中、「第十一条第二項」とあるのは、「第八十七条第二項」と、「漁業協同組合」とあるのは、「漁業協同組合連合会」と、第五十五条第七項中「第十一条第一項第二号及び第十三号」とあるのは、「第八十七条第一項第二号及び第十三号」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 前二条に規定するもののほか、第六十九条から第七十七条までの規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十九条第三項中「第十一条第一項第四号」とあるのは、「第八十七条第一項第四号」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第十項本文及び第三十四条の二第二項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは、「所屬員（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、第七十四条中「及び破産」とあるのは、「破産及び第九十一条の二第四項第一号に掲げる事由」と読み替えるものとする。

(事業の種類)

第九十三条 (略)

2 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 四 (略)

五 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

六 有価証券（国債等に該当するもの並びに証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げるものに限る。）の私募の取扱い

七 十二 (略)

4 (略)

5 前二条に規定するもののほか、第六十九条から第七十五条まで及び第七十七条の規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第七十条第二項において準用する第三十四条第九項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは、「所屬員（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、第七十四条中「及び破産」とあるのは、「破産及び第九十一条の二第四項第一号に掲げる事由」と読み替えるものとする。

(事業の種類)

第九十三条 (略)

2 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 四 (略)

五 十 (略)

3	第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。
4	（略）
5	第十一条第六項の規定は、組合が第二項第五号の事業のうち募集の取扱いの事業を行うおとする場合について準用する。
6	第十一条第七項の規定は、組合が第三項の規定により同項に規定する事業を行うおとする場合について準用する。
7	組合が第四項の規定により信託業務に係る事業を行うおとする場合には、第十一条第八項の規定を準用する。
8	組合が第二項第八号の事業を行う場合には、第十一条第九項の規定を準用する。
9	組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその施設（第二項第三号及び第四号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号から第十号まで及び第十二号並びに第三項の規定による施設に係る場合を除き、一事業年度において組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員が利用する事業の分量の総額の五分の一（政令で定める事業については、政令で定める割合）を超えてはならない。
10	（略）
11	組合は、第九項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。
3	（略）
4	組合が前項の規定により信託業務に係る事業を行うおとする場合には、第十一条第五項の規定を準用する。
5	組合が第二項第六号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定を準用する。
6	組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその施設（第二項第三号及び第四号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号から第八号まで及び第十号の規定による施設に係る場合を除き、一事業年度において組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員が利用する事業の分量の総額の五分の一（政令で定める事業については、政令で定める割合）を超えてはならない。
7	（略）
8	組合は、第六項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一〇四（略）

（準用規定）

第九十六条 第九十三条に規定するもののほか、第十一条の三から第十六条までの規定は組合の事業について、第十七条の二及び第十七条の三の規定は組合の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項、第十一条の九、第十一条の十、第十七条の二第一項及び第十七条の三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十三条第一項第二号」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第九十三条第一項第一号及び第二号」と、「同条第三項から第五項まで」とあるのは「同条第二項から第四項まで」と、第十一条の五中「第十一条第十二項」とあるのは「第九十三条第十一項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「組合員」と、第十二条第一項中「第十一条第七号」とあるのは「第九十三条第一項第五号」と、第十五条の二第一項及び第十五条の三から第十五条の五までの規定中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第六号の二」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第九十三条第一項第九号」と、第十七条の二第一項第二号中「第十一条第一項第三号又は第四号」とあるのは「第九十三条第一項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

2（略）

3 第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十五条の二第一項、第二項及び第五項、第三十六条、第三十七条から第四十一条の二まで

一〇四（略）

（準用規定）

第九十六条 第九十三条に規定するもののほか、第十一条の二から第十五条まで及び第十五条の三から第十六条までの規定は組合の事業について、第十七条の二及び第十七条の三の規定は組合の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の二第一項中「前条第一項第二号」とあり、並びに第十一条の三第一項、第十一条の五第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項、第十一条の八、第十七条の二第一項及び第十七条の三第一項中「第十一条第一項第二号」とあるのは「第九十三条第一項第二号」と、第九十三条第一項第一号及び第二号」と、「同条第三項及び第四項」とあるのは「同条第二項及び第三項」と、第十条の四中「第十一条第九項」とあるのは「第九十三条第八項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「組合員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第五号」とあるのは「第九十三条第一項第五号」と、第十五条の三第一項及び第十五条の四から第十五条の六までの規定中「第十一条第一項第八号の二」とあるのは「第九十三条第一項第六号の二」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第九号」と、第十七条の二第一項第二号中「第十一条第一項第一号又は第二号」とあるのは「第九十三条第一項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

2（略）

3 第三十二条から第五十一条まで及び第五十二条から第五十八条の三までの規定は、組合の管理について準用する。この場合において、第三十

、第四十二条第一項及び第三項から第八項まで、第四十三条から第四十七条の三まで、第四十七条の四第一項、第四十七条の五から第五十一条まで並びに第五十二条から第五十八条の三までの規定は、組合の管理について準用する。この場合において、第三十四条第三項、第十一項及び第十二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第一項、第四十一条の二第一項、第五十四条の二第一項及び第二項、第五十五条第一項及び第二項、第五十八条の二第一項並びに第五十八条の三第一項中、「第十一條第二項第四号」とあるのは、「第九十三條第一項第二号」と、第四十七条中「漁業及び」とあるのは「水産加工業及び」と、「漁業協同組合連合会」とあるのは「水産加工業協同組合連合会」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中、「第十一條第一項第五号、第七号若しくは第十一号」とあるのは、「第九十三條第一項第三号、第五号若しくは第六号の二」と、第四十八条第五項及び第五十四条の三第一項中、「第十一條第一項第十一号」とあるのは、「第九十三條第一項第六号の二」と、第五十四条の二第一項及び第二項中、「第九十三條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合」とあるのは、「第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合」と、同項中「第九十二條第一項、第九十六條第一項又は第一百條第一項において準用する第十一條の四第二項」とあるのは、「第十一條の四第二項（第九十二條第一項及び第一百條第一項において準用する場合を含む。）」と、第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「水産加工業協同組合」と、第五十五条第七項中「第十一條第一項第二号及び第十三号」とあるのは「第九十三條第一項第八号」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 第六十八條から第七十四條まで、第七十五條第一項及び第三項、第七

四條第十項及び第十一項、第三十五条の二第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十一条の三第一項、第四十四条、第五十四条の四、第五十五条第二項、第五十八条の二第一項並びに第五十八条の三第一項中「第十一條第一項第二号」とあるのは「第九十三條第一項第二号」と、第四十七条中「漁業及び」とあるのは「水産加工業及び」と、「漁業協同組合連合会」とあるのは「水産加工業協同組合連合会」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中、「第十一條第一項第三号、第五号若しくは第八号の二」とあるのは「第九十三條第一項第三号、第五号若しくは第六号の二」と、第四十八条第四項中「第十一條第一項第八号の二」とあるのは「第九十三條第一項第六号の二」と、第五十四条の二第一項中「第十一條第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十三條第一項第一号及び第二号」と、第五十四条の三第一項中「第十一條第一項第八号の二」とあるのは「第九十三條第一項第六号の二」と、第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「水産加工業協同組合」と、第五十五条第一項中「同項第二号」とあるのは「第九十三條第一項第二号」と、同条第四項中「第十一條第一項第十号」とあるのは「第九十三條第一項第八号」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 第六十八條から第七十五條まで及び第七十七條の規定は、組合の解散

十六条第一項及び第三項並びに第七十七条の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十八条第四項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「十五人」と、第六十九条第三項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十三条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（事業の種類）

第九十七条 （略）

2 前項第一号又は第二号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業又は次項、第四項若しくは第五項の事業のほか、他の事業を行うことができない。

3 第一項第二号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 四 （略）

五 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

六 有価証券（国債等に該当するもの並びに証券取引法第二条第一項第

七号及び第七号の二に掲げるものに限る。）の私募の取扱い

七 十二 （略）

4 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

5 （略）

及び清算について準用する。この場合において、第六十八条第四項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは、「十五人」と読み替えるものとする。

（事業の種類）

第九十七条 （略）

2 前項第一号又は第二号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業又は次項若しくは第四項の事業のほか、他の事業を行うことができない。

3 第一項第二号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 四 （略）

五 十 （略）

4 （略）

6| 第十一条第六項の規定は、連合会が第三項第五号の事業のうち募集の
取扱いの事業を行おうとする場合について準用する。

7| 第十一条第七項の規定は、連合会が第四項の規定により同項に規定す
る事業を行おうとする場合について準用する。

8| 連合会が第五項の規定により信託業務に係る事業を行おうとする場合
には、第十一条第八項の規定を準用する。

9| 連合会が第三項第八号の事業を行う場合には、第十一条第九項の規定
を準用する。

10| 連合会は、定款で定めるところにより、所属員以外の者にその施設（
第三項第三号及び第四号の規定による施設にあつては、主務省令で定め
るものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号から
第十号まで及び第十二号並びに第四項の規定による施設に係る場合を除
き、一事業年度において所属員以外の者が利用し得る事業の分量の総額
は、当該事業年度において所属員が利用する事業の分量の総額の五分の
一を超えてはならない。

11| （略）

12| 連合会は、第十項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂
行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資
金の貸付けをすることができる。

一～四 （略）

（準用規定）

第百条 第九十七条に規定するもののほか、第十一条の三から第十一条の
九まで、第十二条から第十五条まで、第十六条並びに第八十七条の第二
一項及び第二項の規定は連合会の事業について、第八十七条の三及び第

5| 連合会が前項の規定により信託業務に係る事業を行おうとする場合に
は、第十一条第五項の規定を準用する。

6| 連合会が第三項第六号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定
を準用する。

7| 連合会は、定款で定めるところにより、所属員以外の者にその施設（
第三項第三号及び第四号の規定による施設にあつては、主務省令で定め
るものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号から
第八号まで及び第十号の規定による施設に係る場合を除き、一事業年度
において所属員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年
度において所属員が利用する事業の分量の総額の五分の一を超えてはな
らない。

8| （略）

9| 連合会は、第七項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂
行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資
金の貸付けをすることができる。

一～四 （略）

（準用規定）

第百条 第九十七条に規定するもののほか、第十一条の二から第十五条ま
で、第十六条並びに第八十七条の第二一項及び第二項の規定は連合会の
事業について、第八十七条の三及び第八十七条の四の規定は連合会の子

八十七条の四の規定は連合会の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項及び第十一条の九中、「第十一条第一項第四号」とあるのは、「第九十七条第一項第二号」と、第十条の三第二項中、「一億円（組合員（第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円）」とあるのは、「一億円」と、第十一条の四第二項中、「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは、「第九十七条第一項第一号及び第二号」と、第十一条の五中、「第十一条第十二項」とあるのは、「第九十七条第十二項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは、「所屬員」と、第十二条第一項中、「第十一条第一項第七号」とあるのは、「第九十七条第一項第五号」と、第十六条第一項中、「第十一条第一項第十四号」とあるのは、「第九十七条第一項第十号」と、第八十七条の二第一項中、「前条第一項第十号に規定する会員の監査又は同条第十一項に規定する特定組合の監査」とあるのは、「第九十七条第一項第七号に規定する会員の監査」と、第八十七条の三第一項並びに第二項第二号及び第三号並びに第八十七条の四第一項中、「第八十七条第一項第四号」とあるのは、「第九十七条第一項第二号」と、第八十七条の三第一項中、「第九十二条第一項」とあるのは、「第百条第一項」と、同条第二項第四号及び第四項中、「第八十七条第一項第三号若しくは第四号」とあるのは、「第九十七条第一項第一号若しくは第二号」と、同条第四項並びに第九項第一号及び第二号中、「第九十二条第三項」とあるのは、「第百条第三項」と、同条第四項及び第九項第一号中、「第九十二条第五項」とあるのは、「第百条第五項」と読み替えるものとする。

会社等について準用する。この場合において、第十一条の二第一項中、「前条第一項第二号」とあるのは、「第九十七条第一項第二号」と、同条第二項中、「二千万円（組合員（第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円）」とあるのは、「一億円」と、第十一条の三第一項、第十一条の五第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項及び第十一条の八中、「第十一条第一項第二号」とあるのは、「第九十七条第一項第二号」と、第十一条の三第二項中、「第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは、「第九十七条第一項第一号及び第二号」と、第十一条の四中、「第十一条第九項」とあるのは、「第九十七条第九項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは、「所屬員」と、第十一条の五第一項第二号中、「子会社（第十七条の二第一項各号に掲げる会社に該当するものに限る。）」とあるのは、「子会社（）」と、第十二条第一項中、「第十一条第一項第五号」とあるのは、「第九十七条第一項第五号」と、第十六条第一項中、「第十一条第一項第十一号」とあるのは、「第九十七条第一項第十号」と、第八十七条の二第一項中、「前条第一項第八号に規定する会員の監査又は同条第八項に規定する特定組合の監査」とあるのは、「第九十七条第一項第七号に規定する会員の監査」と、第八十七条の三第一項並びに第二項第一号及び第四号並びに第八十七条の四第一項中、「第八十七条第一項第二号」とあるのは、「第九十七条第一項第二号」と、第八十七条の三第一項中、「第九十二条第一項」とあるのは、「第百条第一項」と、「第九十二条第三項」とあるのは、「第百条第三項」と、同条第二項第二号中、「第八十七条第一項第一号若しくは第二号」とあるのは、「第九十七条第一項第一号若しくは第二号」と、同条第三項及び第六項第一号中、「第九十二条第五項」とあるのは、「第百条第五項」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項から第三項まで、第四項本文、第五項から第七項まで及び第九項から第十二項まで、第三十五条、第三十五条の二第一項、第二項及び第五項、第三十六条、第三十七条から第四十条まで、第四十一条の二、第四十二条第一項及び第三項から第八項まで、第四十三条から第四十七条の三まで、第四十七条の四第一項、第四十七条の五、第四十八条第一項から第四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第五十二条から第五十四条の二まで並びに第五十四条の四から第五十八条の三までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十四条第三項、第十一項及び第十二項、第三十五条の二第一項、第四十一条の二第一項、第五十四条の二第一項及び第二項、第五十五条第一項及び第二項、第五十八条の二第一項並びに第五十八条の三第一項中、「第十一条第一項第四号」とあるのは、「第九十七条第一項第二号」と、第三十四条第六項中、「一人」とあるのは、「一人（第九十八条の二第二項において準用する第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）」と、同条第十項中、「准組合員以外の組合員」とあるのは、「所属員（准会員及びこれを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは、「会員（准会員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員及びこれを構成する者を除く。）」と、同条第十一項及び第十二項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは、「連合会」と、同条第十一項中「組合員又は当該組合の組合員たる法人」と

のとする。

2 (略)

3 第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで及び第八項から第十一項まで、第三十五条から第四十一条まで、第四十一条の三から第四十七条の五まで、第四十八条第一項から第三項まで、第四十九条から第五十一条まで、第五十二条から第五十四条の二まで並びに第五十四条の四から第五十八条の三までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十四条第五項中、「一人」とあるのは、「一人（第九十八条の二第二項において準用する第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）」と、同条第九項中「准組合員以外の組合員」とあるのは、「所属員（准会員及びこれを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは、「会員（准会員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員及びこれを構成する者を除く。）」と、同条第十項及び第十一項、第三十五条の二第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十一条の三第一項、第四十四条、第五十四条の四、第五十五条第二項、第五十八条の二第一項並びに第五十八条の三第一項中「第十一条第一項第二号」とあるのは、「第九十七条第一項第二号」と、第三十四条第十項及び第十一項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは、「連合会」と、同条第十項中「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは、「会員たる法人」と、第四十一条の三第一項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは、「連合会（）」と、第四十七条中「（当該組合の組合

あるのは「会員たる法人」と、第四十一条の二第一項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。」とあるのは「連合会」と、第四十七条中「（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う事業を除く。」とあるのは「（当該連合会の所属員の営む水産加工業並びに当該連合会の所属員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所属する連合会の行う事業を除く。」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第五号、第七号若しくは第十一号」とあるのは「第九十七条第一項第三号若しくは第五号」と、第五十二条第七項中「事項」とあるのは「事項若しくは第百条第五項において準用する第九十一条の三の規定による権利義務の承継」と、第五十四条の二第一項及び第二項中「他の組合」とあるのは「他の連合会」と、「第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会」とあるのは「第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合」と、同項中「第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用する第九十一条の四第二項」とあるのは「第十一条の四第二項（第九十二条第一項及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。）」と、第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「水産加工業協同組合連合会」と、第五十五条第七項中「第十一条第一項第二号及び第十三号」とあるのは「第九十七条第一項第九号」と読み替えるものとする。

4
(略)

5 第六十九条から第七十四条まで、第七十五条第一項及び第三項、第七十六条第一項及び第三項、第七十七条、第九十一条の二並びに第九十一条の三の規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十九条第三項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第

員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う事業を除く。」とあるのは「（当該連合会の所属員の営む水産加工業並びに当該連合会の所属員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所属する連合会の行う事業を除く。」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第三号、第五号若しくは第八号の二」とあるのは「第九十七条第一項第三号若しくは第五号」と、第五十二条第七項中「事項」とあるのは「事項若しくは第百条第五項において準用する第九十一条の三の規定による権利義務の承継」と、第五十四条の二第一項中「第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十七条第一項第一号及び第二号」と、第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「水産加工業協同組合連合会」と、第五十五条第一項中「同項第二号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、同条第四項中「第十一条第一項第十号」とあるのは「第九十七条第一項第九号」と読み替えるものとする。

4
(略)

5 第六十九条から第七十五条まで、第七十七条、第九十一条の二及び第九十一条の三の規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第七十条第二項において準用する第三十四条第九項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所属員（准会員及びこれを構

九十七条第一項第二号」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第十項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員（准会員及びこれを構成する者を除く。）」と、第七十四条中「及び破産」とあるのは「、破産及び第百条第五項において準用する第九十一条の二第四項の規定に基づく同項第一号に掲げる事由」と、第九十一条の三第一項中「組合、漁業生産組合又は連合会」とあるのは「組合又は連合会」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第百条の六 第百条の二に規定するもののほか、第十五条の二、第十五条の三及び第十五条の五の規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、第十五条の二第一項及び第十五条の三中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第百条の二第一項第一号」と、第十五条の五中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第百条の二第一項第一号」と、「財産で前条の規定により同号の事業に係るものとして区分された会計に属するもの」とあるのは「財産」と読み替えるものとする。

2 （略）

3 第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第二項、第四項本文、第五項から第七項まで、第九項及び第十項、第三十四条の二、第三十五条、第三十五条の二第三項から第五項まで、第三十六条から第四十条まで、第四十二条から第五十一条まで、第五十二条から第五十四条まで、第五十四条の四、第五十五条第一項から第六項まで並びに第五十六条から第五十八条までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十四条第六項中「一人」とあるのは「一人（第百条の四第二項において準用する第八十九条第二項の規定によりその会員に対し

成する者を除く。）」と、第七十四条中「及び破産」とあるのは「、破産及び第百条第五項において準用する第九十一条の二第四項の規定に基づく同項第一号に掲げる事由」と、第九十一条の三第一項中「組合、漁業生産組合又は連合会」とあるのは「組合又は連合会」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第百条の六 第百条の二に規定するもののほか、第十五条の三、第十五条の四及び第十五条の六の規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、第十五条の三第一項及び第十五条の四中「第十一条第一項第八号の二」とあるのは「第百条の二第一項第一号」と、第十五条の六中「第十一条第一項第八号の二」とあるのは「第百条の二第一項第一号」と、「財産で前条の規定により同号の事業に係るものとして区分された会計に属するもの」とあるのは「財産」と読み替えるものとする。

2 （略）

3 第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五条、第三十五条の二第三項、第三十六条から第四十条まで、第四十二条から第五十一条まで並びに第五十二条から第五十四条までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十四条第五項中「一人」とあるのは「一人（第百条の四第二項において準用する第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選

て二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個」と、同条第十項及び第三十四条の二第二項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員（准会員、第十八条第五項の規定による組合員、第八十八条第三号若しくは第四号又は第九十八条第二号の規定による会員及びこれらを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「会員（准会員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員、第十八条第五項の規定による組合員、第八十八条第三号若しくは第四号又は第九十八条第二号の規定による会員及びこれらを構成する者を除く。）」と、第四十七条中「（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所屬する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う事業を除く。）とあるのは「（当該連合会の所屬員たる漁業協同組合、水産加工業協同組合及び連合会並びに当該連合会の所屬する連合会の行う事業を除く。）と、第四十八条第五項中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第一百条の二第一項第一号」と、第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「共済水産業協同組合連合会」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 第六十八条から第七十七条までの規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十八条第四項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）未満」とあるのは「一人」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第十項本文及び第三十四条の二第二項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員（准会員、第十八条第五項の規定による組合員、第八十八条第三号若しくは第四号又は第

九十八条第三号若しくは第四号又は第九十八条第二号の規定による組合員及びこれらを構成する者を除く。）と、「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「会員（准会員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員、第十八条第五項の規定による組合員、第八十八条第三号若しくは第四号又は第九十八条第二号の規定による会員及びこれらを構成する者を除く。）」と、第四十七条中「（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所屬する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う事業を除く。）とあるのは「（当該連合会の所屬員たる漁業協同組合、水産加工業協同組合及び連合会並びに当該連合会の所屬する連合会の行う事業を除く。）と、第四十八条第四項中「第十一条第一項第八号の二」とあるのは「第一百条の二第一項第一号」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 第六十八条から第七十五条まで及び第七十七条の規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十八条第四項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）未満」とあるのは「一人」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第九項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員（准会員、第十八条第五項の規定による組合員、第八十八条第三号若しくは第四号又は第九十八条第二号

九十八条第二号の規定による会員及びこれらを構成する者を除く。）」と読み替えるものとする。

（合併の場合の登記）

第一百七条 組合が合併又は第九十一条の三（第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継（以下この条、第百十三条第二項及び第三項並びに第百三十条第一項第二十九号において単に「承継」という。）をするときは、合併又は承継の認可のあつた日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併又は承継後存続する組合については変更の登記、合併又は承継によつて消滅する組合については解散の登記、合併によつて成立する組合については第百一条第二項に規定する登記をしなければならぬ。

（設立の登記の申請）

第百十一条 組合の設立の登記の申請書には、定款及び代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資組合にあつては出資総口数及び出資の第一回の払込みのあつたことを証する書面を添付しなければならない。

2 合併による組合の設立の登記の申請書には、合併によつて消滅する組合の登記簿の謄本を添付しなければならない。ただし、当該登記所の管轄区域内に合併によつて消滅する組合の事務所があるときは、この限りでない。

3 合併による出資組合の設立の登記の申請書には、前二項の書面のほか、第六十九条第四項（第八十六条第五項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を

の規定による会員及びこれらを構成する者を除く。）」と読み替えるものとする。

（合併の場合の登記）

第一百七条 組合が合併又は第九十一条の三（第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継（以下この条、第百十三条第二項及び第三項並びに第百三十条第一項第十号において単に「承継」という。）をするときは、合併又は承継の認可のあつた日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併又は承継後存続する組合については変更の登記、合併又は承継によつて消滅する組合については解散の登記、合併によつて成立する組合については第百一条第二項に規定する登記をしなければならぬ。

（設立の登記の申請）

第百十一条 組合の設立の登記の申請書には、定款及び代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資組合にあつては出資総口数及び出資の第一回の払込みのあつたことを証する書面を添付しなければならない。

2 合併に因る組合の設立の登記の申請書には、合併に因つて消滅する組合の登記簿の謄本を添付しなければならない。ただし、当該登記所の管轄区域内に合併に因つて消滅する組合の事務所があるときは、この限りでない。

3 合併による出資組合の設立の登記の申請書には、前二項の書面のほか、第六十九条第四項（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を

含む。) において準用する第五十三条第二項の規定による公告及び催告
(合併を行う出資組合が公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する
日刊新聞紙に掲載した場合における当該出資組合にあつては、これ
らの公告。 第百十三条第二項において同じ。) をしたこと並びに異議を
述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し
、若しくは信託をしたこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれ
がないことを証する書面を添付しなければならない。

(事務所新設、移転及び設立の登記事項変更の登記の申請)

第百十三条 組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第百一条第二項
の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を
証する書面を添付しなければならない。

2 出資一口の金額の減少又は出資組合の合併若しくは承継による変更の
登記の申請書には、前項の書面のほか、第五十三条第二項(第六十九条
第四項(第八十六条第五項、第九十一条の三第二項(第百条第五項にお
いて準用する場合を含む。)、第九十二条第五項、第九十六条第五項、
第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。)、
第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三
項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。) の規定による
公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者のあるときは、これ
に対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は出
資一口の金額の減少をし、若しくは合併若しくは承継をしてもその債権
者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3
(略)

含む。) において準用する第五十三条第二項の規定による公告及び催告
をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済
し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は合併をしてもそ
の債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(事務所新設、移転及び設立の登記事項変更の登記の申請)

第百十三条 組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第百一条第二項
の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を
証する書面を添付しなければならない。

2 出資一口の金額の減少又は出資組合の合併若しくは承継による変更の
登記の申請書には、前項の書面のほか、第五十三条第二項(第六十九条
第四項(第八十六条第四項、第九十一条の三第二項(第百条第五項にお
いて準用する場合を含む。)、第九十二条第五項、第九十六条第五項、
第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。)、
第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三
項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。) の規定による
公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者のあるときは、これ
に対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は出
資一口の金額の減少をし、若しくは合併若しくは承継をしてもその債権
者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3
(略)

(清算結了の登記の申請)

第百十八条 組合の清算結了の登記の申請書には、清算人が第七十六條第一項(第八十六條第五項、第九十二條第五項、第九十六條第五項、第一百條第五項及び第一百條の六第五項において準用する場合を含む。)の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

第百十九条 登記すべき事項であつて行政庁の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。ただし、第六十五條第二項及び第五項(第八十六條第四項、第九十二條第四項、第九十六條第四項、第一百條第四項及び第一百條の六第四項において準用する場合を含む。)の場合には、認可に関する証明書の到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法の準用)

第百二十一条 商業登記法第二条から第五条まで、第七条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条、第五十三条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八條第二項、第六十九條、第七十条並びに第七七條から第七二十條までの規定は、組合の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中、「訴え」とあるのは、「行政庁に対する請求」と、同条第三項中、「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「行政庁」と、同法第五十六條第三項中、「商法第六十四条第一項」とあるのは、「水産業協同組合法

(清算結了の登記の申請)

第百十八条 組合の清算結了の登記の申請書には、清算人が第七十七條(第九十二條第五項、第九十六條第五項、第一百條第五項及び第一百條の六第五項において準用する場合を含む。)又は第八十六條第四項において準用する商法第四百二十七條第一項の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

第百十九条 登記すべき事項であつて行政庁の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。ただし、第六十五條第二項及び第五項(第八十六條第三項、第九十二條第四項、第九十六條第四項、第一百條第四項及び第一百條の六第四項において準用する場合を含む。)の場合には、認可に関する証明書の到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法の準用)

第百二十一条 商業登記法第二条から第五条まで、第七条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条、第五十三条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八條第二項、第六十九條、第七十条並びに第七七條から第七二十條までの規定は、組合の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中、「訴え」とあるのは、「行政庁に対する請求」と、同条第三項中、「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「行政庁」と、同法第五十六條第三項中、「商法第六十四条第一項」とあるのは、「水産業協同組合法

第百一条第二項」と、同法第六十一条第三項中「商法第二百二十九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは「水産業協同組合法第七十条本文（同法第八十六条第五項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）の規定による」と、同法第六十六条中「合併による」とあるのは「合併又は水産業協同組合法第九十一条の三第一項（同法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継（以下単に「承継」という。）による」と、「合併により」とあるのは「合併又は承継により」と、「合併した」とあるのは「合併又は承継をした」と、同法第六十九条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「合併後」とあるのは「合併若しくは承継後」と、同法第七十条第二項中「合併」とあるのは「合併又は承継」と読み替えるものとする。

（報告の徴収）

第百二十二条（略）

2・3（略）

4 第十一条の六第三項の規定は、前項の場合において組合（漁業生産組合を除く。）又はその子会社が有する議決権について準用する。

5（略）

（業務又は会計状況の検査）

第百二十三条（略）

2（略）

3 行政庁は、第十一条第一項第四号若しくは第十一号、第八十七条第一

第百一条第二項」と、同法第六十一条第三項中「商法第二百二十九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは「水産業協同組合法第七十条本文（同法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）の規定による」と、同法第六十六条中「合併による」とあるのは「合併又は水産業協同組合法第九十一条の三第一項（同法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継（以下単に「承継」という。）による」と、「合併により」とあるのは「合併又は承継により」と、「合併した」とあるのは「合併又は承継をした」と、同法第六十九条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「合併後」とあるのは「合併若しくは承継後」と、同法第七十条第二項中「合併」とあるのは「合併又は承継」と読み替えるものとする。

（報告の徴収）

第百二十二条（略）

2・3（略）

4 第十一条の五第三項の規定は、前項の場合において組合（漁業生産組合を除く。）又はその子会社が有する議決権について準用する。

5（略）

（業務又は会計状況の検査）

第百二十三条（略）

2（略）

3 行政庁は、第十一条第一項第二号若しくは第八号の二、第八十七条第

項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第百条の二第一項第一号の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

4 6 (略)

(行政庁の監督上の命令)

第百二十三条の二 行政庁は、第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合に対し、その信用事業の健全な運営を確保するため、当該組合の業務若しくは財産又は当該組合及びその子会社等の財産の状況によつて必要があると認めるときは、当該信用事業に関し、措置をとるべき事項及び期間を定めて、その健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ずることができる。

2 行政庁は、第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、当該組合の業務若しくは財産若しくは当該組合及びその子会社等の財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

3 行政庁は、第十一条第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二又は第百条の二第一項第一号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な

第一項第二号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第百条の二第一項第一号の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

4 6 (略)

(行政庁の監督上の命令)

第百二十三条の二 行政庁は、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合に対し、その信用事業の健全な運営を確保するため、当該組合の業務若しくは財産又は当該組合及びその子会社等の財産の状況によつて必要があると認めるときは、当該信用事業に関し、措置をとるべき事項及び期間を定めて、その健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ずることができる。

2 行政庁は、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、当該組合の業務若しくは財産若しくは当該組合及びその子会社等の財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

3 行政庁は、第十一条第一項第八号の二、第九十三条第一項第六号の二又は第百条の二第一項第一号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な

運営を確保し、又は組合員を保護するため、当該組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

4 (略)

(法令等の違反に対する措置)

第二百二十四条 (略)

2 (略)

3 行政庁は、組合が信用事業規程又は共済規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第十一条の四第一項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）又は第十五条の二第一項（第九十六条第一項及び第百条の六第一項において準用する場合を含む。）の認可を取り消すことができる。

(解散命令の通知の特例)

第二百二十四条の三 行政庁は、組合の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が不明なときは、前条の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

2 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

な運営を確保し、又は組合員を保護するため、当該組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

4 (略)

(法令等の違反に対する措置)

第二百二十四条 (略)

2 (略)

3 行政庁は、組合が信用事業規程又は共済規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第十一条の三第一項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）又は第十五条の三第一項（第九十六条第一項及び第百条の六第一項において準用する場合を含む。）の認可を取り消すことができる。

(監督行政庁等)

第二百二十七条 この法律中「行政庁」とあるのは、第七十二条(第八十六条第五項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。)及び第九十一条の第三項(第一百条第五項において準用する場合を含む。)の場合を除いては、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合(漁業生産組合を除く。並びに都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会については主務大臣、その他の組合については、主たる事務所を管轄する都道府県知事(第十条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合の信用事業に関する第二百二十三条第三項の規定による検査に関する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要であると認める場合には、主務大臣及び都道府県知事)とする。

2 この法律(第八項に規定する規定を除く。)における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合にあつては、農林水産大臣及び内閣総理大臣(第十一条の六第一項第一号及び第二号(これらの規定を第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる基準並びに第十一条の八第一項(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する同一人に対する信用の供与等(第六項において「信用の供与等」という。)の額に関する第二百二十三条第一項から第五項までの規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣)とする。

(監督行政庁等)

第二百二十七条 この法律中「行政庁」とあるのは、第七十二条(第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。)及び第九十一条の第三項(第一百条第五項において準用する場合を含む。)の場合を除いては、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合(漁業生産組合を除く。並びに都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会については主務大臣、その他の組合については、主たる事務所を管轄する都道府県知事(第十条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合の信用事業に関する第二百二十三条第三項の規定による検査に関する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要であると認める場合には、主務大臣及び都道府県知事)とする。

2 この法律(第八項に規定する規定を除く。)における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合にあつては、農林水産大臣及び内閣総理大臣(第十一条の五第一項第一号及び第二号(これらの規定を第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる基準並びに第十一条の七第一項(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する同一人に対する信用の供与等(第六項において「信用の供与等」という。)の額に関する第二百二十三条第一項から第五項までの規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣)とする。

3
15 (略)

(財務大臣への協議)

第二百二十七条の二 農林水産大臣及び内閣総理大臣は、第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合（都道府県の区域を超える区域を地区とする組合並びに都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会に限る。次条において同じ。）に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第二百二十四条第三項の規定による第十一条の四第一項の認可の取消し

三 (略)

(財務大臣への通知)

第二百二十七条の三 内閣総理大臣は、第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合に対し次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 第十一条の四第一項又は第三項（同項の規定にあつては、信用事業規程の廃止に係る場合に限る。）（これらの規定を第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可

3
15 (略)

(財務大臣への協議)

第二百二十七条の二 農林水産大臣及び内閣総理大臣は、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合（都道府県の区域を超える区域を地区とする組合並びに都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会に限る。次条において同じ。）に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第二百二十四条第三項の規定による第十一条の三第一項の認可の取消し

三 (略)

(財務大臣への通知)

第二百二十七条の三 内閣総理大臣は、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合に対し次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 第十一条の三第一項又は第三項（同項の規定にあつては、信用事業規程の廃止に係る場合に限る。）（これらの規定を第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可

二五（略）

六 第二百二十四条第三項の規定による第十一条の四第一項の認可の取消し

七（略）

（財務大臣への資料提出等）

第二百二十七条の四 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（事務の区分）

第二百二十七条の五 この法律（第二百二十七条第十五項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会に係るものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二百二十八条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は百万円以下の罰金（第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号

二五（略）

六 第二百二十四条第三項の規定による第十一条の三第一項の認可の取消し

七（略）

（財務大臣への資料提出等）

第二百二十七条の四 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（事務の区分）

第二百二十七条の五 この法律（第二百二十七条第十五項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十一条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会、第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会に係るものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二百二十八条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は百万円以下の罰金（第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号

、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合の役員にあつては、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 （略）

第二百二十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

2 第十一條第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合の代表者又は代理人、使用者その他の従業者がその組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して二億円以下の罰金刑を科する。

第二百二十九条 第十二条第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第二百二十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十二条第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第二百二十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを五十万円以下の罰金（第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又はその子会社に係る報告又は検査にあつては、一年以

、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合の役員にあつては、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状に因り懲役及び罰金を併科することができる。

3 （略）

第二百二十八条の二 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

2 第十一條第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合の代表者又は代理人、使用者その他の従業者がその組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して二億円以下の罰金刑を科する。

第二百二十九条 第十二条第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第二百二十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十二条第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第二百二十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを二十万円以下の罰金（第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又はその子会社に係る報告又は検査にあつては、一年以

下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

2 組合又は組合（漁業生産組合を除く。）の子会社（以下この項において「組合等」という。）の代表者又は代理人、使用者その他の従業者が、その組合等の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合等に対して同項の罰金刑（第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又はその子会社にあつては、二億円以下の罰金刑）を科する。

第三百三十条 次の場合には、組合の役員又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りではない。

一（略）

二 第十一条第十項ただし書、第八十七条第十二項ただし書、第九十三条第九項ただし書、第九十七条第十項ただし書又は第百条の二第二項ただし書の規定に違反したとき。

三 第十一条の四第一項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）又は第十一条の十（第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第十一条の四第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、第四十八条第四項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条第五項（第八十六条第五項、第九十六条第五項及び第百条の六第五

下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

2 組合又は組合（漁業生産組合を除く。）の子会社（以下この項において「組合等」という。）の代表者又は代理人、使用者その他の従業者が、その組合等の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合等に対して同項の罰金刑（第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又はその子会社にあつては、二億円以下の罰金刑）を科する。

第三百三十条 次の場合には、組合の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りではない。

一（略）

二 第十一条第七項ただし書、第八十七条第九項ただし書、第九十三条第六項ただし書、第九十七条第七項ただし書又は第百条の二第二項ただし書の規定に違反したとき。

三 第十一条の三第一項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

項において準用する場合を含む。）、又は第九十一条の二第五項（第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第十一条の五（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六 第十五条の二第一項若しくは第十五条の三（これらの規定を第九十六条第一項及び第百条の六第一項において準用する場合を含む。）、第十五条の四（第九十六条第一項において準用する場合を含む。）又は第十五条の五（第九十六条第一項及び第百条の六第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七・八（略）

九 第十七条の二第三項（第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十（略）

十一（略）

十二（略）

十三（略）

十四（略）

二の三 第十一条の四（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二の四 第十五条の三第一項若しくは第十五条の四（これらの規定を第九十六条第一項及び第百条の六第一項において準用する場合を含む。）、第十五条の五（第九十六条第一項において準用する場合を含む。）又は第十五条の六（第九十六条第一項及び第百条の六第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三・三の二（略）

三の三 第十七条の二第三項（第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による行政庁の認可を受けないで第十七条の二第二項に掲げる会社を子会社としたとき又は同条第五項（第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する第十七条の二第三項の規定による行政庁の認可を受けないで同条第一項第一号に掲げる会社を同項第二号に掲げる会社に該当する子会社としたとき。

三の四 第十七条の二第八項（第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三の五（略）

三の六（略）

四（略）

五（略）

五の二（略）

十五 第三十四条第三項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十六 第三十四条第十一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して第三十四条第十一項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

十七 第三十四条第十二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

十八 第三十五条の二第一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第三項若しくは第四項（これらの規定を第九十二条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第五項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十九 第三十六条の二第六項（第九十二条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第四十二条第六項若しくは第四十六条第四項（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十 第三十七条第五項（第四十四条第二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。第二十三号及び次項において同じ。）、第八十六条第二項及び第三項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項並びに第百条の六第三項において準用する場合を含む。）において準

五の三 第三十四条第十項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して第三十四条第十項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

五の四 第三十四条第十一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

五の五 第三十五条の二第一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第三項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五の六 第三十七条第五項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百六十六条第八項の規定による開示をすることを怠つたとき。

用する商法第二百六十六条第八項の規定による開示をすることを怠つたとき。

二十一 第三十九条第一項、第二項若しくは第三項（これらの規定を第五十一条の二第七項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定、第四十条第六項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）若しくは第八項（第四十一条の二第十二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）次号において同じ。）により読み替えて適用する場合並びに第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定、第四十一条の二第五項若しくは第八項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は第八十四条第一項、第二項若しくは第三項の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二十二 正当な理由がないのに第三十九条第四項（第五十一条の二第七項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）第四十条第九項（第四十一条の二第十二項により読み替えて適用する場合並びに第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第八十四条第四項の規定による閲覧又は謄写を拒んだとき。

六 第三十九条第一項、第二項若しくは第三項（これらの規定を第五十一条の二第七項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定、第四十条第一項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定、第四十一条第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第八項（第四十一条の三第十二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）次号において同じ。）により読み替えて適用する場合並びに第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定、第四十一条の三第五項若しくは第八項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は第八十四条第一項、第二項若しくは第三項の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六の二 正当な理由がないのに第三十九条第四項（第五十一条の二第七項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）第四十条第二項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）第四十一条第九項（第四十一条の三第十二項により読み替えて適用する場合並びに第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準

二十三 第四十一条の第二十項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。）若しくは第四十四条第二項において準用する商法第二百七十四条第二項の規定又は第四十四条第二項において準用する同法第二百七十五条の規定による調査を妨げたとき。

二十四 第四十一条の第二十項において準用する商法特例法第十七条第二項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

二十五 第四十二条第五項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十六 第四十四条第三項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）において、若しくは第七十七条（第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において、それぞれ準用する商法第二百六十条ノ四第一項若しくは第二項の規定、第五十一条（第五十一条の

用する場合を含む。）又は第八十四条第四項の規定による閲覧又は謄写を拒んだとき。

六の三 第四十一条の第三十項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。）若しくは第四十四条（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。以下この号及び第九号並びに次項において同じ。）において準用する商法第二百七十四条第二項の規定又は第四十四条において準用する同法第二百七十五条の規定による調査を妨げたとき。

六の四 第四十一条の第三十項において準用する商法特例法第十七条第二項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

七 第四十二条第四項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

八 第四十二条第五項又は第四十六条第四項（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九 第四十四条において、若しくは第七十七条（第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において、それぞれ準用する商法第二百六十条ノ四第一項若しくは第二項の規定、第五十一条（第五十一条の二第七項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）に

二第七項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）、において、第六十二条第六項（第九十二条第四項、第九十六条第四項、第一百条第四項及び第一百条の六第四項において準用する場合を含む。）において、若しくは第八十六条第二項若しくは第四項において、それぞれ準用する同法第二百四十四条第一項若しくは第二項の規定、第五十四条の四（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三十二条第一項の規定、第七十五条第一項（第八十六条第五項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。）の規定、若しくは第七十六条第一項（第八十六条第五項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。）、の規定に違反して議事録、会計帳簿、財産目録、貸借対照表若しくは決算報告書を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二十七 第四十七条の二（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第四十七条の三第二項若しくは第四十七条の四第一項（これらの規定を第四十二条第八項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二第七項、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第四十七条の四第二項（第五十一条の二第七項、第九十二条第三項及び第一百条の六第三項において準用する

において、第六十二条第六項（第九十二条第四項、第九十六条第四項、第一百条第四項及び第一百条の六第四項において準用する場合を含む。）において、若しくは第八十六条第二項若しくは第三項において、それぞれ準用する同法第二百四十四条第一項若しくは第二項の規定、第五十四条の四（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三十二条第一項の規定、第七十五条第一項（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。）の規定、若しくは第七十七条において、若しくは第八十六条第四項において、それぞれ準用する同法第四百二十七条第一項の規定に違反して議事録、会計帳簿、財産目録、貸借対照表若しくは決算報告書を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九の二 第四十七条の二（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第四十七条の三第二項若しくは第四十七条の四（これらの規定を第四十二条第七項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二第七項、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する民法第六十条の規定に違反したとき。

場合を含む。）又は第八十六条第二項において準用する民法第六十条の規定に違反したとき。

二十八（略）

二十九 第五十三条若しくは第五十四条第二項（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少し、第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して信用事業の全部若しくは一部を譲渡し若しくは譲り受け、第五十四条の三第三項（第九十六条第三項において準用する場合を含む。）において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、若しくは共済事業に係る財産を移転し、第六十九条第四項（第八十六条第五項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。）において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して出資組合の合併をし、又は第九十一条の三第二項（第一百条第五項において準用する場合を含む。）において準用する第六十九条第四項において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して出資組合に係る承継をしたとき。

三十 第五十四条の二第七項（第五十四条の三第四項（第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三十一 第五十五条第一項から第六項まで（これらの規定を第八十六条

九の三（略）

十 第五十三条若しくは第五十四条第二項（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少し、第五十四条の二第三項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して信用事業の全部若しくは一部を譲渡し、第五十四条の三第三項（第九十六条第三項において準用する場合を含む。）において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、若しくは共済事業に係る財産を移転し、第六十九条第四項（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。）において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して出資組合の合併をし、又は第九十一条の三第二項（第一百条第五項において準用する場合を含む。）において準用する第六十九条第四項において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して出資組合に係る承継をしたとき。

十一 第五十四条の二第四項（第五十四条の三第四項（第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十二 第五十五条第一項、第二項若しくは第三項（これらの規定を第八

第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第七項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）、第五十六条（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の規定に違反したとき。

三十二（略）

三十三 第七十七条において準用する商法第二百二十四条第三項又は第八十六条第五項において準用する民法第八十一条の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

三十四 第七十七条において準用する商法第二百二十四条第三項若しくは同法第四百二十一条第一項若しくは第八十六条第五項において準用する民法第七十九条第一項若しくは同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三十五 第七十七条又は第八十六条第五項において準用する商法第二百三十一条の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

三十六 清算の結了を遅延させる目的をもつて第七十七条において準用する商法第四百二十一条第一項又は第八十六条第五項において準用する民法第七十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

三十七 第七十七条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をし、又は第八十六条第五項において準用する民法第

十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第四項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）、第五十六条（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の規定に違反したとき。

十二（略）

十三 第六十八条第五項（第八十六条第四項、第九十六条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。）又は第九十一条の二第五項（第一百条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十四 第七十七条において準用する商法第二百二十四条第三項又は第八十六条第四項において準用する民法第八十一条の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十五 第七十七条において準用する商法第二百二十四条第三項若しくは同法第四百二十一条第一項若しくは第八十六条第四項において準用する民法第七十九条第一項若しくは同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十六 第七十七条又は第八十六条第四項において準用する商法第二百三十一条の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

十七 清算の結了を遅延させる目的をもつて第七十七条において準用する商法第四百二十一条第一項又は第八十六条第四項において準用する民法第七十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

十八 第七十七条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をし、又は第八十六条第四項において準用する民法第七

七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

三十八 (略)

三十九 第八十七条の三第四項（第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による行政庁の認可を受けないで第八十七条の三第四項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第六項（第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する第八十七条の三第四項の規定による行政庁の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうちの号に掲げる会社（同条第四項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

四十 第八十七条の三第九項（第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四十一 (略)

四十二 (略)

四十三 (略)

四十四 第二百二十六条の二第一項の規定により付した条件（第八十七条の三第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

四十五 (略)

2 商法第四百九十八条第一項又は有限会社法第七十七条第一項若しくは第二項に規定する者が、第四十一条の二十項又は第四十四条第二項において準用する商法第二百七十四条ノ三第一項の規定による調査を妨げるときも、前項と同様とする。

3 漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の役員又は職員が

十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十九 (略)

二十 第八十七条の三第三項（第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による行政庁の認可を受けないで第八十七条の三第三項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第四項（第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する第八十七条の三第三項の規定による行政庁の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうちの号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

二十の二 第八十七条の三第六項（第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十の三 (略)

二十の四 (略)

二十一 (略)

二十二 第二百二十六条の二第一項の規定により付した条件（第十七条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第八十七条の三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

二十三 (略)

2 商法第四百九十八条第一項又は有限会社法第七十七条第一項若しくは第二項に規定する者が、第四十一条の三十項又は第四十四条において準用する商法第二百七十四条ノ三第一項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

3 漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の役員又は職員が

、第八十七条第一項第十号若しくは第十一項又は第九十七条第一項第七号に規定する監査の事業に係る業務に関して知り得た秘密を故なく他に漏らし、又は盗用したときは、これを五十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

、第八十七条第一項第八号若しくは第八項又は第九十七条第一項第七号に規定する監査の事業に係る業務に関して知り得た秘密を故なく他に漏らし、又は盗用したときは、これを二十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

○ 農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）（第二条関係）（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律 （目的） 第一条 この法律は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編並びに特定農水産業協同組合等の信用事業の強化を図るために必要な措置を講ずることにより、農業者及び水産業者の協同組織を基盤とする系統団体による金融業務の効率化及び健全な運営の確保を図り、もって国民経済の発展に資することを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において「特定農水産業協同組合等」とは、次に掲げる者をいう。 一 特定農業協同組合（農林中央金庫の会員である農業協同組合であつて、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行つものをいう。以下同じ。） 二 信用農業協同組合連合会（農林中央金庫の会員である農業協同組合連合会であつて、農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行つものをいう。以下同じ。） 三 特定漁業協同組合（農林中央金庫の会員である漁業協同組合であつて、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条	農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律 （目的） 第一条 この法律は、農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編並びに特定農業協同組合等の信用事業の強化を図るために必要な措置を講ずることにより、農業者の協同組織を基盤とする系統団体による金融業務の効率化及び健全な運営の確保を図り、もって国民経済の発展に資することを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において「特定農業協同組合等」とは、特定農業協同組合及び信用農業協同組合連合会をいう。 2 この法律において「特定農業協同組合」とは、農林中央金庫の会員である農業協同組合であつて、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行つものをいう。 3 この法律において「信用農業協同組合連合会」とは、農林中央金庫の会員である農業協同組合連合会であつて、農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行つものをいう。 4 この法律において「信用事業」とは、農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに

第一項第三号及び第四号の事業を併せ行つるものをいう。以下同じ。）

四 信用漁業協同組合連合会（農林中央金庫の会員である漁業協同組合連合会であつて、水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行つるものをいう。以下同じ。）

五 特定水産加工業協同組合（農林中央金庫の会員である水産加工業協同組合であつて、水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行つるものをいう。以下同じ。）

六 信用水産加工業協同組合連合会（農林中央金庫の会員である水産加工業協同組合連合会であつて、水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行つるものをいう。以下同じ。）

2 この法律において「信用農水産業協同組合連合会」とは、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び信用水産加工業協同組合連合会をいう。

3 この法律において「信用事業」とは、特定農水産業協同組合等が行つ次に掲げる事業をいう。

一 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項から第九項までの事業

二 水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業

三 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第四項から第六項までの事業

四 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第二項から第四項まで

同条第六項から第九項までの事業をいう。

5 この法律において「事業譲渡」とは、次に掲げるものをいう。

一 特定農業協同組合等がその信用事業の全部又は一部を農林中央金庫に譲り渡し、当該信用事業の全部又は一部を農林中央金庫が譲り受けること。

二 特定農業協同組合がその信用事業の全部又は一部を他の特定農業協同組合等に譲り渡し、当該信用事業の全部又は一部を当該特定農業協同組合等が譲り受けること。

三 信用農業協同組合連合会に譲り渡し、当該信用事業の全部又は一部を当該信用農業協同組合連合会が譲り受けること。

の事業

五 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業

4 この法律において「事業譲渡」とは、次に掲げるものをいう。

一 特定農業協同組合等（特定農業協同組合及び信用農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）がその信用事業の全部又は一部を農林中央金庫に譲り渡し、当該信用事業の全部又は一部を農林中央金庫が譲り受けること。

二 特定農業協同組合がその信用事業の全部又は一部を他の特定農業協同組合等に譲り渡し、当該信用事業の全部又は一部を当該特定農業協同組合等が譲り受けること。

三 信用農業協同組合連合会がその信用事業の全部又は一部を他の信用農業協同組合連合会に譲り渡し、当該信用事業の全部又は一部を当該信用農業協同組合連合会が譲り受けること。

四 特定漁業協同組合等（特定漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、特定水産加工業協同組合及び信用水産加工業協同組合連合会をいう。以下同じ。）がその信用事業の全部又は一部を農林中央金庫に譲り渡し、当該信用事業の全部又は一部を農林中央金庫が譲り受けること。

五 特定漁業協同組合又は特定水産加工業協同組合がその信用事業の全部又は一部を他の特定漁業協同組合等に譲り渡し、当該信用事業の全部又は一部を当該特定漁業協同組合等が譲り受けること。

六 信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会がその信用事業の全部又は一部を他の信用漁業協同組合連合会又は信用水産

加工業協同組合連合会に譲り渡し、当該信用事業の全部又は一部を当該信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会が譲り受けること。

（農林中央金庫の業務の特例）

第三条 農林中央金庫は、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十五条の規定にかかわらず、経営管理委員会の承認を受けて、特定農水産業協同組合等に対し、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による合併及び事業譲渡（以下「信用事業の再編」という。）並びに特定農水産業協同組合等の信用事業の強化（以下単に「信用事業の強化」という。）を図るために必要な指導を行うことができる。

（基本方針）

第四条 農林中央金庫は、前条に規定する業務を行おうとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる信用事業の区分ごとに、当該業務に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

一 第二条第三項第一号に掲げる信用事業

二 第二条第三項第二号から第五号までに掲げる信用事業

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 （略）

三 信用事業の合理化その他の信用事業の強化を図るために特定農水産業協同組合等が行う主務省令で定める措置（第三十三条第一号において「信用事業強化措置」という。）に関する事項

四 （略）

3
7 （略）

（農林中央金庫の業務の特例）

第三条 農林中央金庫は、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十五条の規定にかかわらず、経営管理委員会の承認を受けて、特定農業協同組合等に対し、農林中央金庫及び特定農業協同組合等による合併及び事業譲渡（以下「信用事業の再編」という。）並びに特定農業協同組合等の信用事業の強化（以下単に「信用事業の強化」という。）を図るために必要な指導を行うことができる。

（基本方針）

第四条 農林中央金庫は、前条に規定する業務を行おうとするときは、あらかじめ、当該業務に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 （略）

三 信用事業の合理化その他の信用事業の強化を図るために特定農業協同組合等が行う主務省令で定める措置（第三十三条第一号において「信用事業強化措置」という。）に関する事項

四 （略）

3
7 （略）

(報告又は資料の提出)

第五条 農林中央金庫は、第三条の規定による指導を行うため必要があるときは、特定農水産業協同組合等に対し、その業務又は会計の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

(協力依頼)

第六条 農林中央金庫は、第三条の規定による指導を行うため必要があるときは、官庁、公共団体、農業協同組合中央会、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(監査結果の提出等)

第七条 前条の規定により農林中央金庫から協力を求められた農業協同組合中央会、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会は、農業協同組合法第百一条の三又は水産業協同組合法第百三十条第三項の規定にかかわらず、特定農水産業協同組合等について行った農業協同組合法第七十三条の二十二第一項第二号又は水産業協同組合法第八十七条第一項第十号若しくは第十一項若しくは第九十七条第一項第七号の監査の結果を記載した書類その他の監査に関する資料を農林中央金庫に対し提出し、又はその職員に閲覧させることができる。

(合併)

第八条 農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会とは、合併を行うことができる。この場合において、合併後存続する法人は、農林中央金庫

(報告又は資料の提出)

第五条 農林中央金庫は、第三条の規定による指導を行うため必要があるときは、特定農業協同組合等に対し、その業務又は会計の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

(協力依頼)

第六条 農林中央金庫は、第三条の規定による指導を行うため必要があるときは、官庁、公共団体、農業協同組合中央会、信用農業協同組合連合会その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(監査結果の提出等)

第七条 前条の規定により農林中央金庫から協力を求められた農業協同組合中央会は、農業協同組合法第百一条の三の規定にかかわらず、特定農業協同組合等について行った同法第七十三条の二十二第一項第二号の監査の結果を記載した書類その他の監査に関する資料を農林中央金庫に対し提出し、又はその職員に閲覧させることができる。

(合併)

第八条 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会とは、合併を行うことができる。この場合において、合併後存続する法人は、農林中央金庫とす

とする。

(合併契約書の承認)

第九条 農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会は、合併を行うには、合併契約書を作成して、それぞれ総会の承認を受けなければならない。

2・3 (略)

4 信用農業協同組合連合会における合併決議については農業協同組合法第四十六条の規定を、信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会における合併決議については水産業協同組合法第九十二条第三項又は第一百条第三項において準用する同法第五十条の規定を準用する。

(総会招集の手続)

第十条 農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会が合併決議を行う場合には、前条第一項の総会(同条第三項の総代会を含む。以下「合併総会」という。)の招集は、合併総会の日の二週間前までに、会議の目的たる事項のほか、合併契約書の要領を示してしなければならない。

(債権者の異議)

第十二条 農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会は、合併決議の日から二週間以内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、農林債券の権利者、預金者又は貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

2 (略)

る。

(合併契約書の承認)

第九条 農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会は、合併を行うには、合併契約書を作成して、それぞれ総会の承認を受けなければならない。

2・3 (略)

4 信用農業協同組合連合会における合併決議については、農業協同組合法第四十六条の規定を準用する。

(総会招集の手続)

第十条 農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会が合併決議を行う場合には、前条第一項の総会(同条第三項の総代会を含む。以下「合併総会」という。)の招集は、合併総会の日の二週間前までに、会議の目的たる事項のほか、合併契約書の要領を示してなければならない。

(債権者の異議)

第十二条 農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会は、合併決議の日から二週間以内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、農林債券の権利者、預金者又は貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

2 (略)

3 合併を行う農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会が、第一項の公告を、官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、当該農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会による各別の催告は、することを要しない。

4 (略)

5 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(合併に反対する会員等の持分払戻請求権)

第十四条 信用農水産業協同組合連合会の会員で、合併総会に先立って当該信用農水産業協同組合連合会に対し書面をもって合併に反対の意思を通知したもの(第三項の規定に該当するものを除く。)は、合併決議の日から二十日以内に書面をもって持分の払戻しを請求することにより、合併の日に当該信用農水産業協同組合連合会を脱退することができる。

2 農業協同組合法第二十三条の規定は前項の規定により信用農業協同組合連合会を脱退する場合について、水産業協同組合法第九十二条第二項又は第百条第二項において準用する同法第二十八条の規定は前項の規定により信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会を脱退する場合について準用する。この場合には、合併の日を農業協同組合法第二十三条第二項又は水産業協同組合法第九十二条第二項若しくは第

3 合併を行う農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会が、第一項の公告を、官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、当該農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会による各別の催告は、することを要しない。

4 (略)

5 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(合併に反対する会員等の持分払戻請求権)

第十四条 信用農業協同組合連合会の会員で、合併総会に先立って当該信用農業協同組合連合会に対し書面をもって合併に反対の意思を通知したもの(第三項の規定に該当するものを除く。)は、合併決議の日から二十日以内に書面をもって持分の払戻しを請求することにより、合併の日に当該信用農業協同組合連合会を脱退することができる。

2 農業協同組合法第二十三条の規定は、前項の規定により脱退する場合について準用する。この場合には、合併の日を同条第二項に規定する脱退した事業年度の終わりとみなす。

百条第二項において準用する同法第二十八条第二項に規定する脱退した事業年度の終わりとみなす。

3 信用農水産業協同組合連合会の会員で、農林中央金庫の会員となる資格を有しないものは、合併の日に当該信用農水産業協同組合連合会を脱退したものとみなして、農業協同組合法第二十三条又は水産業協同組合法第九十二条第二項若しくは第百条第二項において準用する同法第二十八条の規定を適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

（合併の認可）

第十五条 農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会との合併は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 合併が農業者又は水産業者の協同組織を基盤とする系統団体による金融業務の効率化及び健全な発展に資するものであること。

二 合併を行う信用農水産業協同組合連合会の地区内における農業者、水産業者その他の信用事業の利用者の利便に支障を生じないこと。

三 （略）

3・4 （略）

（合併の登記）

第十六条 農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会とが合併を行うときは、農林中央金庫については変更の登記を、当該信用農水産業協同組合連合会については解散の登記をしなければならない。

3 信用農業協同組合連合会の会員で、農林中央金庫の会員となる資格を有しないものは、合併の日に当該信用農業協同組合連合会を脱退したものとみなして、農業協同組合法第二十三条の規定を適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

（合併の認可）

第十五条 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 合併が農業者の協同組織を基盤とする系統団体による金融業務の効率化及び健全な発展に資するものであること。

二 合併を行う信用農業協同組合連合会の地区内における農業者その他の信用事業の利用者の利便に支障を生じないこと。

三 （略）

3・4 （略）

（合併の登記）

第十六条 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会とが合併を行うときは、農林中央金庫については変更の登記を、当該信用農業協同組合連合会については解散の登記をしなければならない。

2 (略)

(合併の効力発生及び効果)

第十七条 農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会との合併は、農林中央金庫が、その主たる事務所の所在地において、合併による変更の登記をすることによってその効力を生ずる。

2 農林中央金庫は、合併する信用農水産業協同組合連合会の権利義務を承継する。

(認可を受けた合併の実行の届出及び認可の失効)

第十八条 農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会は、第十五条第一項の認可を受けて合併を行ったときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会が第十五条第一項の認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた合併を行わないときは、その認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(業務の継続の特例)

第十九条 信用農水産業協同組合連合会と合併した農林中央金庫は、農林中央金庫法第五十四条第三項の規定にかかわらず、合併の日において当該信用農水産業協同組合連合会の会員であつた者に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けずに、貸付け又は手形の割引を行うことができる。

2 (略)

2 (略)

(合併の効力発生及び効果)

第十七条 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併は、農林中央金庫が、その主たる事務所の所在地において、合併による変更の登記をすることによってその効力を生ずる。

2 農林中央金庫は、合併する信用農業協同組合連合会の権利義務を承継する。

(認可を受けた合併の実行の届出及び認可の失効)

第十八条 農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会は、第十五条第一項の認可を受けて合併を行ったときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会が第十五条第一項の認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた合併を行わないときは、その認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(業務の継続の特例)

第十九条 信用農業協同組合連合会と合併した農林中央金庫は、農林中央金庫法第五十四条第三項の規定にかかわらず、合併の日において当該信用農業協同組合連合会の会員であつた者に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けずに、貸付け又は手形の割引を行うことができる。

2 (略)

3 第一項の信用農水産業協同組合連合会が信託業務を営んでいる場合には、前項の規定は、当該信託業務については、適用しない。

4 (略)

(農林中央金庫の持分取得の特例)

第二十条 農林中央金庫は、信用農水産業協同組合連合会と合併したときは、農林中央金庫法第七十九条の規定にかかわらず、当該信用農水産業協同組合連合会の農林中央金庫に対する持分を取得することができる。

2 (略)

(準備金の積立て)

第二十一条 農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会とが合併を行った場合において、当該信用農水産業協同組合連合会から承継した財産の価額が、当該信用農水産業協同組合連合会から承継した債務の額及び当該信用農水産業協同組合連合会の会員に支払った金額並びに農林中央金庫の増加した資本金の額を超えるときは、その超える額については、政令で定める額を除くほか、農林中央金庫が農林中央金庫法第七十六条の規定により積み立てるべき準備金として積み立てなければならない。

(商法等の準用)

第二十二条 商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百八条ノ二第一項（各号列記以外の部分に限る。）及び第三項（第三号及び第四号を除く。）の規定は、合併を行う農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第一項中「左二掲グルモノ」とあり、及び同条第三項第一号中「第一項二掲グルモノ」が書面ヲ以テ作

3 第一項の信用農業協同組合連合会が信託業務を営んでいる場合には、前項の規定は、当該信託業務については、適用しない。

4 (略)

(農林中央金庫の持分取得の特例)

第二十条 農林中央金庫は、信用農業協同組合連合会と合併したときは、農林中央金庫法第七十九条の規定にかかわらず、当該信用農業協同組合連合会の農林中央金庫に対する持分を取得することができる。

2 (略)

(準備金の積立て)

第二十一条 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会とが合併を行った場合において、当該信用農業協同組合連合会から承継した財産の価額が、当該信用農業協同組合連合会から承継した債務の額及び当該信用農業協同組合連合会の会員に支払った金額並びに農林中央金庫の増加した資本金の額を超えるときは、その超える額については、政令で定める額を除くほか、農林中央金庫が農林中央金庫法第七十六条の規定により積み立てるべき準備金として積み立てなければならない。

(商法等の準用)

第二十二条 商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百八条ノ二第一項（各号列記以外の部分に限る。）及び第三項（第三号及び第四号を除く。）の規定は、合併を行う農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第一項中「左二掲グルモノ」とあり、及び同条第三項第一号中「第一項二掲グルモノ」が書面ヲ以テ作

テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは「合併ヲ為ス農林中央金庫及信用農水産業協同組合連合会ノ貸借対照表」と、同項ただし書中「第二号又ハ第四号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとする。

- 2 商法第四百十五條及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百三十五條ノハの規定は、農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会との合併について準用する。

（信用農水産業協同組合連合会の合併に関する適用法規の原則）

- 第二十三條 この法律に定めるものを除くほか、信用農水産業協同組合連合会の合併に関する事項については、農業協同組合法又は水産業協同組合法に定める合併の場合の例による。

（事業譲渡）

- 第二十四條 特定農水産業協同組合等は、信用事業の全部又は一部を農林中央金庫に譲り渡すことができる。

- 2 農林中央金庫は、特定農水産業協同組合等から信用事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

（全部事業譲渡契約書の承認）

- 第二十五條 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等は、事業譲渡（第二条第四項第一号及び第四号に掲げるものに限る。以下この章において同じ。）のうち信用事業の全部の譲渡に係るもの（以下「全部事業譲渡」という。）を行うには、全部事業譲渡契約書を作成して、それぞれ總會の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認の決議については、第九条第二項から第四項まで、第十条

ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは「合併ヲ為ス農林中央金庫及信用農業協同組合連合会ノ貸借対照表」と、同項ただし書中「第二号又ハ第四号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとする。

- 2 商法第四百十五條及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百三十五條ノハの規定は、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併について準用する。

（信用農業協同組合連合会の合併に関する適用法規の原則）

- 第二十三條 この法律に定めるものを除くほか、信用農業協同組合連合会の合併に関する事項については、農業協同組合法に定める合併の場合の例による。

（事業譲渡）

- 第二十四條 特定農業協同組合等は、信用事業の全部又は一部を農林中央金庫に譲り渡すことができる。

- 2 農林中央金庫は、特定農業協同組合等から信用事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

（全部事業譲渡契約書の承認）

- 第二十五條 農林中央金庫及び特定農業協同組合等は、事業譲渡（第二条第五項第一号に掲げるものに限る。以下この章において同じ。）のうち信用事業の全部の譲渡に係るもの（以下「全部事業譲渡」という。）を行うには、全部事業譲渡契約書を作成して、それぞれ總會の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認の決議については、第九条第二項から第四項まで、第十条

及び第十一条の規定を準用する。この場合において、第九条第四項中「

第九十二条第三項又は第百条第三項において準用する同法第五十条」とあるのは、「第五十条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項又は第百条第三項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

（一部事業譲渡契約書の承認）

第二十六条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等は、事業譲渡のうち信用事業の一部の譲渡に係るものを行うには、一部事業譲渡契約書を作成して、それぞれ総会の承認を受けなければならない。

2 （略）

3 特定農業協同組合等における一部事業譲渡決議については農業協同組合法第四十五条第一項の規定を、特定漁業協同組合等における一部事業譲渡決議については水産業協同組合法第四十九条第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項又は第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定を準用する。

4 （略）

（合併に関する規定の準用）

第二十七条 第十二条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条、第十八条並びに第十九条の規定は、事業譲渡について準用する。この場合において、第十二条第一項及び第五項、第十五条第一項及び第二項第二号、第十八条並びに第十九条第三項中「信用農水産業協同組合連合会」とあるのは、「特定農水産業協同組合等」と、第十四条第一項中「信用農水産業協同組合連合会の会員」と

及び第十一条の規定を準用する。

（一部事業譲渡契約書の承認）

第二十六条 農林中央金庫及び特定農業協同組合等は、事業譲渡のうち信用事業の一部の譲渡に係るものを行うには、一部事業譲渡契約書を作成して、それぞれ総会の承認を受けなければならない。

2 （略）

3 特定農業協同組合等における一部事業譲渡決議については、農業協同組合法第四十五条第一項の規定を準用する。

4 （略）

（合併に関する規定の準用）

第二十七条 第十二条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条、第十八条並びに第十九条の規定は、事業譲渡について準用する。この場合において、第十二条第一項及び第五項、第十五条第一項及び第二項第二号、第十八条並びに第十九条第三項中「信用農業協同組合連合会」とあるのは、「特定農業協同組合等」と、第十四条第一項中「信用農業協同組合連合会の会員」とあるのは、「

とあるのは「特定農水産業協同組合等の組合員又は会員」と、「当該信用農水産業協同組合連合会」とあるのは「当該特定農水産業協同組合等」と、同条第二項前段中「信用農業協同組合連合会」とあるのは「特定農業協同組合等」と、「第九十二条第二項又は第百条第二項において準用する同法第二十八条」とあるのは「第二十八条（同法第九十二条第二項、第九十六条第二項又は第百条第二項において準用する場合を含む。）」と、「信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会」とあるのは「特定漁業協同組合等」と、同項後段中「第九十二条第二項若しくは第百条第二項において準用する同法第二十八条第二項」とあるのは「第二十八条第二項（同法第九十二条第二項、第九十六条第二項又は第百条第二項において準用する場合を含む。）」と、「第十九条第一項中「信用農水産業協同組合連合会と合併した」とあるのは「特定農水産業協同組合等から信用事業の全部又は一部を譲り受けた」と、「当該信用農水産業協同組合連合会の会員」とあるのは「当該譲り受けた信用事業に係る当該特定農水産業協同組合等の組合員又は会員」と読み替えるものとする。

（事業譲渡の公告）

第二十八条 特定農水産業協同組合等は、事業譲渡を行ったときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告がされたときは、特定農水産業協同組合等の債務者に対して民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、その公告の日付をもって確定日付とする。

特定農業協同組合等の組合員又は会員」と、「当該信用農業協同組合連合会」とあるのは「当該特定農業協同組合等」と、「第十九条第一項中「信用農業協同組合連合会と合併した」とあるのは「特定農業協同組合等から信用事業の全部又は一部を譲り受けた」と、「当該信用農業協同組合連合会の会員」とあるのは「当該譲り受けた信用事業に係る当該特定農業協同組合等の組合員又は会員」と読み替えるものとする。

（事業譲渡の公告）

第二十八条 特定農業協同組合等は、事業譲渡を行ったときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告がされたときは、特定農業協同組合等の債務者に対して民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、その公告の日付をもって確定日付とする。

(解散又は定款の変更)

第二十九条 特定農水産業協同組合等は、全部事業譲渡を行ったときは、遅滞なく、解散し、又は信用事業を廃止するため必要な定款の変更をしなければならない。

(商法の準用)

第三十条 商法第四百八条ノ二第一項(各号列記以外の部分に限る。)及び第三項(第三号及び第四号を除く。)の規定は、事業譲渡を行う農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等について準用する。この場合において、同条第一項中「左二掲グルモノ」とあり、及び同条第三項第一号中「第一項二掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは「事業譲渡ヲ為ス農林中央金庫及特定農水産業協同組合等ノ貸借対照表」と、同項ただし書中「第二号又ハ第四号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとする。

2 (略)

第三十一条 削除

(指定)

第三十二条 主務大臣は、民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務(以下「支援業務」という。)を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、第四条第一項各号に掲げる信用事業の区分ごとに全国に一を限つて、支援業務を行う者として指定す

(解散又は定款の変更)

第二十九条 特定農業協同組合等は、全部事業譲渡を行ったときは、遅滞なく、解散し、又は信用事業を廃止するため必要な定款の変更をしなければならない。

(商法の準用)

第三十条 商法第四百八条ノ二第一項(各号列記以外の部分に限る。)及び第三項(第三号及び第四号を除く。)の規定は、事業譲渡を行う農林中央金庫及び特定農業協同組合等について準用する。この場合において、同条第一項中「左二掲グルモノ」とあり、及び同条第三項第一号中「第一項二掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは「事業譲渡ヲ為ス農林中央金庫及特定農業協同組合等ノ貸借対照表」と、同項ただし書中「第二号又ハ第四号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとする。

2 (略)

(農業協同組合法の適用除外)

第三十一条 農業協同組合法第五十条の二の規定は、この章に規定する事業譲渡には、適用しない。

(指定)

第三十二条 主務大臣は、民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務(以下「支援業務」という。)を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、支援業務を行う者として指定することができる。

ることができる。

2～4 (略)

(業務の代理の特例)

第四十二条 (略)

2 特定漁業協同組合又は特定水産加工業協同組合は、第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づきその信用事業の全部を農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会に譲り渡した場合には、水産業協同組合法第十一条又は第九十三条の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、その信用事業の全部を譲り渡した農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会の業務の代理を行うことができる。

3 農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会は、第一項の特定農業協同組合又は前項の特定漁業協同組合若しくは特定水産加工業協同組合にその業務を代理させようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。代理させる業務の範囲を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第四十七条 農林中央金庫の役員又は特定農水産業協同組合等の役員若しくは清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一～十 (略)

十一 第四十二条第三項の規定による主務大臣の認可を受けないで同項に規定する行為をしたとき。

2～4 (略)

(業務の代理の特例)

第四十二条 (略)

2 農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会は、前項の特定農業協同組合にその業務を代理させようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。代理させる業務の範囲を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第四十七条 農林中央金庫の役員又は特定農業協同組合等の役員若しくは清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一～十 (略)

十一 第四十二条第二項の規定による主務大臣の認可を受けないで同項に規定する行為をしたとき。

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律で「中小漁業者等」とは、次に掲げる者をいう。 一 四（略） 五 水産業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合連合会（以下「信用漁業協同組合連合会」という。）並びに同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（以下「信用水産加工業協同組合連合会」という。）を除く。） 六（略） 2 この法律で「金融機関」とは、農林中央金庫、水産業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う漁業協同組合、同法第九十三条第一項第一号の事業を行う水産加工業協同組合、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、銀行、信用金庫並びに資金の融通を業とするその他の法人であつて政令で定めるものをいう。 3（略） （業務） 第四条 協会は、次の業務を行う。 一（略） 二 水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁	（定義） 第二条 この法律で「中小漁業者等」とは、次に掲げる者をいう。 一 四（略） 五 水産業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う漁業協同組合連合会（以下「信用漁業協同組合連合会」という。）並びに同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（以下「信用水産加工業協同組合連合会」という。）を除く。） 六（略） 2 この法律で「金融機関」とは、農林中央金庫、水産業協同組合法第十条第一項第一号及び第二号の事業を行う漁業協同組合、同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、銀行、信用金庫並びに資金の融通を業とするその他の法人であつて政令で定めるものをいう。 3（略） （業務） 第四条 協会は、次の業務を行う。 一（略）

業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託（沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号の規定による貸付けの業務に係るものに限る。）を受けて中小漁業者等に対する貸付けを行つた場合であつて、当該漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が中小漁業者等の当該借入れによる債務を保証することとなるときのその保証をしたこととなる債務の保証

三（略）

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

第十七条 会員は、事業年度の終において脱退することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一（略）

二（略）

三 協会が保証契約を結んでいる金融機関（農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫を含む。以下この条及び第三十二条第三項において同じ。）が協会に対し当該会員の脱退に異議を申し出たこと。

2（略）

3 協会は、前項の規定による予告があつたときは、第一項第三号の金融機関に対し、当該会員の脱退につき異議があれば協会の当該事業年度の終了の日までにこれを申し出るべき旨を、遅滞なく（前項の規定による予告があつた後に協会と新たに保証契約を結ぶに至つた金融機関に対しては、その契約の締結の際又は締結後遅滞なく）、催告しなければならない。ただし、第一項第二号の通知をするときは、この限りではない。

二（略）

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

第十七条 会員は、事業年度の終において脱退することができる。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一（略）

二 削除

三（略）

四 協会が保証契約を結んでいる金融機関が協会に対し当該会員の脱退に異議を申し出たこと。

2（略）

3 協会は、前項の規定による予告があつたときは、第一項第四号の金融機関に対し、当該会員の脱退につき異議があれば協会の当該事業年度の終了の日までにこれを申し出るべき旨を、遅滞なく（前項の規定による予告があつた後に協会と新たに保証契約を結ぶに至つた金融機関に対しては、その契約の締結の際又は締結後遅滞なく）、催告しなければならない。但し、第一項第三号の通知をするときは、この限りではない。

4 協会は、当該会員の脱退によりその業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ、第一項第二号の通知をしてはならない。

5 金融機関は、当該会員の脱退により協会が現に当該金融機関と結んでいる保証契約に基く債務の弁済に支障を及ぼす場合でなければ、第一項第三号の異議の申出をしてはならない。

(業務方法書に記載すべき事項)

第二十一条 協会の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。

一 被保証人の資格及び保証に係る借入資金(手形の割引に係る保証にあつては当該手形の割引により融通を受ける資金をいい、第四条第二号に掲げる保証にあつては農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が貸し付ける資金をいう。第五号において同じ。)の種類

二 四 (略)

五 保証に係る借入資金の借入れの期間(手形の割引に係る保証にあつては、手形の割引を受けた時から当該手形の満期までの期間)の最高限度

六 十四 (略)

十五 第四条第三号に掲げる業務に関し主務省令で定める事項

(役員の選挙等)

第二十四条 役員は、定款の定めるところにより、次に掲げる者のうちから総会で選挙し、又は選任する。

一 会員たる漁業協同組合、漁業生産組合若しくは水産加工業協同組合

4 協会は、当該会員の脱退によりその業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ、第一項第三号の通知をしてはならない。

5 金融機関は、当該会員の脱退により協会が現に当該金融機関と結んでいる保証契約に基く債務の弁済に支障を及ぼす場合でなければ、第一項第四号の異議の申出をしてはならない。

(業務方法書に記載すべき事項)

第二十一条 協会の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。

一 被保証人の資格及び保証に係る借入資金等の種類

二 四 (略)

五 保証に係る借入れ等の期間の最高限度

六 十四 (略)

十五 第四条第二号に掲げる業務に関し主務省令で定める事項

(役員の選挙等)

第二十四条 役員は、定款の定めるところにより、次に掲げる者のうちから総会で選挙し、又は選任する。

一 会員たる漁業協同組合、漁業生産組合若しくは水産加工業協同組合

の理事（経営管理委員を置く漁業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）若しくは組合員（准組合員を除き、法人にあつてはその代表者とする。）又は会員たる漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会の理事（経営管理委員を置く漁業協同組合連合会にあつては、理事又は経営管理委員）

二・三（略）

2 5（略）

（信用基金からの借入金等）

第四十三条の二 協会は、農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）第二十七条第一項第七号に規定する資金に係る信用基金からの借入金（当該借入金の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、その負担する保証債務のうち漁業近代化資金等に係るもの及び第四条第二号に掲げるものの弁済に充てるための資金として、金融機関への預金若しくは金銭信託又は前条第二号の方法により管理しなければならない。

2（略）

第四十三条の三 協会は、農林漁業信用基金法第二十七条第一項第八号に規定する資金に係る信用基金からの借入金その他の第四条第三号に掲げる業務に必要な経費の財源に充てることを条件として交付された金銭（当該金銭の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、金融機関への預金の方法により管理しなければならない。

2 前項の金銭は、第四条第三号に掲げる業務に必要な経費の財源及び同項の借入金の償還に充てる場合のほか、主務省令で定める場合に限り、使用することができる。

の理事若しくは組合員（准組合員を除き、法人にあつてはその代表者とする。）又は会員たる漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会の理事

二・三（略）

2 5（略）

（信用基金からの借入金等）

第四十三条の二 協会は、農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）第二十七条第一項第七号に規定する資金に係る信用基金からの借入金（当該借入金の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、その負担する保証債務のうち漁業近代化資金等に係るものの弁済に充てるための資金として、金融機関への預金若しくは金銭信託又は前条第二号の方法により管理しなければならない。

2（略）

第四十三条の三 協会は、農林漁業信用基金法第二十七条第一項第八号に規定する資金に係る信用基金からの借入金その他の第四条第二号に掲げる業務に必要な経費の財源に充てることを条件として交付された金銭（当該金銭の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、金融機関への預金の方法により管理しなければならない。

2 前項の金銭は、第四条第二号に掲げる業務に必要な経費の財源及び同項の借入金の償還に充てる場合のほか、主務省令で定める場合に限り、使用することができる。

(準備金)

第四十四条 協会は、毎事業年度、第四条第一号及び第二号に掲げる業務に係る剰余金の全部を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、第四条第一号及び第二号に掲げる業務に係る損失のてん補に充て、又は保証債務の弁済に充てるための基金に繰り入れることができる。

3 (略)

(経理の区分)

第四十四条の二 協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して経理しなければならない。

一 漁業近代化資金に係る債務の保証の業務

二 第四条第一号口に掲げる資金に係る債務の保証及び同条第二号に掲げる債務の保証の業務

三 第四条第三号に掲げる業務

(保険契約)

第六十九条 信用基金は、事業年度ごとに、協会を相手方として、その協会が漁業近代化資金等に係る借入れ（手形の割引を受けることを含むものとし、一の借入れに係る借入金^{（一）}の額又は一の手形の割引に係る手形金額が政令で定める額未満のものを除く。）による債務の保証又は第四条第二号に掲げる債務の保証（一の保証に係る保証の金額が政令で定める額未満のものを除く。）をすることにより、その協会が借入金（手形の割引の場合には、手形債務）及び遅延利息以外の利息（借入期間が政令

(準備金)

第四十四条 協会は、毎事業年度、第四条第一号に掲げる業務に係る剰余金の全部を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、第四条第一号に掲げる業務に係る損失のてん補に充て、又は保証債務の弁済に充てるための基金に繰り入れることができる。

3 (略)

(経理の区分)

第四十四条の二 第四条第一号イ及びロに掲げる資金に係る債務の保証の業務並びに同条第二号に掲げる業務を行う協会は、主務省令で定めるところにより、同条第一号イに掲げる資金に係る債務の保証の業務、同号ロに掲げる資金に係る債務の保証の業務及び同条第二号に掲げる業務ごとに区分して経理しなければならない。

(保険契約)

第六十九条 信用基金は、事業年度ごとに、協会を相手方として、その協会が漁業近代化資金等に係る借入れ（手形の割引を受けることを含むものとし、一の借入れに係る借入金^{（一）}の額又は一の手形の割引に係る手形金額が政令で定める額未満のものを除く。）による債務の保証をすることにより、その協会が借入金（手形の割引の場合には、手形債務）及び遅延利息以外の利息（借入期間が政令で定める期間以上である借入金に係るものに限る。）で主務大臣が定めるもの（以下「借入金等」という。

で定める期間以上である借入金に係るものに限る。）で主務大臣が定めるもの（以下「借入金等」という。）並びに漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会の負担する同号の保証債務（以下単に「保証債務」という。）につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、信用基金とその協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 信用基金は、事業年度ごとに、協会を相手方として、その協会が漁業近代化資金等に係る借入れ（手形の割引を受けることを含むものとし、一の借入れに係る借入金の額又は一の手形の割引に係る手形金額が前項の政令で定める額未満のものに限る。）による債務の保証又は第四条第二号に掲げる債務の保証（一の保証に係る保証の金額が同項の政令で定める額未満のものに限る。）をしたことを信用基金に通知することにより、その協会が借入金等及び保証債務につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、信用基金とその協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

3 前二項の保険関係においては、協会が借入金等又は保証債務につき保証をした金額を保険価額とし、協会が被保証人に代わつてする借入金等又は保証債務の全部又は一部の弁済（手形の割引の場合には、支払。以下この節において同じ。）を保険事故とし、保険価額に一定の率を乗じて得た金額を保険金額とする。

4 （略）

（保険金）

第七十一条 信用基金が第六十九条第一項又は第二項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、協会が被保証人に代わつて弁済をした借入

（）につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、信用基金とその協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 信用基金は、事業年度ごとに、協会を相手方として、その協会が漁業近代化資金等に係る借入れ（手形の割引を受けることを含むものとし、一の借入れに係る借入金の額又は一の手形の割引に係る手形金額が前項の政令で定める額未満のものに限る。）による債務の保証をしたことを信用基金に通知することにより、その協会が借入金等につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、信用基金とその協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

3 前二項の保険関係においては、協会が借入金等につき保証をした金額を保険価額とし、協会が被保証人に代わつてする借入金等の全部又は一部の弁済（手形の割引の場合には、支払。以下この節において同じ。）を保険事故とし、保険価額に一定の率を乗じて得た金額を保険金額とする。

4 （略）

（保険金）

第七十一条 信用基金が第六十九条第一項又は第二項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、協会が被保証人に代わつて弁済をした借入

金等及び保証債務の額から協会がその支払の請求をする時までに被保証人に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を行使して取得した額を控除した残額に、第六十九条第三項の一定の率を乗じて得た額とする。

2 前項の求償権を行使して取得した額は、協会が借入金等及び保証債務のほか第六十九条第一項の主務大臣が定める利息以外の利息又は費用についても弁済をしたときは、求償権を行使して取得した総額に、弁済をした借入金等及び保証債務の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額とする。

金等の額から協会がその支払の請求をする時までに被保証人に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を行使して取得した額を控除した残額に、第六十九条第三項の一定の率を乗じて得た額とする。

2 前項の求償権を行使して取得した額は、協会が借入金等のほか第六十九条第一項の主務大臣が定める利息以外の利息又は費用についても弁済をしたときは、求償権を行使して取得した総額に、弁済をした借入金等の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額とする。

改 正 案	現 行
（業務） 第二十七条 信用基金は、第一条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。 一 一六（略） 七 漁業信用基金協会の中小漁業融資保証法第二条第三項に規定する漁業近代化資金等に係る保証債務及び同法第四条第二号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。 八 漁業信用基金協会に対し中小漁業融資保証法第四条第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。 九（略） 2（略） （財務諸表） 第三十四条（略） 2（略） 3 信用基金は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。	（業務） 第二十七条 信用基金は、第一条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。 一 一六（略） 七 漁業信用基金協会の中小漁業融資保証法第二条第三項に規定する漁業近代化資金等に係る保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。 八 漁業信用基金協会に対し中小漁業融資保証法第四条第二号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。 九（略） 2（略） （財務諸表） 第三十四条（略） 2（略）

改 正 案

現 行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条第十項関係）

備考（略）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条第十項関係）
備考（略）

法律	事	務
（略）	（略）	（略）
水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	この法律（第二百二十七条第十五項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会に係るものに限る。）	（略）
漁業協同組合法併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 第二条及び第四条の規定により都道府県が処理することとされている事務（合併する組合のうちに水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う組合が含まれている場合に限る。）	（略）

法律	事	務
（略）	（略）	（略）
水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	この法律（第二百二十七条第十五項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十一条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会、第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会に係るものに限る。）	（略）
漁業協同組合法併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 第二条及び第四条の規定により都道府県が処理することとされている事務（合併する組合のうちに水産業協同組合法第十一条第二号の事業を行う組合が含まれている場合に限る。）	（略）

水産業協同組合 法等の一部を改 正する法律（平 成十四年法律第 号）	附則第四条第一項の規定により都道府県が処理する こととされている事務

改 正 案	現 行
（組合員の漁業を営む権利） 第八条（略） 2・3（略） 4 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項（同法第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法（同法第十一条の二第四項に規定する電磁的方法をいう。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該漁業権行使規則についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該書面による同意を得たものとみなす。 5 前項前段の電磁的方法（水産業協同組合法第十一条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。）により得られた当該漁業権行使規則についての同意は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に到達したものとみなす。 6・7（略）	（組合員の漁業を営む権利） 第八条（略） 2・3（略） 4 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項（同法第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法（同法第十五条の二第四項に規定する電磁的方法をいう。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該漁業権行使規則についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該書面による同意を得たものとみなす。 5 前項前段の電磁的方法（水産業協同組合法第十五条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。）により得られた当該漁業権行使規則についての同意は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に到達したものとみなす。 6・7（略）

○ 漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律（昭和二十五年法律第二百五十三号）（附則第二十一条関係）（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（この法律の趣旨） 第一条 この法律は、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）<u>第十一條第一項第九号及び第十号（漁業協同組合の事業）又は第八十七條第一項第九号及び第十一号（漁業協同組合連合会の事業）の規定により電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）に規定する漁業用海岸局を開設し運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する法の適用の特例について定めるものとする。</u> （一般事業の利用に関する制限） 第五条 第二條第一項の規定による組合員は、当該組合及び他の漁業協同組合の行う一般事業の利用に関しては、<u>法第十一條第十項（員外利用）の規定の適用については、組合員及び他の漁業協同組合の組合員以外の者とみなす。</u> （一般事業の利用の制限） 第九条 第二條第一項の規定による組合員及び前條第一項の規定による会員は、当該組合員又は当該会員の所属する連合会及び他の漁業協同組合連合会の行う一般事業の利用に関しては、<u>法第八十七條第十二項（員外利用）の規定の適用については、所属員及び他の漁業協同組合連合会の所属員以外の者とみなす。</u>	（この法律の趣旨） 第一条 この法律は、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）<u>第十一條第一項第七号及び第八号（漁業協同組合の事業）又は第八十七條第一項第七号及び第九号（漁業協同組合連合会の事業）の規定により電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）に規定する漁業用海岸局を開設し運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する法の適用の特例について定めるものとする。</u> （一般事業の利用に関する制限） 第五条 第二條第一項の規定による組合員は、当該組合及び他の漁業協同組合の行う一般事業の利用に関しては、<u>法第十一條第三項（員外利用）の規定の適用については、組合員及び他の漁業協同組合の組合員以外の者とみなす。</u> （一般事業の利用の制限） 第九条 第二條第一項の規定による組合員及び前條第一項の規定による会員は、当該組合員又は当該会員の所属する連合会及び他の漁業協同組合連合会の行う一般事業の利用に関しては、<u>法第八十七條第三項（員外利用）の規定の適用については、所属員及び他の漁業協同組合連合会の所属員以外の者とみなす。</u>

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 （略） 三 金融機関 銀行（日本銀行を除く。）、保険会社、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに資金の融通を業とするその他の法人であつて政令で定めるものをいう。 四 （略）	（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 （略） 三 金融機関 銀行（日本銀行を除く。）、保険会社、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに資金の融通を業とするその他の法人であつて政令で定めるものをいう。 四 （略）

改 正 案	現 行
（保険会社等の異常危険準備金） 第五十七条の五 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該各号に定める法律の規定による責任準備金（第十二項において「責任準備金」という。）の積立てに当たり、保険（次条第一項に規定する原子力保険及び地震保険を除くものとし、異常災害損失の発生が見込まれるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）又はこれに類する政令で定める共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため、政令で定める保険の種類又は共済の種類ごとに、当該保険又は共済の当該事業年度における正味収入保険料又は正味収入共済掛金を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。 一 五（略） 六 共済水産業協同組合連合会 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百条の六第一項において準用する同法第十五条の三 七 九（略） 二・三（略）	（保険会社等の異常危険準備金） 第五十七条の五 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該各号に定める法律の規定による責任準備金（第十二項において「責任準備金」という。）の積立てに当たり、保険（次条第一項に規定する原子力保険及び地震保険を除くものとし、異常災害損失の発生が見込まれるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）又はこれに類する政令で定める共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため、政令で定める保険の種類又は共済の種類ごとに、当該保険又は共済の当該事業年度における正味収入保険料又は正味収入共済掛金を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。 一 五（略） 六 共済水産業協同組合連合会 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百条の六第一項において準用する同法第十五条の四 七 九（略） 二・三（略）

4 第一項及び第二項に規定する正味収入共済掛金とは、各事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した共済掛金（火災共済協同組合のうち通常の掛金率に特別の安全率を加算した率を基礎として共済掛金を算出しているものについては、その共済掛金のうち通常の掛金率に対応する部分の金額に限るものとし、当該確定した共済掛金のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額とする。）及び解約返戻金の合計額から当該事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した保険料、共済掛金及び解約返戻金の合計額を控除した金額（第一項第四号の農業協同組合連合会又は同項第六号の共済水産業協同組合連合会が行う共済のうち政令で定めるものについては、同項第四号の事業を行う農業協同組合又は水産業協同組合
合法第十一條第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合若しくは同法第九十三條第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合が締結した共済契約の共済掛金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額）をいう。

5 18 （略）

（農林中央金庫等の合併に係る課税の特例）

第六十七條の七 次に掲げる合併で平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に行われるものが共同事業合併（当該合併に係る被合併法人の当該合併前に営む主要な事業のうちのいずれかの事業と合併法人（法人を設立する合併にあつては、他の被合併法人）の当該合併前に営む主要な事業のうちのいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件を満たすものをいう。）に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第二條第十二

4 第一項及び第二項に規定する正味収入共済掛金とは、各事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した共済掛金（火災共済協同組合のうち通常の掛金率に特別の安全率を加算した率を基礎として共済掛金を算出しているものについては、その共済掛金のうち通常の掛金率に対応する部分の金額に限るものとし、当該確定した共済掛金のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額とする。）及び解約返戻金の合計額から当該事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した保険料、共済掛金及び解約返戻金の合計額を控除した金額（第一項第四号の農業協同組合連合会又は同項第六号の共済水産業協同組合連合会が行う共済のうち政令で定めるものについては、同項第四号の事業を行う農業協同組合又は水産業協同組合
合法第十一條第一項第八号の二の事業を行う漁業協同組合若しくは同法第九十三條第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合が締結した共済契約の共済掛金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額）をいう。

5 18 （略）

（農林中央金庫等の合併に係る課税の特例）

第六十七條の七 次に掲げる合併で平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に行われるものが共同事業合併（当該合併に係る被合併法人の当該合併前に営む主要な事業のうちのいずれかの事業と合併法人（法人を設立する合併にあつては、他の被合併法人）の当該合併前に営む主要な事業のうちのいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件を満たすものをいう。）に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第二條第十二

号の八八中「共同で事業を営むための合併として政令で定めるもの」とあるのは、「行つ租税特別措置法第六十七条の七（農林中央金庫等の合併に係る課税の特例）に規定する共同事業合併に該当する合併」とする。

一 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会（農林中央金庫及び特定農業協同組合等）による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会をいう。次号において同じ。）との合併

二五（略）

号の八八中「共同で事業を営むための合併として政令で定めるもの」とあるのは、「行つ租税特別措置法第六十七条の七（農林中央金庫等の合併に係る課税の特例）に規定する共同事業合併に該当する合併」とする。

一 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会（農林中央金庫及び特定農業協同組合等）による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二条第三項に規定する信用農業協同組合連合会をいう。次号において同じ。）との合併

二五（略）

改 正 案	現 行
（役員の定数及び選任） 第二十五条（略） 2・3（略） 4 理事の定数の少なくとも五分の三は、組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事（経営管理委員を置く漁業協同組合又は漁業協同組合連合会にあつては、理事又は経営管理委員。以下この項において同じ。）又は組合の組合員たる漁業協同組合の組合員（准組合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。以下この項において同じ。）でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも五分の三は、創立総会の開会までに投資の引受けをした漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又はその時までに投資の引受けをした漁業協同組合の組合員（合併による設立の場合には、合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合の組合員）でなければならない。 （準用規定） 第六十七条（略） 2 連合会の管理に関する事項については、第六十五条に規定するもののほか、第二十二條及び第二十四条から第四十三條までの規定を準用する。この場合において、第二十五条第四項中「組合の組合員たる漁業協同	（役員の定数及び選任） 第二十五条（略） 2・3（略） 4 理事の定数の少なくとも五分の三は、組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は組合の組合員たる漁業協同組合の組合員（准組合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。以下この項において同じ。）でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも五分の三は、創立総会の開会までに投資の引受けをした漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又はその時までに投資の引受けをした漁業協同組合の組合員（合併による設立の場合には、合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合の組合員）でなければならない。 （準用規定） 第六十七条（略） 2 連合会の管理に関する事項については、第六十五条に規定するもののほか、第二十二條及び第二十四条から第四十三條までの規定を準用する。この場合において、第二十五条第四項中「組合の組合員たる漁業協同

組合若しくは漁業協同組合連合会の理事（経営管理委員を置く漁業協同組合又は漁業協同組合連合会にあつては、理事又は経営管理委員。以下この項において同じ。）又は組合の組合員たる漁業協同組合の組合員（准組合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。以下この項において同じ。）とあり、「漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又はその時までに出資の引受けをした漁業協同組合の組合員」とあるのは、「組合の理事」と読み替えるものとする。

3・4（略）

（連合会の役員の選任の特例）

第六十七条の七 組合と合併した連合会についての第六十七条第二項において読み替えて準用する第二十五条第四項の規定の適用については、同項本文中「組合の理事」とあるのは、「組合の理事又は連合会の特定会員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事（経営管理委員を置く漁業協同組合又は漁業協同組合連合会にあつては、理事又は経営管理委員）若しくは連合会の特定会員たる漁業協同組合の組合員（准組合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。）とする。

（業務の委託）

第百九十六条の四 信用基金は、次条第一項の業務方法書で定めるところにより、漁業災害補償関係業務（貸付けの決定及び債務保証の決定を除く。）の一部を、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会その他農林水産大臣の指定する金融機関に委託することができる。

2・4（略）

組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は組合の組合員たる漁業協同組合の組合員（准組合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。以下この項において同じ。）とあり、「漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又はその時までに出資の引受けをした漁業協同組合の組合員」とあるのは、「組合の理事」と読み替えるものとする。

3・4（略）

（連合会の役員の選任の特例）

第六十七条の七 組合と合併した連合会についての第六十七条第二項において読み替えて準用する第二十五条第四項の規定の適用については、同項本文中「組合の理事」とあるのは、「組合の理事又は連合会の特定会員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事若しくは連合会の特定会員たる漁業協同組合の組合員（准組合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。）とする。

（業務の委託）

第百九十六条の四 信用基金は、次条第一項の業務方法書で定めるところにより、漁業災害補償関係業務（貸付けの決定及び債務保証の決定を除く。）の一部を、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会その他農林水産大臣の指定する金融機関に委託することができる。

2・4（略）

改 正 案	現 行
（基本構想） 第一条の二 全国の区域を地区とする漁業協同組合連合会であつて、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第八十七条第一項第十号</u>に規定する会員の指導の事業を行うもの（以下「全国連合会」という。）は、当該全国連合会を直接又は間接に構成する漁業協同組合（同法第十八条第二項の内水面組合を除く。以下「組合」という。）の合併の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成し、これを農林水産大臣に届け出ることができる。 2・3 （略） （基本計画） 第一条の三 都道府県の区域を超えない区域を地区とする漁業協同組合連合会（全国連合会の会員であるものに限る。）であつて、水産業協同組合法<u>第八十七条第一項第十号</u>に規定する会員の指導の事業を行うもの（以下「都道府県連合会」という。）は、基本構想に基づき、当該都道府県連合会を直接又は間接に構成する組合の合併の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に届け出ることができる。 2・3 （略） （事務の区分）	（基本構想） 第一条の二 全国の区域を地区とする漁業協同組合連合会であつて、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第八十七条第一項第八号</u>に規定する会員の指導の事業を行うもの（以下「全国連合会」という。）は、当該全国連合会を直接又は間接に構成する漁業協同組合（同法第十八条第二項の内水面組合を除く。以下「組合」という。）の合併の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成し、これを農林水産大臣に届け出ることができる。 2・3 （略） （基本計画） 第一条の三 都道府県の区域を超えない区域を地区とする漁業協同組合連合会（全国連合会の会員であるものに限る。）であつて、水産業協同組合法<u>第八十七条第一項第八号</u>に規定する会員の指導の事業を行うもの（以下「都道府県連合会」という。）は、基本構想に基づき、当該都道府県連合会を直接又は間接に構成する組合の合併の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に届け出ることができる。 2・3 （略） （事務の区分）

第十五条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</u> 一 第二条及び第四条の規定により都道府県が処理することとされている事務（合併する組合のうちに水産業協同組合法<u>第十一条第一項第四号の事業を行う組合が含まれている場合に限る。</u>） 二（略）	第十五条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</u> 一 第二条及び第四条の規定により都道府県が処理することとされている事務（合併する組合のうちに水産業協同組合法<u>第十一条第二号の事業を行う組合が含まれている場合に限る。</u>） 二（略）
---	--

改 正 案	現 行
（定義） 第二条（略） 2 この法律において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。 一 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第十一条第一項第三号の事業を行う漁業協同組合</u> 二 水産業協同組合法<u>第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会</u> 三（略） 四 水産業協同組合法<u>第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う水産加工業協同組合連合会</u> 五（略） 3（略）	（定義） 第二条（略） 2 この法律において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。 一 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第十一条第一項第一号の事業を行う漁業協同組合</u> 二 水産業協同組合法<u>第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会</u> 三（略） 四 水産業協同組合法<u>第九十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう水産加工業協同組合連合会</u> 五（略） 3（略）

改 正 案	現 行
（水産業協同組合法の特例） 第十二条の五 （略） 2 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項の規定により電磁的方法（同法第十一条の二第四項に規定する電磁的方法をいう。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、前項各号に掲げる事項についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。 3 前項前段の電磁的方法（水産業協同組合法第十一条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。）により得られた第一項各号に掲げる事項についての同意は、漁業協同組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合に到達したものとみなす。 4・5 （略）	（水産業協同組合法の特例） 第十二条の五 （略） 2 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項の規定により電磁的方法（同法第十五条の二第四項に規定する電磁的方法をいう。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、前項各号に掲げる事項についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。 3 前項前段の電磁的方法（水産業協同組合法第十五条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。）により得られた第一項各号に掲げる事項についての同意は、漁業協同組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合に到達したものとみなす。 4・5 （略）

改 正 案	現 行
（勤労者財産形成基金契約） 第六条の三（略） 2（略） 3 この法律において「第二種勤労者財産形成基金契約」とは、勤労者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与するため、銀行、信用金庫、労働金庫、農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会をいう。）、漁業協同組合連合会（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第十八条第一項第四号</u>の事業を行う漁業協同組合連合会をいう。第七條の二十一第二項において同じ。）その他の金融機関又は証券会社で、政令で定めるもの（以下「銀行等」という。）と締結した勤労者財産形成基金を預金者とする預貯金の預入又は国債その他の政令で定める有価証券（以下この条及び第七條の二十第一項において「有価証券」という。）の取得者とする有価証券の購入に関する契約で、次の要件を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けたものをいう。 一〇八（略） 4（略）	（勤労者財産形成基金契約） 第六条の三（略） 2（略） 3 この法律において「第二種勤労者財産形成基金契約」とは、勤労者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与するため、銀行、信用金庫、労働金庫、農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会をいう。）、漁業協同組合連合会（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第十八条第一項第二号</u>の事業を行う漁業協同組合連合会をいう。第七條の二十一第二項において同じ。）その他の金融機関又は証券会社で、政令で定めるもの（以下「銀行等」という。）と締結した勤労者財産形成基金を預金者とする預貯金の預入又は国債その他の政令で定める有価証券（以下この条及び第七條の二十第一項において「有価証券」という。）の取得者とする有価証券の購入に関する契約で、次の要件を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けたものをいう。 一〇八（略） 4（略）

- 金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律（平成十年法律第二百二十七号）
（附則第二十八条関係）
（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において「金融機関等」とは、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第八十七条第一項第四号の事業</u>を行う漁業協同組合連合会及び保険会社をいう。 2・3 （略）	（定義） 第二条 この法律において「金融機関等」とは、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第八十七条第一項第二号の事業</u>を行う漁業協同組合連合会及び保険会社をいう。 2・3 （略）

○ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）（附則第二十八条関係）（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（金融機関等の資産の買取りに関する業務） 第五十三条 機構は、金融機関その他の者の資産を買い取ることにより第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。 一 次に掲げる金融機関その他の者（以下「金融機関等」という。）から資産を買い取ること。 イ 八 （略） 二 イから八までに掲げる金融機関以外の金融機関、農林中央金庫、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会 二 （略） 2・3 （略）	（金融機関等の資産の買取りに関する業務） 第五十三条 機構は、金融機関その他の者の資産を買い取ることにより第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。 一 次に掲げる金融機関その他の者（以下「金融機関等」という。）から資産を買い取ること。 イ 八 （略） 二 イから八までに掲げる金融機関以外の金融機関、農林中央金庫、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会 二 （略） 2・3 （略）

○ 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百十三号）（附則第二十八条関係）（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。 一 三 （略） 四 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会（以下「漁業協同組合連合会」という。） 五 （略） 29 （略）	（定義） 第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。 一 三 （略） 四 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会（以下「漁業協同組合連合会」という。） 五 （略） 29 （略）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において「農水産業協同組合」とは、次に掲げる者をいう。 一・二（略） 三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合</u> 四 水産業協同組合法<u>第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会</u> 五〇七（略） 二・三（略） 4 この法律において「信用事業」とは、農水産業協同組合が行う次に掲げる事業をいう。 一（略） 二 水産業協同組合法<u>第十一条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業</u> 三 水産業協同組合法<u>第八十七条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第四項から第六項までの事業</u> 四 水産業協同組合法<u>第九十三条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第二項から第四項まで</u>	（定義） 第二条 この法律において「農水産業協同組合」とは、次に掲げる者をいう。 一・二（略） 三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第十一条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合</u> 四 水産業協同組合法<u>第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会</u> 五〇七（略） 二・三（略） 4 この法律において「信用事業」とは、農水産業協同組合が行う次に掲げる事業をいう。 一（略） 二 水産業協同組合法<u>第十一条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項及び第四項の事業</u> 三 水産業協同組合法<u>第八十七条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第四項及び第五項の事業</u> 四 水産業協同組合法<u>第九十三条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第二項及び第三項の事</u>

の事業

五 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業

5
（略）

6 この法律において「農水産業協同組合連合会」とは、次に掲げる者をいう。

一 （略）

二 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会

三 （略）

7
10 （略）

第六十二条 （略）

2 前項の農水産業協同組合に係る相互援助取決めとは、次の各号のいずれかに掲げるものをいう。

一 農水産業協同組合である農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の相互扶助に資することを目的として、全国の区域を対象に農水産業協同組合が行う取決めであつて、農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合が当該目的のため農水産業協同組合連合会等に預け入れた貯金その他の資金を原資として、農水産業協同組合連合会等が救済農水産業協同組合、経営困難農水産業協同組合又は合併により設立される農水産業協同組合である農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合に対し資金の貸付けその他の援助（農水産業協同組合連合会等がその子会社（農業協同組合法第十一条の二第

業

五 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項及び第四項の事業

5
（略）

6 この法律において「農水産業協同組合連合会」とは、次に掲げる者をいう。

一 （略）

二 水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会

三 （略）

7
10 （略）

第六十二条 （略）

2 前項の農水産業協同組合に係る相互援助取決めとは、次の各号のいずれかに掲げるものをいう。

一 農水産業協同組合である農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の相互扶助に資することを目的として、全国の区域を対象に農水産業協同組合が行う取決めであつて、農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合が当該目的のため農水産業協同組合連合会等に預け入れた貯金その他の資金を原資として、農水産業協同組合連合会等が救済農水産業協同組合、経営困難農水産業協同組合又は合併により設立される農水産業協同組合である農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合に対し資金の貸付けその他の援助（農水産業協同組合連合会等がその子会社（農業協同組合法第十一条の二第

二項、水産業協同組合法第九十二条第一項若しくは第百条第一項において準用する同法第十一条の六第二項又は農林中央金庫法第二十四条第三項に規定する子会社をいう。又は協定債権回収会社（第七十四条第一号に規定する協定債権回収会社をいう。次号において同じ。）に行わせる資産の買取りその他の援助を含む。）を行うことを定めるもの

二・三（略）

3（略）

第六十二条の二 指定支援法人（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）第三十二条第二項に規定する指定支援法人をいう。以下同じ。）が、再編強化法第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づき行われる合併等（付保貯金移転を除く。第六十四条第四項において同じ。）について再編強化法第三十三条に規定する業務を行う場合において、当該指定支援法人は、機構が当該業務について資金援助（第六十一条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2（略）

（管理人の選任等）

第八十五条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理農水産業協同組合を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、管理人に専属する。農業協同組合法第四十七条、水産業協同組合法第五十一条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において

二項、水産業協同組合法第九十二条第一項若しくは第百条第一項において準用する同法第十一条の五第二項又は農林中央金庫法第二十四条第三項に規定する子会社をいう。又は協定債権回収会社（第七十四条第一号に規定する協定債権回収会社をいう。次号において同じ。）に行わせる資産の買取りその他の援助を含む。）を行うことを定めるもの

二・三（略）

3（略）

第六十二条の二 指定支援法人（農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）第三十二条第二項に規定する指定支援法人をいう。以下同じ。）が、再編強化法第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づき行われる合併等（付保貯金移転を除く。第六十四条第四項において同じ。）について再編強化法第三十三条に規定する業務を行う場合において、当該指定支援法人は、機構が当該業務について資金援助（第六十一条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2（略）

（管理人の選任等）

第八十五条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理農水産業協同組合を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、管理人に専属する。農業協同組合法第四十七条、水産業協同組合法第五十一条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において

準用する場合を含む。）及び農林中央金庫法第五十条において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十七条の規定、農業協同組合法第五十条第三項（同法第五十条の二第六項及び第五十条の三第四項において準用する場合を含む。）、水産業協同組合法第五十四条第三項（同法第五十四条の二第六項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の三第三項（同法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、再編強化法第三十条第二項及び農林中央金庫法第五十三条第三項において準用する商法第三百八十条の規定、農業協同組合法第六十九条、水産業協同組合法第七十三条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）及び再編強化法第二十二条第二項において準用する商法第四百十五条の規定並びに農業協同組合法第六十三条の二及び水産業協同組合法第六十七条の二（同法第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第百条第四項において準用する場合を含む。）において準用する商法第四百二十八条の規定による理事（農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。以下この章において同じ。）の権利についても、同様とする。

2～5 （略）

（管理人等となることができる法人）

第八十六条 （略）

2・3 （略）

4 水産業協同組合法第八十七条第一項第十号の事業を行う漁業協同組合

準用する場合を含む。）及び農林中央金庫法第五十条において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十七条の規定、農業協同組合法第五十条第三項（同法第五十条の二第六項及び第五十条の三第四項において準用する場合を含む。）、水産業協同組合法第五十四条第三項（同法第五十四条の二第三項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の三第三項（同法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、再編強化法第三十条第二項及び農林中央金庫法第五十三条第三項において準用する商法第三百八十条の規定、農業協同組合法第六十九条、水産業協同組合法第七十三条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）及び再編強化法第二十二条第二項において準用する商法第四百十五条の規定並びに農業協同組合法第六十三条の二及び水産業協同組合法第六十七条の二（同法第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第百条第四項において準用する場合を含む。）において準用する商法第四百二十八条の規定による理事（農業協同組合、農業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。以下この章において同じ。）の権利についても、同様とする。

2～5 （略）

（管理人等となることができる法人）

第八十六条 （略）

2・3 （略）

4 水産業協同組合法第八十七条第一項第八号の事業を行う漁業協同組合

連合会は、同項及び同条第十一項に規定する事業を行うほか、管理人又は管理人代理となり、その業務を行うことができる。

5 (略)

(総会等の特別議決に関する特例)

第九十三条 被管理農水産業協同組合における農業協同組合法第四十六条(同法第四十八条第七項及び再編強化法第九条第四項(再編強化法第二十五条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、水産業協同組合法第五十条(同法第五十二条第六項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。))、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項並びに再編強化法第九条第四項(再編強化法第二十五条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、及び農林中央金庫法第四十九条第一項(同法第五十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定による議決は、これらの規定にかかわらず、出席した組合員若しくは会員又は総代(次項において「組合員等」という。))の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

2・3 (略)

(総会の特別議決等に代わる許可)

第九十四条 被管理農水産業協同組合がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理農水産業協同組合は、農業協同組合法第四十六条(再編強化法第二十五条第二項において準用する再編強化法第九条第四項において準用する場合を含む。))及び第五十条の二第

連合会は、同項及び同条第八項に規定する事業を行うほか、管理人又は管理人代理となり、その業務を行うことができる。

5 (略)

(総会等の特別議決に関する特例)

第九十三条 被管理農水産業協同組合における農業協同組合法第四十六条(同法第四十八条第七項及び再編強化法第九条第四項(再編強化法第二十五条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、水産業協同組合法第五十条(同法第五十二条第六項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。))、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。))及び農林中央金庫法第四十九条第一項(同法第五十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定による議決は、これらの規定にかかわらず、出席した組合員若しくは会員又は総代(次項において「組合員等」という。))の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

2・3 (略)

(総会の特別議決等に代わる許可)

第九十四条 被管理農水産業協同組合がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理農水産業協同組合は、農業協同組合法第四十六条(再編強化法第二十五条第二項において準用する再編強化法第九条第四項において準用する場合を含む。))及び第五十条の二第

一項の規定、水産業協同組合法第五十条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項並びに再編強化法第二十五条第二項において準用する再編強化法第九条第四項において準用する場合を含む。）及び第五十四条の二第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）の規定、再編強化法第二十六条第三項において準用する農業協同組合法第四十五条第一項及び水産業協同組合法第四十九条第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）の規定並びに農林中央金庫法第四十九条第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項（第二条第一項第一号、第三号又は第五号に掲げる者にあつては、第二号に掲げる事項に限る。）を行うことができる。

一・二（略）

2 管理人は、農業協同組合法第三十二条の二第五項から第七項まで及び第三十八条、水産業協同組合法第三十六条の二第五項から第七項まで（これらの規定を同法第九十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十二条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法第三十八条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理農水産業協同組合の理事又は監事を解任することができる。

3 前項の規定により被管理農水産業協同組合の理事又は監事を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた理事又は監事の員数を欠くこととなるときは、管理人は、農業協同組合法第三十条第三項及び第九項並びに第三十条の二第四項、水産業協同組合法第三十四条第四項及び第九項（これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六

一項の規定、水産業協同組合法第四十八条第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）及び第五十条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）の規定、再編強化法第二十六条第三項において準用する農業協同組合法第四十五条第一項の規定並びに農林中央金庫法第四十九条第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項（第二条第一項第一号、第三号又は第五号に掲げる者にあつては、第二号に掲げる事項に限る。）を行うことができる。

一・二（略）

2 管理人は、農業協同組合法第三十二条の二第五項から第七項まで及び第三十八条、水産業協同組合法第四十二条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法第三十八条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理農水産業協同組合の理事又は監事を解任することができる。

3 前項の規定により被管理農水産業協同組合の理事又は監事を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた理事又は監事の員数を欠くこととなるときは、管理人は、農業協同組合法第三十条第三項及び第九項並びに第三十条の二第四項、水産業協同組合法第三十四条第三項及び第八項（これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六

条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）並びに第三十四条の二第四項（同法第九十二条第三項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第二十四條第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理農水産業協同組合の理事又は監事を選任することができる。

4
11（略）

（信用事業譲渡等における債権者保護手続の特例）

第百十四条（略）

2 農業協同組合法第五十条の二第六項において準用する同法第四十九条及び第五十条、水産業協同組合法第五十四条の二第六項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十三条及び第五十四条並びに再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十二條第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の決定があつた場合における当該決定に係る信用事業譲渡等については、適用しない。

3
7（略）

（報告又は資料の提出）

第百十六条（略）

2 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、農水産業協同組合の子会社（当該農水産業協同組合が農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合には農業協同組合法第十一条の二第二項に、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同

条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第二十四條第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理農水産業協同組合の理事又は監事を選任することができる。

4
11（略）

（信用事業譲渡等における債権者保護手続の特例）

第百十四条（略）

2 農業協同組合法第五十条の二第六項において準用する同法第四十九条及び第五十条、水産業協同組合法第五十四条の二第三項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十三条及び第五十四条並びに再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十二條第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の決定があつた場合における当該決定に係る信用事業譲渡等については、適用しない。

3
7（略）

（報告又は資料の提出）

第百十六条（略）

2 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、農水産業協同組合の子会社（当該農水産業協同組合が農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合には農業協同組合法第十一条の二第二項に、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同

組合連合会である場合には水産業協同組合法第十一条の六第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に、農林中央金庫である場合には農林中央金庫法第二十四条第三項に、それぞれ規定する子会社（子会社とみなされる会社を含む。）をいう。次項及び次条において同じ。）又は農水産業協同組合から業務の委託を受けた者に対し、当該農水産業協同組合の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 (略)

第二百二十七条 被管理農水産業協同組合の理事（農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員会を含む。第百三十二条第一項及び第二項において同じ。）、監事若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第八十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百三十二条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる農水産業協同組合の管理人は、当該各号に定める規定のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

二 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合

組合連合会である場合には水産業協同組合法第十一条の五第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に、農林中央金庫である場合には農林中央金庫法第二十四条第三項に、それぞれ規定する子会社（子会社とみなされる会社を含む。）をいう。次項及び次条において同じ。）又は農水産業協同組合から業務の委託を受けた者に対し、当該農水産業協同組合の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 (略)

第二百二十七条 被管理農水産業協同組合の理事（農業協同組合、農業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員会を含む。第百三十二条第一項及び第二項において同じ。）、監事若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第八十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百三十二条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる農水産業協同組合の管理人は、当該各号に定める規定のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

二 農業協同組合又は農業協同組合連合会 再編強化法第四十七条各号

連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会 再編強化法第四十七条各号	4 (略) 5 農水産業協同組合である漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会の管理人は、水産業協同組合法第三百三十条第一項各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。
4 (略)	5 農水産業協同組合である漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会の管理人は、水産業協同組合法第三百三十条第一項各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

改 正 案	現 行
（組合員等の同意） 第九条 （略） 2 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項の規定により電磁的方法（同法第十一条の二第四項に規定する電磁的方法をいう。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該育成水面の区域及び育成水面利用規則についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。 3 前項前段の電磁的方法（水産業協同組合法第十一条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。）により得られた当該育成水面の区域及び育成水面利用規則についての同意は、漁業協同組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合に到達したものとみなす。 4・5 （略）	（組合員等の同意） 第九条 （略） 2 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項の規定により電磁的方法（同法第十五条の二第四項に規定する電磁的方法をいう。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該育成水面の区域及び育成水面利用規則についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。 3 前項前段の電磁的方法（水産業協同組合法第十五条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。）により得られた当該育成水面の区域及び育成水面利用規則についての同意は、漁業協同組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合に到達したものとみなす。 4・5 （略）

改 正 案	現 行
（助成措置） 第八条 政府は、都道府県（第四条第一項第一号の政令で定める業種にあつては、当該業種に係る漁業を営む中小漁業者を構成員とする漁業協同組合連合会（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合連合会を除く。）その他の農林水産大臣が指定する法人。以下この項において同じ。）に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が、同法第十一条第一項第三号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他政令で定める金融機関（以下「融資機関」という。）との契約により当該融資機関が貸し付けた資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を補助することができる。 2 （略）	（助成措置） 第八条 政府は、都道府県（第四条第一項第一号の政令で定める業種にあつては、当該業種に係る漁業を営む中小漁業者を構成員とする漁業協同組合連合会（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う漁業協同組合連合会を除く。）その他の農林水産大臣が指定する法人。以下この項において同じ。）に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が、同法第十一条第一項第一号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他政令で定める金融機関（以下「融資機関」という。）との契約により当該融資機関が貸し付けた資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を補助することができる。 2 （略）

改 正 案	現 行
（事務の委託） 第十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、その行う第三条第一項に規定する事業に係る事務の一部（貸付けの決定を除く。）を水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会その他政令で定める法人に委託することができる。 2 （略）	（事務の委託） 第十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、その行う第三条第一項に規定する事業に係る事務の一部（貸付けの決定を除く。）を水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会その他政令で定める法人に委託することができる。 2 （略）

改 正 案	現 行
（口座の開設） 第六条 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次に掲げる者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設しなければならない。 一 九 （略） 十 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第十一</u>条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合及び同法<u>第八十七</u>条第一項第四号の事業を行う水産加工業協同組合並びに同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会 十一 十六 （略） 2 （略）	（口座の開設） 第六条 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次に掲げる者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設しなければならない。 一 九 （略） 十 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第十一</u>条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合及び同法<u>第八十七</u>条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合並びに同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会 十一 十六 （略） 2 （略）

○ 土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）（附則第三十三条関係）（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（土地の再評価） 第三条 次に掲げる法人で事業用土地を所有するものは、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三十四条第二号（他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、その事業用土地について再評価を行うことができる。 一 六 （略） 七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第十一条第一項第四号</u>の事業を行う漁業協同組合連合会 八 （略） 2 4 （略）	（土地の再評価） 第三条 次に掲げる法人で事業用土地を所有するものは、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三十四条第二号（他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、その事業用土地について再評価を行うことができる。 一 六 （略） 七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第十一条第一項第二号</u>の事業を行う漁業協同組合及び同法<u>第八十七条第一項第二号</u>の事業を行う漁業協同組合連合会 八 （略） 2 4 （略）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。 一 次に掲げる者が有する貸付債権 イ 水（略） ヘ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第十一条</u> <u>第一項</u><u>第四号</u>の事業を行う漁業協同組合及び同法<u>第八十七条</u><u>第一項</u> <u>第四号</u>の事業を行う漁業協同組合連合会 ト ヌ（略） 二 二十二（略） 2・3（略）	（定義） 第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。 一 次に掲げる者が有する貸付債権 イ 水（略） ヘ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第十一条</u> <u>第一項</u><u>第二号</u>の事業を行う漁業協同組合及び同法<u>第八十七条</u><u>第一項</u> <u>第二号</u>の事業を行う漁業協同組合連合会 ト ヌ（略） 二 二十二（略） 2・3（略）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において「協同組織金融機関」とは、次に掲げる者をいう。 一 六（略） 七 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第十一条第一項第四号（信用事業）の事業を行うものに限る。</u>第十九条第一項第三号、第三十四条第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項において同じ。）<u>、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号（信用事業）の事業を行うものに限る。</u>第三十四条第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項において同じ。）<u>、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。</u>第十九条第一項第三号及び第四十五条第一項において同じ。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。第四十五条第一項において同じ。） 2 8（略） （優先出資者に対する剰余金の配当） 第十九条 優先出資者に対する剰余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。	（定義） 第二条 この法律において「協同組織金融機関」とは、次に掲げる者をいう。 一 六（略） 七 漁業協同組合及び水産加工業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第十一条第一項第二号又は第九十三条第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。</u>第十九条第一項第三号及び第四十五条第一項において同じ。）並びに漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。第四十五条第一項において同じ。） 2 8（略） （優先出資者に対する剰余金の配当） 第十九条 優先出資者に対する剰余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

一・二（略）

三 根拠法に基づいて当該事業年度において積み立てなければならない法定準備金の最低額（農業協同組合又は漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合にあつては、その額に農業協同組合法第五十一条第七項（剰余金の繰越し）又は水産業協同組合法第五十五条第七項（剰余金の繰越し）（同法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該事業年度において翌事業年度に繰り越さなければならぬ繰越金の最低額を加えた額）

四・五（略）

2
12（略）

（優先出資者総会の招集）

第三十四条（略）

2 優先出資者総会の招集事由があるにもかかわらず、優先出資者総会が招集されないときは、六月前から引き続き当該発行済優先出資の総口数の百分の三以上の優先出資を有する者は、会議の目的たる事項を記載した書面を理事（農林中央金庫並びに経営管理委員を置く農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会）にあつては、経営管理委員）に提出して、優先出資者総会の招集を請求することができる。

3（略）

（理事の責任）

第三十六条 理事（農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会）にあつては、経営管理委員を含む。以下この条において同じ。）がこの法律若しくはこの法律に基づく命

一・二（略）

三 根拠法に基づいて当該事業年度において積み立てなければならない法定準備金の最低額（農業協同組合又は漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合にあつては、その額に農業協同組合法第五十一条第七項（剰余金の繰越し）又は水産業協同組合法第五十五条第四項（剰余金の繰越し）（同法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該事業年度において翌事業年度に繰り越さなければならぬ繰越金の最低額を加えた額）

四・五（略）

2
12（略）

（優先出資者総会の招集）

第三十四条（略）

2 優先出資者総会の招集事由があるにもかかわらず、優先出資者総会が招集されないときは、六月前から引き続き当該発行済優先出資の総口数の百分の三以上の優先出資を有する者は、会議の目的たる事項を記載した書面を理事（農林中央金庫並びに経営管理委員を置く農業協同組合及び農業協同組合連合会）にあつては、経営管理委員）に提出して、優先出資者総会の招集を請求することができる。

3（略）

（理事の責任）

第三十六条 理事（農林中央金庫、農業協同組合及び農業協同組合連合会）にあつては、経営管理委員を含む。以下この条において同じ。）がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は優先出資に関する定款の規定に

令又は優先出資に関する定款の規定に違反したときは、その理事は、協同組織金融機関に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 商法第二百六十六条第二項及び第三項（取締役の責任）の規定は農林中央金庫及び連合会等の前項の理事の責任について、同条第五項の規定は協同組織金融機関の前項の理事の責任について、同条第七項（第三号を除く。以下この項において同じ。）、第八項、第九項前段、第十項前段及び第十七項（取締役の責任の免除）の規定は農林中央金庫の前項の理事の責任（同条第十七項の規定にあつては、前項の経営管理委員の責任を除く。）について、同条第七項から第九項まで、第十項前段及び第十七項の規定は連合会等の前項の理事の責任（同条第十七項の規定にあつては、前項の農協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会の経営管理委員の責任を除く。）についてそれぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「総株主」とあるのは「総普通出資者及総優先出資者」と、同条第七項中「第一項第五号ノ行為」とあるのは「協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十六条第一項二規定スル損害賠償ノ責ニ任ズベキ行為」と、「第三百四十三条二定ムル決議」とあるのは「根拠法ニ依ル特別ノ決議（農林中央金庫ニ在リテハ農林中央金庫法第四十九条第一項、信用協同組合及中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会ニ在リテハ同法第五十三条、信用金庫及信用金庫連合会ニ在リテハ信用金庫法第四十八条、労働金庫及労働金庫連合会ニ在リテハ労働金庫法第五十三条、農業協同組合及農業協同組合連合会ニ在リテハ農業協同組合法第四十六条、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及水産加工業協同組合連合会ニ在リテハ水産業協同組合法第五十条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及第百条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ決議ヲ謂フ）及優先出資者総会ノ決議」と、同条第七項から第九

違反したときは、その理事は、協同組織金融機関に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 商法第二百六十六条第二項及び第三項（取締役の責任）の規定は農林中央金庫及び連合会等の前項の理事の責任について、同条第五項の規定は協同組織金融機関の前項の理事の責任について、同条第七項（第三号を除く。以下この項において同じ。）、第八項、第九項前段、第十項前段及び第十七項（取締役の責任の免除）の規定は農林中央金庫の前項の理事の責任（同条第十七項の規定にあつては、前項の経営管理委員の責任を除く。）について、同条第七項から第九項まで、第十項前段及び第十七項の規定は連合会等の前項の理事の責任（同条第十七項の規定にあつては、前項の農協同組合及び農業協同組合連合会の経営管理委員の責任を除く。）についてそれぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「総株主」とあるのは「総普通出資者及総優先出資者」と、同条第七項中「第一項第五号ノ行為」とあるのは「協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十六条第一項二規定スル損害賠償ノ責ニ任ズベキ行為」と、「第三百四十三条二定ムル決議」とあるのは「根拠法ニ依ル特別ノ決議（農林中央金庫ニ在リテハ農林中央金庫法第四十九条第一項、信用協同組合及中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会ニ在リテハ同法第五十三条、信用金庫及信用金庫連合会ニ在リテハ信用金庫法第四十八条、労働金庫及労働金庫連合会ニ在リテハ労働金庫法第五十三条、農業協同組合及農業協同組合連合会ニ在リテハ農業協同組合法第四十六条、漁業協同組合及水産加工業協同組合並ニ漁業協同組合連合会及水産加工業協同組合連合会ニ在リテハ水産業協同組合法第五十条ノ決議ヲ謂フ）及優先出資者総会ノ決議」と、同条第七項から第九項まで及び第十項前段中「株主総会」とあるのは「普通出資者総会及優先出資者総会」と、同条第八項及び第九項中「取締役

項まで及び第十項前段中「株主総会」とあるのは「普通出資者総会及優先出資者総会」と、同条第八項及び第九項中「取締役」とあるのは農林中央金庫については「経営管理委員」と、農業協同組合及び農業協同組合連合会については「理事（農業協同組合法第三十条の二第三項ノ組合ニ在リテハ経営管理委員）」と、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会については「理事（水産業協同組合法第三十四条の二第三項（同法第九十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ組合ニ在リテハ経営管理委員）」と、同項前段中「監査役」とあるのは農林中央金庫については「監事会」と、同条第十七項中「代表取締役」とあるのは農林中央金庫については「農林中央金庫法第二十二條第三項ノ理事」と読み替えるものとする。

（協同組織金融機関の資本の額等）

第三十八条（略）

2 前項の規定にかかわらず、優先出資を発行している協同組織金融機関の次の各号に掲げる法律の規定の適用については、この法律による資本の額をもって、当該協同組織金融機関の当該各号に定めるものとする。

一六（略）

七 水産業協同組合法第十一条の三第一項（出資の総額の最低限度）（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）第五十五条第二項（準備金及び繰越金）（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）及び第五十六条第一項第一号（剰余金の配当）（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）出資の総額及び出資総額

3（略）

「とあるのは農林中央金庫については「経営管理委員」と、農業協同組合及び農業協同組合連合会については「理事（農業協同組合法第三十条の二第三項ノ組合ニ在リテハ経営管理委員）」と、同項前段中「監査役」とあるのは農林中央金庫については「監事会」と、同条第十七項中「代表取締役」とあるのは農林中央金庫については「農林中央金庫法第二十二條第三項ノ理事」と読み替えるものとする。

（協同組織金融機関の資本の額等）

第三十八条（略）

2 前項の規定にかかわらず、優先出資を発行している協同組織金融機関の次の各号に掲げる法律の規定の適用については、この法律による資本の額をもって、当該協同組織金融機関の当該各号に定めるものとする。

一六（略）

七 水産業協同組合法第十一条の二第一項（出資の総額の最低限度）（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）第五十五条第二項（準備金及び繰越金）（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）及び第五十六条第一項第一号（剰余金の配当）（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）出資の総額及び出資総額

3（略）

改 正 案	現 行
（銀行法等の規定の適用） 第百三十二条（略） 2 次の各号に掲げる金融機関は、当該各号に規定する業務を行う場合には、第十八条第三項第五号、第二十一条第三項において準用する商法第百七十条第二項、第二十五条、第三十九条第四項、第一百十条第六項及び第百十三条の四の七第五項において準用する商法第百八十九条、第三十八条第二項第十号、同条第三項並びに第三十九条第四項、第一百十条第六項及び第百十三条の四の七第五項において準用する商法第百七十八条、第百十六条第三項において準用する有限会社法第十二条第二項及び同条第三項において準用する商法第百八十九条、第百三十五条第七号、第百三十六条第三号並びに第百三十八条（第百三十五条第七号に係る部分に限る。）の規定の適用については、銀行とみなす。 一（四）（略） 五 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第十一</u>条第一項第四号、<u>第八十七</u>条第一項第四号、<u>第九十三</u>条第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会 同法<u>第十</u>一条第三項第八号、<u>第八十七</u>条第四項第八号、<u>第九十三</u>条第二項第八号又は第九十七條第三項第八号に掲げる業務 六・七（略）	（銀行法等の規定の適用） 第百三十二条（略） 2 次の各号に掲げる金融機関は、当該各号に規定する業務を行う場合には、第十八条第三項第五号、第二十一条第三項において準用する商法第百七十条第二項、第二十五条、第三十九条第四項、第一百十条第六項及び第百十三条の四の七第五項において準用する商法第百八十九条、第三十八条第二項第十号、同条第三項並びに第三十九条第四項、第一百十条第六項及び第百十三条の四の七第五項において準用する商法第百七十八条、第百十六条第三項において準用する有限会社法第十二条第二項及び同条第三項において準用する商法第百八十九条、第百三十五条第七号、第百三十六条第三号並びに第百三十八条（第百三十五条第七号に係る部分に限る。）の規定の適用については、銀行とみなす。 一（四）（略） 五 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第十一</u>条第一項第二号、<u>第八十七</u>条第一項第二号、<u>第九十三</u>条第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会 同法<u>第十</u>一条第三項第六号、<u>第八十七</u>条第四項第六号、<u>第九十三</u>条第二項第六号又は第九十七條第三項第六号に掲げる業務 六・七（略）

改 正 案	現 行
（銀行とみなす場合） 第百五十五条 次の各号に掲げる金融機関は、当該各号に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項第三号、第十四条第二項第二号、同条第三項本文（第七十四条第四項において準用する場合を含む。）、第七十四条第二項第二号、第二十一条前段及び第八十条前段において準用する商法第百七十八条及び第百八十九条並びに第百五十一条第三項前段において準用する商業登記法第八十条第十号及び第八十二条第四号の規定の適用については、銀行とみなす。 一・二（略） 三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第十一</u>条第一項第四号、<u>第八十七</u>条第一項第四号、<u>第九十三</u>条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会 同法第十一条第三項第八号、第八十七条第四項第八号、第九十三条第二項第八号又は第九十七条第三項第八号に掲げる業務 四〃六（略）	（銀行とみなす場合） 第百五十五条 次の各号に掲げる金融機関は、当該各号に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項第三号、第十四条第二項第二号、同条第三項本文（第七十四条第四項において準用する場合を含む。）、第七十四条第二項第二号、第二十一条前段及び第八十条前段において準用する商法第百七十八条及び第百八十九条並びに第百五十一条第三項前段において準用する商業登記法第八十条第十号及び第八十二条第四号の規定の適用については、銀行とみなす。 一・二（略） 三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第十一</u>条第一項第二号、<u>第八十七</u>条第一項第二号、<u>第九十三</u>条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会 同法第十一条第三項第六号、第八十七条第四項第六号、第九十三条第二項第六号又は第九十七条第三項第六号に掲げる業務 四〃六（略）

○ 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（附則第三十五条関係）（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（銀行法等の規定の適用） 第三百三十二条（略） 2 次の各号に掲げる金融機関は、当該各号に規定する業務を行う場合には、第十八条第三項第五号、第二十一条第三項において準用する商法第百七十条第二項、第二十五条及び第三十九条第四項において準用する商法第百八十九条、第三十八条第二項第九号、同条第三項、第三十九条第四項において準用する商法第百七十八条、第百十六条第三項において準用する有限会社法第十二条第二項及び同条第三項において準用する商法第百八十九条、第百三十五条第七号、第百三十六条第三号並びに第百三十八条（第百三十五条第七号に係る部分に限る。）の規定の適用については、銀行とみなす。 一 四（略） 五 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会 同法第十条第三項第八号、第八十七条第四項第八号、第九十三条第二項第八号又は第九十七条第三項第八号に掲げる業務 六・七（略）	（銀行法等の規定の適用） 第三百三十二条（略） 2 次の各号に掲げる金融機関は、当該各号に規定する業務を行う場合には、第十八条第三項第五号、第二十一条第三項において準用する商法第百七十条第二項、第二十五条及び第三十九条第四項において準用する商法第百八十九条、第三十八条第二項第九号、同条第三項、第三十九条第四項において準用する商法第百七十八条、第百十六条第三項において準用する有限会社法第十二条第二項及び同条第三項において準用する商法第百八十九条、第百三十五条第七号、第百三十六条第三号並びに第百三十八条（第百三十五条第七号に係る部分に限る。）の規定の適用については、銀行とみなす。 一 四（略） 五 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会 同法第十条第三項第六号、第八十七条第四項第六号、第九十三条第二項第六号又は第九十七条第三項第六号に掲げる業務 六・七（略）

改 正 案	現 行
（水産業協同組合法の特例） 第六条 （略） 2 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項の規定により電磁的方法（同法第十一条の二第四項に規定する電磁的方法をいう。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。 3 前項前段の電磁的方法（水産業協同組合法第十一条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。）により得られた当該漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更についての同意は、漁業協同組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合に到達したものとみなす。 4・5 （略）	（水産業協同組合法の特例） 第六条 （略） 2 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項の規定により電磁的方法（同法第十五条の二第四項に規定する電磁的方法をいう。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。 3 前項前段の電磁的方法（水産業協同組合法第十五条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。）により得られた当該漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更についての同意は、漁業協同組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合に到達したものとみなす。 4・5 （略）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条（略） 2・3（略） 4 この法律において「監督庁」とは、次に定める行政庁をいう。 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合及び同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合（第十一条第一項において「組合」と総称する。）については、都道府県の区域を超える区域を地区とするものにあつては農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、その他のものにあつては都道府県知事とする。 二 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会、水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（第十一条第一項において「連合会」と総称する。）については、都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものにあつては農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、その他のものにあつては都道府県知事とする。 三（略） （信用事業の譲渡に関する総会又は総代会の議決に代わる許可）	（定義） 第二条（略） 2・3（略） 4 この法律において「監督庁」とは、次に定める行政庁をいう。 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第十一条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合及び同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合（第十一条第一項において「組合」と総称する。）については、都道府県の区域を超える区域を地区とするものにあつては農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、その他のものにあつては都道府県知事とする。 二 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会、水産業協同組合法第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（第十一条第一項において「連合会」と総称する。）については、都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものにあつては農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、その他のものにあつては都道府県知事とする。 三（略） （信用事業の譲渡に関する総会又は総代会の議決に代わる許可）

第十一条 組合又は連合会についての再生手続開始後において、組合又は連合会である再生債務者（民事再生法第二条第一号に規定する再生債務者をいう。以下この項において同じ。）がその財産をもって債務を完済することができないときは、裁判所は、再生債務者等（同条第二号に規定する再生債務者等をいう。第二十三条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）の申立てにより、当該再生債務者の信用事業（農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業及び水産業協同組合法第十一条の四第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業をいう。以下この項において同じ。）の全部又は一部の譲渡について農業協同組合法第四十六条及び第五十条の二第二項又は水産業協同組合法第五十条及び第五十四条の二第二項（これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する総会又は総代会の議決に代わる許可を与えることができる。ただし、当該信用事業の全部又は一部の譲渡が信用事業の継続のために必要である場合に限る。

2
(略)

第十一条 組合又は連合会についての再生手続開始後において、組合又は連合会である再生債務者（民事再生法第二条第一号に規定する再生債務者をいう。以下この項において同じ。）がその財産をもって債務を完済することができないときは、裁判所は、再生債務者等（同条第二号に規定する再生債務者等をいう。第二十三条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）の申立てにより、当該再生債務者の信用事業（農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業及び水産業協同組合法第十一条の三第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業をいう。以下この項において同じ。）の全部又は一部の譲渡について農業協同組合法第四十六条及び第五十条の二第二項又は水産業協同組合法第四十八条第一項及び第五十条（これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する総会又は総代会の議決に代わる許可を与えることができる。ただし、当該信用事業の全部又は一部の譲渡が信用事業の継続のために必要である場合に限る。

2
(略)

改 正 案	現 行
（事務所等） 第三条（略） 2）4（略） 5 農林中央金庫は、次に掲げる者にその業務を代理させることができる。 一・二（略） 三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合</u> 四 水産業協同組合法<u>第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会</u> 五・六（略） （農林中央金庫の子会社の範囲等） 第七十二条（略） 2・3（略） 4 農林中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第五号まで又は第七号に掲げる会社（従属業務（第二項第三号に掲げる従属業務をいう。以下この項、第九項第一号及び第十項において同じ。）又は第五十四条第一項各号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として農林中央金庫の営む業務のためにその業務を営んでいる会	（事務所等） 第三条（略） 2）4（略） 5 農林中央金庫は、次に掲げる者にその業務を代理させることができる。 一・二（略） 三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第十一条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合</u> 四 水産業協同組合法<u>第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会</u> 五・六（略） （農林中央金庫の子会社の範囲等） 第七十二条（略） 2・3（略） 4 農林中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第五号まで又は第七号に掲げる会社（従属業務（第二項第三号に掲げる従属業務をいう。以下この項、第九項第一号及び第十項において同じ。）又は第五十四条第一項各号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として農林中央金庫の営む業務のためにその業務を営んでいる会

社に限る。）を除く。以下「認可対象会社」という。）を子会社としよ
うとするときは、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用
事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第十五条
第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の認可を受け
る場合を除き、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

5～8（略）

9 農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で
定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 第一項第五号又は第六号に掲げる会社（同項第五号の会社にあつて
は、主として農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営む会社に
限る。）を子会社としようとするとき（農林中央金庫及び特定農水産
業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第十五条第
一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の認可を受け
る場合を除く。）。

二（略）

10（略）

（農林中央金庫等による議決権の取得等の制限）

第七十三条（略）

2・3（略）

4 農林中央金庫又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項
の規定にかかわらず、当該各号に定める日に有することとなる国内の会
社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当
該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、
主務大臣は、農林中央金庫又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に

社に限る。）を除く。以下「認可対象会社」という。）を子会社としよ
うとするときは、農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業
の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第十五条第
一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の認可を受ける場
合を除き、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

5～8（略）

9 農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で
定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 第一項第五号又は第六号に掲げる会社（同項第五号の会社にあつて
は、主として農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営む会社に
限る。）を子会社としようとするとき（農林中央金庫及び特定農業協
同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第十五条第一項
（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の認可を受ける場
合を除く。）。

二（略）

10（略）

（農林中央金庫等による議決権の取得等の制限）

第七十三条（略）

2・3（略）

4 農林中央金庫又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項
の規定にかかわらず、当該各号に定める日に有することとなる国内の会
社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当
該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、
主務大臣は、農林中央金庫又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に

国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。 一 農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第十五条第一項の認可を受けて合併をしたとき その合併をした日 二 農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十七条において準用する同法第十五条第一項の認可を受けて事業を譲り受けたとき その事業を譲り受けた日 5 8 (略)	国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。 一 農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第十五条第一項の認可を受けて合併をしたとき その合併をした日 二 農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十七条において準用する同法第十五条第一項の認可を受けて事業を譲り受けたとき その事業を譲り受けた日 5 8 (略)
---	---